令和5年9月定例会

文教厚生委員会 予算決算委員会(文教厚生分科会) 会 議 録

長崎県議会

目 次

(9)	112日【委員	間部	「議】)	
1,	開催日時・場	脈		1
2、	出 席	者		1
3、	経	過		1
	委員会			
	審査内容等に	関す	る委員間討議(協議)	1
/ (56)				
-	1日目)	3 CC		2
	開催日時・場			2
•	出席	者		2
- •	-	件		2
-		件		2
•	経	過		
(%	総務部)			
	委員会			
	総務部長所管	事項	説明	3
	決議に基づく	提出	資料説明	4
	陳情審查			4
	議案外所管事	務一	-般に対する質問	4
	「私学助成の)充実	強化等に関する意見書」に係る委員間討議	2 3
(第2	2日目)			
1、	開催日時・場	脈		2 6
2、	出 席	者		2 6
3、	経	過		
·				
(孝	效育委員会)			
	委員会			
	教育長所管事	頂前	.明	2 6
	決議に基づく			2 8
			説明	2 9
	陳情審查	C I'HI AL	.пл.⊷.	3 2
				3 5
		₹別分一	-般に対する質問	3 5
r tata e				
-	3日目)			
-	開催日時・場			8 5
-	出席	_		8 5
3、	経	過		
. 1.			71.65	
(}	晶祉保健部・こ	. ح	以束局)	
	分科会			_
			·議案説明	8 6
	こども政策局	長子	算議案説明	8 6
	長寿社会課長	補足		8 7

障害福祉課長補足説明		8	8 7				
予算議案及び報告議案に対する質疑	ē	8	8 8				
予算議案及び報告議案に対する討論	角	8	8 9				
委員会							
こども政策局長総括説明		(9 0				
福祉保健部長所管事項説明		9	9 2				
こども未来課長補足説明		(9 3				
議案に対する質疑		(9 4				
議案に対する討論		1 (0 0				
「付帯決議」に係る委員間討議		1 (0 1				
決議に基づく提出資料説明		1 (0 2				
障害福祉課長補足説明		1 (0 3				
陳情審査		1 (0 4				
ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血	ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の						
評価等を求める意見書		1 (0 7				
議案外所管事務一般に対する質問		1 (0 9				
委員間討議		1 4	4 1				
・審査結果報告書		1 4	4 2				
(配付資料)							
	(総務部)						
・分科会関係議案説明資料 ((教育委員会)						
・委員会関係議案説明資料 ((教育委員会)						
・委員会関係議案説明資料(追加1)((教育委員会)						
・分科会関係議案説明資料 ((福祉保健部)						
·委員会関係議案説明資料 ((福祉保健部)						
・分科会関係議案説明資料 ((こども政策局)						
・委員会関係議案説明資料 ((こども政策局)						
・委員会関係議案説明資料 ((こども政策局)						
・委員会関係議案説明資料(追加1)((こども政策局)						

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年9月12日

自 午前10時36分 至 午前10時44分 於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委 員 長 千住 良治 君 副 委員 툱 山下 博史 君 委 員 堀江ひとみ 君 浅田ますみ 君 深堀ひろし 君 " 吉村 洋君 山本 由夫 君 " 宮本 法広 君 " 堤 典子 君 白川 鮎美 君 " 冨岡 孝介 君 " " 湊 亮太 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

か し

6、審査の経過次のとおり

午前10時36分 開会

【千住委員長】 ただいまから、文教厚生委員会 を開会いたします。 これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を 慣例によりまして、 私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、山本委員、堤委員のご両 人にお願いいたします。

本日の委員会は、令和5年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査の方法について お諮りいたします。

審査の方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

ご異議ないようですので、そのように進める ことにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に 切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時43分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審 査内容につきましては、原案のとおり決定され ましたので、この後、理事者へ正式に通知する ことといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにないようですので、これをもちまして、 本日の文教厚生委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前10時44分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年9月26日

自 午前 9時59分 至 午前11時45分

於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 千住 良治 君 副委員長(副会長) 山下 博史 君 委 員 堀江ひとみ 君 浅田ますみ 君 深堀ひろし 君 吉村 洋君 山本 由夫 君 宮本 法広 君 " 堤 典子 君 " 白川 鮎美 君 冨岡 孝介 君 " " 湊 亮太 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

 総 務 部 長
 中尾 正英 君

 学事振興課長
 櫻間 秀道 君

6、審査事件の件名

○文教厚生分科会

第69号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算(第5号)

(関係分)

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

(1)議案

第74号議案

長崎県子育て条例行動計画の変更について

(2)請願

なし

(3)陳情

- ・「花育」の取組に対する支援に関する要望書
- ・令和六年度離島振興の促進に関する要望等の 実現について
- ・要望書(島原市)
- ・要望書(長崎市)
- ・令和5年度長崎県の施策に関する要望・提案書 (南島原市)
- ・要望書(五島市)
- ・要望書(長与町)
- ·要望書(長崎県私立中学高等学校協会)

8、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開会

【千住委員長】 おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算 委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に移ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第 74号議案「長崎県子育て条例行動計画の変更に について」1件でございます。

そのほか、陳情8件の送付を受け付けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委

員会に付託されました予算議案の関係部分を文 教厚生分科会において審査することになってお りますので、本分科会として審査いたします案 件は、第69号議案「令和5年度長崎県一般会計 補正予算(第5号)」のうち関係部分でありま す。

次に、審査方法についてお諮りいたします。 審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査 の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお 配りしております審査順序のとおり行いたいと 存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、中尾総務部長が、本委員会への初出席となりますので、紹介を受ける ことにいたします。

【中尾総務部長】 おはようございます。

7月10日付で総務部長を拝命いたしました中 尾正英でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【千住委員長】 それでは、委員会による審査を 行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、総務部長より所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を 受け、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

まず、総務部長より、所管事項説明を求めます。

【中尾総務部長】 それでは、総務部関係の議案 外の主な所管事項についてご説明いたします。

総務部の「文教厚生委員会関係説明資料」を お開きください。 今回、ご説明いたしますのは、長崎県公立大学法人の業務実績評価について、それから、「新しい長崎県づくり」のビジョンの策定についてでございます。

まず、長崎県公立大学法人の業務実績評価についてでございますが、長崎県公立大学法人の業務実績については、地方独立行政法人法の規定に基づき、長崎県公立大学法人評価委員会により評価が行われました。

令和4年度は、6年間の中期目標期間の最終年度に当たることから、令和4事業年度の業務実績評価(年度評価)に加え、第3期中期目標期間にかかる業務の実績に関する評価も併せて実施され、去る9月6日にその結果が法人に対して通知されるとともに、知事に対して報告がございました。

委員会では、全学部で実施している長崎県の地域特性を生かした「しまなび」プログラムが、学生の社会人基礎力の育成や地域の活性につながっていること、地域の政策課題に関する研究活動においては、県議会との連携事業や産官学が連携した五島市における健康寿命延伸に関する調査研究などが積極的に実施されていること、また、令和3年度及び令和4年度に大学を新型コロナウイルスワクチン接種の拠点施設として開放し、地域住民のワクチン接種の促進に取り組んだことについて、高く評価するとの意見をいただきました。

一方で、3年修了時までに9割以上の学生に卒業要件を習得させる取組や、県内就職率の向上については、改善に向けて様々な取組が行われてきたものの、目標達成には至っておらず、特に、県内就職については、学科の特徴などを考慮した学生のニーズに応じたアプローチなど、目標達成に向けての取り組みを計画的に行うこ

とも必要ではないか。また、大学や学生の努力 が反映されるような評価基準を設定すべきとの 意見をいただいております。

県としましては、大学と一体となって、指摘を受けた項目については改善を図るとともに、 今後とも「選ばれる大学」、「長崎の核となる 大学」となるように全力で取り組んでまいりま す。

次に、「新しい長崎県づくり」のビジョンの 策定についてでございます。

県民の皆様と「新しい長崎県づくり」を推進していくためのビジョンについては、「未来大国」のコンセプトのもと、重点的に注力したい5つの主な分野ごとに、おおむね10年後のありたい姿と、その実現に向けた施策の方向性などを掲げたビジョン素案をお示ししてございます。

ビジョン素案のうち総務部関係では、「こども」分野における「「デジタル×リアル」で多様なつながりを創り出し、こどもたちの豊かな学びが実現している」というありたい姿の実現に向けて、多様なこどもたちに対応するためのメタバースなどのデジタル技術を活用した学びの場の創出や居場所づくりの充実といった施策の方向性をお示ししているところでございます。

次に、「イノベーション」分野における、「本 県をステージに、スタートアップ起業や第二創 業などが展開され、上場企業も創出されるなど、 県内外から選ばれる「みなチャレ・フィールド 長崎県」が実現している」というありたい姿の 実現に向けて、未来を担う人材のためのアント レプレナーシップ教育の推進といった施策の方 向性をお示ししております。

今後、県議会をはじめ、県民の皆様のご意見をお伺いしながら、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わ ります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上 げます。

【千住委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【 櫻間学事振興課長 】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、本年6月から8 月の実績は、8月8日及び8月30日に開催しました長崎県公立大学法人評価委員会2件と、8月28 日に開催しました長崎県私立学校審議会1件の計3件となっております。

会議の結果については、資料3ページから9ページに記載のとおりでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。 よろしくご審議を賜りますようお願い申し上 げます。

【千住委員長】 以上で説明が終わりました。 次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧のと おり陳情書の送付を受け付けておりますので、 ご覧願います。

陳情書につきまして、何かご質問はありませんか。陳情番号は43番です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、質問がないようです ので、陳情につきましては、承っておくことと いたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行

います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についてご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】質問がないようですので、次に、 議案外所管事務一般について、質問を受けるこ とといたします。

ご質問はございませんか。

【冨岡委員】 おはようございます。

先ほど、総務部長からお話がありました総務 部関係の議案外の主な所管事項についての1番、 長崎県公立大学法人の業務実績評価について、 2ページ目の下から2段落目、「一方で」で始ま る部分の真ん中より下の方ですが、「特に、県 内就職については、学科の特徴などを考慮した 学生のニーズに応じたアプローチなど、目標達 成に向けての取り組みを計画的に行うことも必 要ではないか」、1点目ですね。また、2点目、 「大学や学生の努力が反映されるような評価基 準を設定すべきとの意見を頂いております。」 という表現がありますけれども、こういうご意 見をいただくということは、逆にこういうこと ができていなかったのではないかというお話か と思うんですけれども、そのあたりのご認識と 実態の部分をお聞かせいただけたらと思います。 【櫻間学事振興課長】法人評価委員会からのご

【櫻間学事振興課長】法人評価委員会からのご 指摘に関する内容ですけれども、まず、この県 内就職の達成につきましては、県内就職率44% を達成するという目標が中期計画の中で掲げら れておりました。その評価をする基準としまし て、44%を達成できていなければ、もうそれは 即ち評価としましては年度計画を十分に実施で きていない、評価2という評価になるという基 準を設けておりました。その場合、現在の県内 就職率から考えて、44%というのがかなり高い目標となっておりまして、努力をして実際に就職率が上がったと、県内就職率が上がったとしましても、それでもその44%に届かなければそれは不十分であるという評価になってしまうというところで、大学としての様々な県内就職に向けた努力というのが評価としてあらわれない。何をやったとしても、44%に届かない限りは不十分であるという評価になってしまうというさ、そこについては、一定その取組、どういった取組を行ったか、大学がどれだけ努力をしたかというところも反映できるような基準というものを設ける必要があるのではないかと、そういった趣旨での評価委員からのご意見ということで承っております。

それから、それぞれの特色に応じたというところがございます。これにつきましては、これまで大学の就職支援のあり方というものが、どうしても学生全体に画一的といいますか、誰に対しても同じような就職支援というのが行われてきた面もございますので、それにつきましては、学部学科によって特色が異なりますので、それぞれの学科でどういう人材を育成していて、そういった人材はどういったところに就職を希望していくのかというところを、それぞれの個々の特色に合わせた形で就職の支援というものを行っていく必要があるのではないかというところで、そういったご指摘も受けているところでございます。

【千住委員長】 ほかにございませんか。

【浅田委員】今、冨岡委員からも質問がありましたが、「一方で」のところの9割以上の学生に卒業要件を習得させる取組というのがあります。これは学部によって、例えば国際課だったらTOEICかTOEFLが何点以上とか、そういう

のがたしかあったと思うんですけれども、どのような取組が実態としてあって、どれぐらいの生徒が3年次にそれに達していなくて、かつ卒業時までにはしっかりそれはちゃんと取れているということですよね。そのあたりを詳しく教えていただければと思います。

【櫻間学事振興課長】 まず、3年次終了までに 9割以上の学生に卒業要件を達成させるという 目標なんですけれども、まず、ほとんどの学生 は4年生までに取得はできて、卒業自体はでき ているところではございます。

3年終了時までになぜ取らせるかというところでございますけれども、一つには卒業要件というのはある一定のレベルの社会から評価されるような基準を設けているところでございますけれども、これを早めに取得することによりまして、さらに学生がもっと上のレベル、もっと高いレベルの資格を取得するよう、そういった動きにもつながることを期待しているというのが1点。

それから、就職活動を行うに当たりまして、 もう既に3年次までにそういった資格を取って いるということであれば、就職活動においても、 この学生は頑張った学生であるという評価をい ただけますし、就職活動において有利に働くと いう点があるかと思います。それから、もちろ ん卒業の心配をすることなく、就職活動に集中 できるといった面があるかと思います。

できれば、そういったことをしっかり全ての 学生が理解をした上で3年次までに取得という ことに取り組んでもらいたいところであるんで すけれども、なかなかその辺、学生にそういっ た意図が十分には伝わっていないところがござ いますので、そういったところについてはゼミ 等の中で教員の方から、なぜ3年次までに取る のかという趣旨について学生に周知をしてもらっているところでございます。

それから、実際の取得率でございますけれども、これは昨年度の数字になりますけれども、3年次までの取得率としましては、大学全体で76.7%の学生が3年次までに卒業要件を達成しているという状況でございます。

【浅田委員】 様々な取組に対しましては、学生 の未来に大きく関わる要素でございますので、 非常にありがたい部分で、それをもっともっと 学生の皆さんにしっかり周知をしていただいて、 みんなの将来のためにはと、学生時代はいろん なことをやりたいというのが現状だと思います ので、そういったこれまでのOB、OGの事例 等々をしっかりと、例えば3年次までにしっか り要件を満たしていれば、その後さらにこうい う資格を取っている人がいて、それがどうなっ たとか、もっと未来的に考えられる事例として、 しっかりそういうところを学生の皆さんに伝え ていただければと思います。もし、これまでに しているのであれば、これまでもしていますよ というところでいいですが、もしもしていない のであれば、そういうところをしっかり周知徹 底をしていただいて、もっともっと学生の皆さ んを伸ばしていただければと思います。

76.7%は何とか3年次までには到達できていると。正直、私は意外といっていたなと思いました。実はもっといってないのかなと思って心配して聞いたところですが、そこは思っていたよりはいっているかなというような感じでした。

さらに別の質問をさせていただきたいんですが、その上に全学部で実施している地域特性を活かした「しまなび」プログラム、この「しまなび」ですけれども、実態として地域活性化につながっていることというのがありますが、そ

の事例ですとか、それが事業として継続しているものがあるのかどうなのか。そして、地域活動をしたり研究することによって、学生にとってもいろんな基礎力や育成になっているということなんですが、これを経験したことによって、例えばここの大学生が離島での就職につながったとか、そういった事例などはありますでしょうか。

【櫻間学事振興課長】まず、「しまなび」プログラムの成果についてでございますけれども、実績として主なものを申し上げますと、宇久島でフィールドワークを行ったグループなどにおきましては、宇久島の魅力といいますか、そういったものをかるたの形にして、しまの魅力というのをかるたにして小学校でのかるた大会とかに使ってもらうという取組を行っているんですけれども、その後、そのかるたが実際の商品化につながっております。

それから、小値賀町におきましては、特色のあるお土産というのがなかなか目立ったものがないというところで、そこは小値賀町に行ったグループが様々な商品を開発して、それを島民の方にアンケートをとって、その中でトマトを使ったラスクというのを作りまして、それについても商品化がなされているというところがございます。そのように現地で実際に提案をして、それが商品化につながったりというところで、地域の活性化にも貢献ができているのではないかというところでございます。

それから、この「しまなび」プログラムに参加したことによって、実際に離島への就職につながったかというところにつきましては、申し訳ありませんが、そこは実態としては把握できておりません。

【浅田委員】 かるたとか、 いろんな商品化がで

きていると。学生さんにとっても商品化までつながると、それが実績として先々にも、それこそ就職やいろんなところにつながったり、自信にもなるかと思いますし、そういう形でもっともっといろんな連携をとっていただければと思います。

できれば、離島にどこまで就職をしたのかと いうような後追いも、これだけここには予算も かけて、いろんな状況の中で何年もやられてい て、過去にはこの「しまなび」がきついと、ど うしても行かなければいけないからきついとい うような学生からの意見も時にはあったりもし たんですね。コロナの時には行けなかったり、 いろんな状況があるんですが、県立大学がこれ をやっているということが一つの学校の特色に もなっておりますので、これを最大限に活かす ようなことをやっていただきたいと思いますし、 後追いでも構いませんので、離島で活躍してい る、例えば公務員になっている人もいるかもし れません。これを経験したことによって、離島 でやろうとか、いろんな形のことがあると思う んです。

この間出会った学生さん、青学出身の女性だったんですが、その方は、長崎に家族旅行で来た時にアジフライを食べて、アジフライのおいしさに、このまちっていいまちだなと思って、実は今、公務員試験を受けて県庁の職員になっております。何がきっかけでその場所に行こうと思うかというのは、いろんな形があろうかと思いましたので、「しまなび」プログラムはそういったところに活かせる大きなプログラムだと思いますので、それぐらいの思いを持って、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そして、健康寿命延伸につながるこれって、 ごめんなさい、私の勉強不足かと思うんですが、 どのようなことが実態としてやられているんで しょうか。これは福祉の方でも聞きたいので教 えてください。

【 櫻間学事振興課長】五島市における健康寿命 延伸プロジェクトですけれども、このプロジェ クトは五島市と県、森永乳業株式会社、長崎新 聞、それと県立大学によって連携協定を締結し まして、五島市において、成人を対象とした健 康寿命延伸に関する調査研究というところで研 究を行っております。

その調査研究を行うほかに、小・中学生を対象とした食育とか料理教室、そういったことに取り組んで研究成果を踏まえた健康づくり実践モデルというのを構築するという研究内容になっております。

この健康づくり実践モデルを構築することによりまして、それを情報発信することによりまして健康づくりの意識づけを進めていって、健康寿命の延伸に寄与するという目的で進めている研究でございます。

【浅田委員】 ありがとうございました。私の勉強不足でした。

こういうふうな形で「しまなび」プログラムがいろんなところに、企業とか、議会はもちろんですけれども、巻き込みながら発展していくことをしっかりやっていただければと思います。

もう一つ、前の話に戻るんですが、学生の状況としてお伺いしたいのが、例えばこの間ちょっとお話があったんですけれども、今、長崎の中では管理栄養士が少なかったり、せっかくその学部を出ていたとしても、そこになかなか就職をしてくださらない。これは看護師だったり、保育士だったり、同等のことが起こっているかと思うんですけれども、こういう資格が取れる専門的な学部において、きちっと栄養なら栄養

のところに就職をしている人、就職してない人、 いろいろいるかと思うんですが、その実態がわ かれば教えていただけますか。

【櫻間学事振興課長】管理栄養士につきましては、栄養健康学科において管理栄養士の資格を取得できるということになっておりますけれども、まず、栄養健康学科においては9割の学生がこの資格を取得できております。その学生の就職状況としましては、就職率自体は100%なんですけれども、県内就職ということで見ますと、県内就職率は21.6%ということで、かなり低い状況でございます。

県内に就職している就職先、業種としましては、まず卒業時の就職希望者は37名おりましたけれども、そのうちの8名が県内就職ということで、先ほどの21.6%になります。8名の内訳としましては、医療・福祉関係に5名、それから製造業で1名、食品業で1名、卸売業で1名となっております。今の就職の状況としてはそういった状況になっております。

【浅田委員】まあまあ少ないというか、そもそも論として、その方たちが長崎県内生ではない学生だったのか。それともやっぱり県外に出たいという理由で外を選ばれる方が多いのか。それと学校教諭というか、学校関係もありますよね。そのあたりが今全くないなと思ったんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【 櫻間学事振興課長 】 県内生、県外生の区分に ついては、今、手元に持ち合わせておりません ので、確認をさせていただきます。

実際、教育関係についてですけれども、県内ではないんですけれども、県外では令和4年度においては2名、教育関係に就職した学生というのもおります。

県内の状況としまして、管理栄養士はなかな

か県内の率が少ないというところですけれども、 管理栄養士の仕事といいますのが、どうしても 欠員が生じた時に採用するという場合が多うご ざいます。ですので、安定して毎年、特定の企 業で採用があるというわけではございませんの で、そういった場合に、なかなか就職をする立 場の学生の側からいくと、早めに就職を決めた いというところがございます。これは管理栄養 士の業界に限定される話ではございませんけれ ども、県内の企業の採用活動の動き出しが他県 に比べて少し遅いという面がございまして、他 県からの求人が早めにくるのに対して、早めに 内定を得たいという学生がどうしても県外に出 てしまうというところが、一つ理由としてはあ るかなと思っております。

【浅田委員】もちろん人数がないという学校教諭の場合とか、問題もあろうかと思います。

かつ、たしか長崎と沖縄に関しては、その部 分の、これはここの委員会ではないかと思うん ですけれども、採用できる年齢が29歳とかにな っていて、そういうふうなところでほかで働い ていて、またという時になかなかそれがうまく かみ合わないという問題性もあるというふうに 聞いておりますので、これはまた別の部局にて 質問させていただきたいと思いますが、でき得 る限り、せっかくこういう資格を取った方々が 県内で就職しやすい環境づくり、各企業等々に もそういう投げかけも含めてやっていただけれ ば、もしかしたら、本当だったら県内にいたか ったけれども、採用がないから外に出ないとい けないという人たちもいるかと思いますので、 そのあたりを少しご検討いただければと思いま す。

以上です。

【櫻間学事振興課長】 先ほど、浅田委員からの

ご質問の中で、県内生、県外生の人数についてですけれども、県内就職をした学生は8名おりましたけれども、8名とも県内生でございます。県外生はございませんでした。就職者自体は県内出身者が18名おりましたので、18名の県内出身者のうち8名が県内に就職をしたという状況でございます。

【千住委員長】 ほかにございませんか。

【宮本委員】私からも質問させていただきます。

部長説明資料の2ページになるんですが、長崎県公立大学法人の業務実績評価についての中段になるんですが、先ほど浅田委員からもちょっとありましたが、産学官が連携した五島市における健康寿命延伸に関する調査研究についてお尋ねをいたします。

部類としては福祉保健部の方が多いのかもしれませんが、県立大学が関わっているという事業なので、学事の方でも質問いたします。

先ほどご説明があったとおり、大学法人と五島市、森永乳業、長崎新聞と長崎県の5者が連携協定を結んで研究を行ったということで、研究報告、成果についても長崎新聞に大々的に掲載がありました。

もう既に終わっている事業ではありますけれ ども、このプロジェクトに長崎県立大学が参加 した意義について再度お尋ねをいたします。

【櫻間学事振興課長】このプロジェクトに関しましては、栄養健康学科が中心となって参加をしております。役割としまして、それぞれ5者に役割がございますけれども、県立大学におきましては、森永乳業と長崎県立大学において、主に研究部分、研究とか調査の部分について担っておりまして、そういった調査研究の実施とともに、あとはこの調査研究以外で、地元での健康講座の開催とか、そういった地域における

活動、先ほど申し上げました小・中学校を対象 とした食育や料理教室といった部分について県 立大学は主に役割を果たしているところでござ います。

【宮本委員】 過去に、3年前になるんですが、 私も質問いたしまして、長崎県立大学には栄養 健康学科というすばらしい学科があると。この 大学のこの学科を中心として、長崎県内の栄養、 健康寿命に関する意識調査であったり、いろん な調査をしたらどうですかという質問をした時 に、離島における様々な実証実験を考えていま すという答弁がその時ありました。だから、こ ういった専門的な学科、機関を使って調査研究 をするという意義があるんだろうと私は思って、 この事業を見させていただいたところです。あ りがとうございます。

その中において、もう終わりましたが、森永 乳業が関わっていますが、これは県立大との結 びつきが深いということ、連携があると先ほど ご答弁いただきましたが、ここに森永乳業が加 わった意義についても併せて確認をさせていた だければと思います。

【千住委員長】 暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時33分 再開

【千住委員長】 委員会を再開します。

【櫻間学事振興課長】実際に森永乳業と県立大学がどのような接点があって研究を一緒に始めることになったかというところにつきましては、すみません、承知をしていないんですけれども、森永乳業自体が食を通じた健康課題の解決に取り組んでいる会社ということがございます。そういった会社であるというところで、大学としましては、こういった研究においては一緒に研

究をやっていく相手として適当な企業であるということで判断して一緒に研究を行うということになったと伺っております。

【宮本委員】森永乳業と言えば乳酸菌とかですよね。そもそもこれを見た時に、なぜそのメーカーが入っているのかなというのが、ちょっとはてなマークだったものですから、なぜかなと。ほかにもいろいろ生活習慣病の予防とか研究されているところはありながらも、乳酸菌、ビフィズス菌に特化した会社が選ばれたのはなぜだったのだろうなという疑問があったものですから、あえて聞かせていただいた次第であります。

このプロジェクトを通して、長崎県立大学としてどういったものを、情報収集であったり、データとかというのが相当数たまっているんだろうと予測されるんですけれども、どういったものが県立大学としてわかったのか、蓄積されているのかについてお尋ねをいたします。

【櫻間学事振興課長】この調査研究の結果について、報道等でも出ているというお話ではあったんですけれども、実際の最終的な報告書というのは、まだ作成中でございまして、最終的な結論というのはその報告書の中でということにはなるんですけれども、現在の調査結果の暫定の概要としましては、年代ごとにどういった健康状態、健康状況といいますか、特徴があるかというところで、例えば食塩摂取量が多い、少ないですとか、それが年代別にどうであるのか。あと魚介類摂取量とかアルコール摂取量、砂糖類、そういったそれぞれの摂取量について、どういった傾向が見られるのかというところで調査のデータを蓄積しているところでございます。

【宮本委員】過去に学事振興課からいただいた 資料、この五島市における健康寿命延伸プロジェクト事業について、もらった中でご説明があ ったのが、今後は令和5年3月に解析をして、その後、モデルを構築して、その後、全県下に展開いたしますというような報告もあっております。これをモデルとして、この五島市をモデルとして構築して、これは国保・健康増進課とかにはなるんでしょうけれども、今後、どのような形でその他の各市町に展開されるのか、改めてお聞かせください。

【櫻間学事振興課長】今後の展開についてでご ざいますけれども、まず、実践モデルについて、 実際に今回の研究で得られた成果といいますか、 結果につきましては、5者での協定書の中で、 それを公表等する場合にはその5者、関係者の 協議によって公表するか否かを判断するという ことがございますので、まずは5者との協議の 中でどういった形で公表していくというのは決 める必要があるかとは思いますけれども、やり 方としましては、得られました報告内容を各市 町の方に情報を提供していって、それがそれぞ れの地域で活用できるものであれば活用してい ただくということもありますでしょうし、また、 五島市で得られた成果を還元するということも ございます。もし、条件が整えばになるかとは 思いますけれども、これが例えばほかの地域に おいても五島市と同様な調査研究を行うという こともあり得るのかなと思っております。 ただ、これは協定先等の都合、事情もあること でございますので、県立大学だけの考えででき ることではないとは思っておりますけれども、 そういったことも考えられるのではないかと思 っております。

【宮本委員】 ぜひ、展開していただきたいというふうに思いますし、これを一過性で終わらせるのではなくて、離島ではこういったものがあった。離島は離島、本土は本土で差を調査する

のも一つあるでしょうし、長崎県ももちろん関わっておりますし、県立大学も関わっていらっしゃいます。よって、5者の協議によって判定という部分がちょっと怪しいなという気もしますが、判定でもしも展開できないということになれば、それはそこだけでとどまってしまって、何のための研究だったのかというのがわからなくなるんじゃないかと思います。

ちょっと変な話をすると、森永乳業さんだけのデータになってしまったりとかという懸念を持つんですが、それに長崎県立大学が加担しているようなものにならないように、ぜひとも五島市でやったこのプロジェクトをほかの市町にも展開するというのは、県としては持っていただきたいと思います。恐らく相当数のデータがメーカーにもいっているんですよね。県立大学にもいっている。それをそのままにしておくと、何のための研究だったのかになってしまうので、ちょっとそこは懸念していますが、そうはなりませんか。ならないようにしていただきたいと思いますが、確認させてください。

【櫻間学事振興課長】協定書の文言、そこの部分をそのまま読み上げさせていただきますけれども、「本協定に定める健康寿命延伸に関する調査研究により得られた成果等を公表する場合には、その時期や内容等、必要な事項を各連携主体において協議するものとする」というふうになっておりますので、これについて公表する場合に、時期、内容、必要な事項ということになるのかなと思いますけれども、その公表するもにしまります。そこについては、県としましても、県立大学としましても、当然展開をしていくという考えはあろうかと思いますけれども、その際に

個人情報の集まりのデータでございますので、 そういったところで内容について、よく協議が 必要だという趣旨でのこの協定の内容になって いるのかなと思っております。

【宮本委員】この事業は県費も使われていますか。それにどのくらい使われているのかも確認させてください。

【櫻間学事振興課長】すみません、金額につきましては後ほど答えさせていただきますけれども、この予算につきましては、大学におきましては、県からは運営費交付金という形で、事業を特定することなく、大学の運営に充てる資金として交付金を交付しております。その中から大学の方でこれにかかる費用というのを支出しているところでございます。

【宮本委員】 いずれにしても、こういった調査 というのは、今後の長崎県内における健康寿命 延伸について非常に貴重なデータであることは 間違いないはずです。個人情報ということで言 われましたが、年齢とか性別については全く問 題ない、人の名前が出るわけじゃないのでと考 えているので、どうか展開できるようにしてい ただきたいと思いますし、繰り返しになります けれども、そこの場だけでデータが蓄積されな いように、今後も有効活用していただけること を改めて要望させていただきますので、福祉保 健部の方とも連携とっていただいて、5者協定 というのがあったということなので、その5者 ともしっかり判断をしていただいて、今後に展 開するための事業であると、展開していきたい という思いも伝えていただければと思います。 よろしくお願いいたします。

【千住委員長】 ほかにございませんか。

【堀江委員】 不登校対策というか、不登校について質問したいと思います。

これは昨年のことなんですけれども、「長崎 県教育委員会は、2021年度に30日以上欠席し不 登校と判断された県内の公立の小・中・高校生 が2,784人(前年度比505人増)に上り、過去最 多となったと発表した。全児童生徒に占める割 合も2.2%と、はじめて2%を超えた。文部科学 省が全国で実施した2021年度の問題行動、不登 校調査で判明した」という報道が昨年ありまし た。

これは、長崎県教育委員会ですので、公立の場合なんですが、私学の状況がどうなのかということは把握しておられるのか。あるいは、その調査というのは何が根拠になるのかというのを教えてください。

【 櫻間学事振興課長 】児童生徒の不登校に関する数字につきましては、全国調査が行われております。調査としましては、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」ということになります。

こちらの最新の調査結果というのが令和3年度の実績になるんですけれども、私立学校におきましては、不登校児童数、県内では277人ということで、この数字といいますのはやはり私学の方でも過去最高の数字になっております。全体の生徒数に占める割合としては1.9%となっております。

ちなみに、その前年度、令和2年度におきましては218人でございました。それからしますと大幅に増えているという状況にございます。 【堀江委員】 そうしますと、2021年度になりますね。私学についても県内は277人ということで過去最多で、生徒に占める割合ということでは1.9%という答弁をいただきました。

そうしますと、私が文部科学省の全国で実施 した問題行動・不登校調査と略して言いました けれども、今、課長が言われた「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」ということでは、これは文部科学省がやっている同じ調査で、いわゆる県教委は公立の部分を、そして学事振興課の方が私学の部分を同じ調査に基づいて答弁したという認識でいいんですか。

【櫻間学事振興課長】公立と私立は同じ調査に 基づく数字でございます。

【堀江委員】 国公私立全ての小学校、中学校、 義務教育学校、中等教育学校、高等学校の児童 生徒について毎年行っているということで、文 部科学省が行っているこの調査で、公立と私立 についてそれぞれ状況の答弁があったと理解を します。

そこで、公立の場合は、それこそスクールソーシャルワーカー等、相談に専門的な対応ができる職員をいかに増やすかということで、議会の中でも指摘をされて人員を確保していくという方向をとっています。

私学についても、もちろんスクールソーシャルワーカー等、いわゆる相談に専門的に対応できる人的配置というのは当然必要だと思っているんですが、何せ陳情にもありましたように、財源の確保ということでは厳しい状況があると思います。しかも、それぞれ全て公費負担ということにはなりませんのでね、財政状況が厳しい私学の中で、こういったスクールソーシャルワーカー等をどう確保するかというのは、これは大きな課題だと思うんですが、私学の方でも過去最多の不登校という状況の中で、こういう専門的な人的配置がどうなっているのか、このことも教えてください。

【櫻間学事振興課長】 今、私学の方での不登校 児童へ対応できる人的配置についてのご質問な んですけれども、私学におきましても、スクールカウンセラーにつきましては、高校の場合で申し上げますと、高校23校全てで配置がされているところでございます。

その一方で、スクールソーシャルワーカーに つきましては、こちらは専門的な資格が必要と なるということもございまして、なかなか人の 確保というのが難しいという面もございまして、 23校中8校の配置にとどまっているところでご ざいます。

スクールソーシャルワーカーの配置は8校で ございますけれども、それぞれの学校におきま しては、不登校の生徒がいる場合にはスクール カウンセラーや教員等がまずは対応して、学校 内で解決できない場合には関係機関につないで いくというような対応がなされているところで ございます。

【堀江委員】今のご答弁で、スクールカウンセラーにつきましては、高校の場合、23校全てに配置をされているという答弁でした。

高校のいわゆる学校の規模がそれぞれ違いますよね。それから、生徒の状況が違うといいますか、学校の規模が違い、いわゆる問題を抱える生徒がどれくらいいるかということも違うと思うんですけれども、全て配置をされているということでよしというふうにはならないのではないかというふうに私自身は思っているんですけれども、そこの場合は、例えばスクールカウンセラーは23校配置をされていますということの中で、例えば複数配置がどれくらいあるのかとか、そういうところまでは把握されていないですか。もし、把握されておられたら、この際教えてください。

【 櫻間学事振興課長 】 学校に配置されているスクールカウンセラーの配置につきましては、フ

ルタイムで一日中いるという場合と、あとは非常勤で時間を限定した形で配置されている場合というのもございますので、なかなか複数の配置というところが、同時に複数のスクールカウンセラーがいるのかというところについては、 勤務形態等についての把握はできていないところでございます。

【堀江委員】 いずれにいたしましても、23校全でにスクールカウンセラーが配置といっても、実情としては、いわゆる常勤なのか、非常勤なのかということも含めまして、状況としてはそれぞれ様々あるということで理解をしたいと思います。

そこで、今の話は、現在、不登校にある問題 を抱えている生徒に対応するというところでの スクールカウンセラーであったりスクールソー シャルワーカーであったりするんですけど、今 度逆に、小学校、中学校の時に、いわゆる学校 に足が向かなかったという生徒たちをいかに受 け入れるかということの特色ある学校づくりと いうのも私学の場合は一方であると思うんです ね。これまでは、いわゆる高校で不登校になっ た場合、どう対応するのかということで質問さ せていただきましたけれども、逆に長崎県内の 私学でそういう問題を抱えた生徒を受け入れる ということで特色ある学校づくりをしていると ころもあるというふうに私は思っているんです が、そういう面というか、いわゆる長崎県内で も公立も私学も不登校の、いわゆる問題を抱え る生徒たちが最多になっている、多くなってい るという状況の中でも、そういう生徒たちを受 け入れて特色ある学校づくりをしているという 学校もあると思うんですが、その点について、 ぜひこの機会に教えていただきたいと思います。 【櫻間学事振興課長】私立の学校に、学校の特

色としてそういった問題を抱える生徒を受け入れているというところで、受け入れた上でそういった生徒に対する指導が非常に適切であると、適切という言い方はあれかもしれないですけど、その子たちにすばらしい、そういった生徒たちを社会活動ができるような生徒に育てていって卒業させるというところで、そういった取組が非常にうまくいっている学校というのは幾つか聞いております。ちょっと具体的な学校名というのは控えさせていただきますけれども。

ただ、それは、学校が特色として、うちの学校はそういう学校ですよというようなPRをして評価を得ているというわけではございませんで、実際にそういった活動を行うことによって、中学校の先生とか保護者であるとか、そういった方たちから、あの学校はそういったすばらしい教育をしてくれる学校だというところでの評判が広まって、周りから見た評価としてそういった学校が評価される学校として学校自ら、うちはそういう生徒を積極的に受け入れる学校ですというようなアピールはされていないという状況でございますけれども、活動としては非常に周りから評価されているという学校は幾つかございます。

【堀江委員】私がこの質問をするのは、不登校の実態として、公立にあっても私立にあっても、いわゆる数値として最多という数として把握できるというような状況があると。

そういう時に、もちろん公立でも頑張っておられるんですけど、長崎県内の私学でもそこに対応するということを一つの学校の特徴というか、特色ある学校づくりとしてやっているのではないかということで、そういった面ももっと県民に広く知らせることがあってもいいのでは

ないかということを思ってこの質疑をしたんで すが、今、課長の答弁では、きちんと表立って という言い方はおかしいんだけれども、特色あ る学校としてはいろいろ、小学校、中学校で学 校に足が向かなかった子どもたちを受け入れて、 こういうふうにやりますということを、学校づ くりというか、それで掲げるというだけではな くて、そういうことをいわゆるホームページで 見て、学校の紹介というふうには書いてないけ れども、実際はそこに進んだ、小学校、中学校 の生徒を進ませた、いわゆる小学校、中学校の 先生たちから、あそこの学校はそういうことは 学校づくりとして掲げていないけれども、実際 にそこの学校に行ったら、小学校、中学校で学 校に足が向かなかった子どもたちが、その後、 社会との結びつきをつくるようになったという 事例があるんだよということが、いわゆる口コ ミで広がるようなそういう学校もあるというこ となんですね。

そうしますと、公立を否定しているわけじゃないんだけれども、総じて私学の場合は基本的にそこがベースとしてあるという認識にとっていいんですか。ちょっと概略的な質問で申し訳ないんですが。私はてっきり特色ある学校としてそういう子どもたち、小学校、中学校の時に学校に足が向かなかった、そういう生徒たちを十分受け入れてやりますよということを掲げて特色ある学校づくりとしてやっているのかなという認識が私の中にあったんですけれども、そうだけでないということなんですね。

【櫻間学事振興課長】私立学校は、それぞれに そういった生徒への対応をしっかりやられてい る学校、そうでもない学校と様々あるとは思う んですけれども、一つの事例としてで申し訳な いんですけれども、私が直接学校を訪問させて いただいた中で、一つの学校では、校長先生の お話ですけれども、学校としてそういった目標 を掲げているわけではないんだけれども、その 評判、そういう評価を得て、そういう生徒が比 較的多く入学してくるようになったと。そうな った時に、先生方が、かなり一人ひとりの生徒 に対して丁寧にといいますか、親身になって対 応していると。それによって生徒がどんどん立 ち直っていくというところがいい循環になって、 さらに次の評価を得るみたいなところで、やは り学校として掲げてはいないんだけれども、そ ういった生徒がどんどん増えてきていることに 伴って、先生方がしっかりそれに対応している という状況、そういったところが評価につなが っているというふうに、これは一例ですけれど も、そういったお話も聞いているところでござ います。

【堀江委員】 例えば、不登校ということで30 日以上欠席した子どもたちはこのくらいいます よということが見える化、数字として出るじゃ ないですか。それとは逆に、そういう子どもた ちがその学校に入学することによって、結果と して、例えば何人の子どもたちが社会とのコミ ュニケーションをとれるようになったとか、い ろんなそれまでと違う毎日を過ごせるようにな ったとか、そういうことが見える化するような、 そういうものはないのかなと思うんです。

要は、私学で本人であったり、学校関係者であったり、職員であったり、そういう学校の頑張りが逆に見える化するのもあってもいいのではないかと思うんですけれども、例えばそういうのはなかなか調査としては難しいですよね。私は、不登校の数がこれだけいるというのがあれば、逆にそういう子どもたちを受け入れた時に、そこの対象をどうするかは別としても、学

校が頑張り、生徒も頑張り、職員も頑張ったということが見える化するようなそういうものはないのかなと思ったりもするんですが、そこは個々の状況に応じてどうするかという基準もあるので、それは難しいというふうになりましょうか。見解ということで教えてください。

【中尾総務部長】おっしゃった趣旨というのは 非常によくわかるところでございます。

そういう不登校でいらっしゃる方々というのがどういうふうに立ち直るというか、言い方は悪いですけれども、そういうこと、ただ、やっぱりなかなかデリケートな話でもあるので、数字として出すかといった時には、県独自でとかいうところにはなかなかなじまない部分があるのかなというふうには思います。

先ほど課長からも説明ございましたとおり、 結果的にということになってしまうのかもしれ ませんけれども、そういった方々を受け入れた 私学の側が一生懸命努力をして立ち直るといい ますか、社会へ結びつけたということが評判に 結びついて、その学校自体の学校としての魅力 が高まっているというところはございます。

これは最終的に、まさに私学でございますので、自らの教育方針としてどのようにPRしていくかということはあろうかと思いますけれども、一律にということは難しいかもしれませんが、全体の方針として、私学だけじゃなく公教育におきましても、そこはすみません、所管外でいささか僭越ではございますけれども、いずれにせよ、子どもたちというもので不登校という状況に置かれた方々というものをいかに社会に結びつけていくかというのは教育行政としての課題だというふうには思いますので、なかなか数字にはなじまないかもしれませんけれども、そういった取組というものは我々としても精いっ

ぱい支援してあげたいなと思いますし、それが どういうPRの仕方があるのかなというのは研 究させていただきたいというふうに思っており ます。

【堀江委員】 個人の見解なんですけれど、やは り何をもって、言葉は悪いんですが、立ち直る と言うのかというのもまた難しいし、学校の例 えば3年間であるとか、それだけでは判断でき ませんし、じゃ、学校に足を向けたくないとい う状況が悪いのかというと、それはそれが悪い というふうにはならないと思うので、私の言っ ている質問がちょっと私の個人的な見解で無謀 なんですが、ただ、不登校の生徒が増えました という報道だけが報じられて、その一方で、そ ういう学校に足を向けることができなかった子 どもたちが、その後、長年かけて、何をもって 立ち直るかというのは難しいところで、話せる ようになったとか、それだけでも大きいし、部 屋から出られるようになったというのも大きい と思うんですけれども、そういうのがもっと見 える化するものがあれば、何かマイナスのイメ ージだけ広がらないのではないかという思いが ありましてね、今回は不登校に関わって、逆に 私学の頑張り、そこが見える化というか、そう いうものがないのかというのが個人的な見解と して思ったものですから、この質疑をさせてい ただいたところです。

終わります。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山本委員】県立大学の県内就職率の関係、先 ほど冨岡委員から出たところなんですけれども、 評価委員会の方からは44%という単一目標み たいな形になってしまうと、なかなか問題があ るということと、その44%自体が難しいんじゃ ないかというご意見だったみたいですけれども、 ここを掘り下げた時に、学部別に県内就職率が どうであるのか。だから、どうしても高いとこ ろと高くないところがあると思うんですが、本 当は全部お聞きしたいんですけれども、もし後 で資料をいただければいいとしまして、具体的 に全校で44%という目標があって、それを超え ているのは、ここにも情報システム学科とか看 護学科とか書いてあるんですけれども、その辺 を中心に超えている、ある程度いっている学科 の数字を、それから逆にかなり低いといいます か、特徴的なところを説明いただけないでしょ うか。

【千住委員長】 しばらく休憩します。

午前11時 5分 休憩

午前11時 6分 再開

【千住委員長】 委員会を再開します。

【櫻間学事振興課長】県内就職率の状況でございますけれども、令和4年度の実績で一番高い率となっておりますのが看護学科で、県内就職率51.9%、情報システム学科で47.1%、それから公共政策学科で41.7%、こういったところが特徴としては多い学科になります。

少ない方で申し上げますと、国際経営学科で14.3%、栄養健康学科で21.6%、それから実践経済学科で26.4%、こういったところが少ない方の学科になります。

【山本委員】 結局、44%一律ということではなくて、学科ごとの目標を立てて、それを達成率とかというのはまた難しいので、そういう目標の設定というのは、また今後検討いただければというふうに思うんですけれども、そういうふうに掘り下げていった中で、それぞれの学科についてなぜ上がらないのか、そういったところを分析していって、そこを上げていくところ

を評価していくという形なんだろうなというふうに思いますので、ここについては冒頭申し上げたとおり、学科別のが出ているのであれば、後ほど皆さんに資料を出していただければというふうに思います。

ちょっと細かい話になるんですけれども、県内就職を希望していたんだけれども、不採用になったとかいう形で県内就職が達成できなかったというケースがあるんですか。

【 櫻間学事振興課長 】 その数字については把握をしておりません。

【山本委員】わかりました。そういうのももしあるのであれば、また別の問題も、企業側の問題も含めて、それから学科別の希望する者と業種が求めているものとのずれみたいなものがあると思いますので、そこはまた別途検討していただければと思います。

それから、そもそもの話で、私も他県の県立 大学の県内就職率はどんなものだろうかという ものを調べようとしたんですけれども、あんま り出ていないんですよ。県内就職率と言ってい るのが、実はあんまりないのかなというふうに 思ったりもしまして、地方あたりで私が調べた 時にわかったのが、熊本県立大学が51%である とか、宮崎公立大学も多分50%を超えていたと 思うんですけれども、それ以外はあんまり出て いなくて、ただ、見ている範囲では福井県とか 岩手県とか、50%は超えてきているなという感 じがありましたので、44%というのが必ずしも 達成できない目標ではないんじゃないかという 印象を持っておりますので、そういう他県、学 科の問題、いろんな状況は違うかもしれません けれども、そういったものも比較をしながら進 めていっていただければと思います。

次に、この中で公務員になった方がどれくら

いいるのかというのもちょっとお聞きしたいんですけれども、これも多分に学科によるんだろうとは思うんですけれども、何人公務員の方がいらっしゃって、特に一番期待されるというのは地域創造学部だと思うんですけれども、それが何人であるかという数字を教えていただきたいんですが。

【櫻間学事振興課長】公務員への就職なんですけれども、県内・県外問わず公務員になった、公務員に就職した令和4年度の実績としましては78名が公務員に就職をしております。そのうち県内の自治体に就職しているのが32名、県外が46名となっております。

委員ご指摘のとおり、地域創造学部の方で特に公務員志望というのは多いんですけれども、中でも公共政策学科というのが特に公共政策について学ぶ学科ですので、こちらの学科が19名と最多の人数、それから同じ学部で実践経済学科が4名、それ以外の学科で1名から3名という形で就職をしているところでございます。

【山本委員】 78人、どう数えたらいいんですかね、卒業生で考えた時に1割ぐらいなるんですか。やっぱりいらっしゃるなというふうに思います。

県内の、全部は言わなくていいけれども、県 庁とか何々市とかというのをピックアップして、 何件か教えてもらえますか。

【櫻間学事振興課長】 長崎県につきましては、 県庁に事務職員で7名、教育事務で2名が県には 入っております。それ以外の自治体につきまし て、多いところから申し上げますと、佐世保市 役所5名、五島市役所4名、それ以外のところで 長崎市役所、諫早市役所、大村市役所、長与町、 県警、税関、人事委員会事務局、そういったと ころに1~2名ずつ採用されているという状況 でございます。

【山本委員】さっき浅田委員の質問の中で、関 係あるんじゃないかと思ったりもしたんですね。 その体験がつながったかどうかわかりませんけ れども、そういう可能性というのもやっぱりあ るのかな。特に、企業のインターンシップだけ じゃなくて、今議会にも来られていますし、そ ういう自治体でのインターンシップとか、そう いう形でやられていますので、そういったとこ ろがつながっていけば、実践的な特に研究をさ れているわけでしょうから、そういった形でつ ながっていけばいいなというふうに思いますの で、目標は公務員の合格率60%とかいう目標が たしかあったかと思いますので、そういったも のを目指される方については、またそれ用の指 導というのは当然あると思いますので、そうい ったものも進めていただいて、公務員に行かれ るというのは非常にわかりやすい話だと思いま すし、現実的には多分無理なんでしょうけれど も、長崎県で県立大学枠とか、そういったもの が、多分だめだと思うんですけれども、そうい ったところを各市町でそういう考え方を持って もらえればいい方向にいくのかなと。特に県内 というふうな形で残っていただければいい方向 にいくのかなと思っておりますので、よろしく お願いしたいと思います。

最後に、受験生の話なんですけれども、以前から、ざっというと1対1ですよ、県内生と県外生の比率が大体1対1ですよ。県内生は県内就職率が高いけど、県外生はどうしても低い。ここを上げるというのは、またそれはそれで課題なんですけれども、じゃ、それを上げるためには県内生を増やせばいいじゃないかと。それを推薦という形で増やせませんかということに対してはなかなか難しいというお話だったんだけれ

ども、一般の受験生を何とか増やしていきましょうということをおっしゃっていた。

今回いただいた資料の中に、教育センター入試、以前センター入試と言っていました。センター入試の中で県立大学を受けた人の比率、間違っていたら指摘していただきたいんですけれども、これが平成30年度は全志願者に対する県立大学の志願者が17.8%だったものが、ずっと伸びてきていて令和5年度は25%、ですから、これだけ見ると、受験生の中の25%は県立大学を受けているというふうな感じで、非常に数字が明らかに伸びてきているというふうに感じるんですけれども、まず、今、私が言った受験生のうち25%が県立大学を受けているというのは、正しい認識なんでしょうか。

【櫻間学事振興課長】そのとおりでございます。 【山本委員】 これで県内出身者が、令和5年度 だと1,219人受験をしているということになる んですけれども、その合格率に県内生と県外生 で差があるのかというのを、もし把握しておら れましたらお願いします。

【千住委員長】 しばらく休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時18分 再開

【千住委員長】 再開します。

【山本委員】 ありがとうございました。

今回、資料を読ませていただいて、他県のを 幾つか見た中で、他県で県内就職率の向上を目 指している、やっぱり同じような公立大学とし ていろんなことを目指しているんですけれども、 今後、こういうふうに取り組みますというふう な他校の<u>策を</u>県立大学も既にやっているという のが結構あるんです。だから、私はその点につ いてはすごく先進的にやっていらっしゃるなと いうふうな印象は持っています。

ただ、せっかく進んでいるのであれば、より 掘り下げていだたいて、より効果の出る方向に 進んでいただければ、あんまり県から言ったら あれかもしれませんけれども、いい方向にいっ ている部分はあるんだなというふうに私も思っ ておりますので、ぜひ県の方としても県立大学 と一緒に取り組んでいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

【千住委員長】後ほど資料の提出をお願いしま す。

ほかにございませんか。

【深堀委員】 1点だけお尋ねをします。

先月、県立大学が利用しているサーバーに対して不正アクセスがあって約6,500名の個人情報が漏洩したおそれがあるというような記事を見ていますけれども、この概要について、今現在の状況を教えてください。

【櫻間学事振興課長】県立大学における個人情 報流出のおそれの件につきましてですけれども、 県立大学におきまして、先ほどからちょっと出 ておりました「しまなび」プログラム、このプ ログラムにおいて活用しております教育の支援 システムがございます。そのシステムを外部に 委託して運用しているところですけれども、そ の外部委託先が使用しておりますサーバーに保 存されております学生の「しまなび」プログラ ムに関わるいろんなデータ、例えば氏名である とか性別であるとか、あとは個人のメールアド レスや電話番号、それから学籍番号、さらには 学生の成績、そういったものがサーバーに保管 されているんですけれども、そこに対して攻撃、 不正アクセスがあったという情報が入っており ます。

その不正アクセスによって、それらの情報が

外部に漏れたのかどうかというところが、まだ確認ができていないところなんですけれども、これにつきましては、委託業者、そのシステムを委託しております業者の方に調査の指示はしていたところなんですけれども、なかなか進捗が思わしくないというところで、大学の方でも独自にその調査を行おうというところで、県も先月末になりますけれども、大学独自に調査のための契約を結びまして、現在、その大学独自の調査の方も行っているという状況でございます。なので、現時点におきましては、まだその情報漏洩の有無については確認ができてないという状況でございます。

【深堀委員】 概略はわかりました。ということは、まだ情報漏洩したかどうかというところまでわからないということですね。

もう期間がたっていますよね。報道が出てからもう1か月ぐらいたっているわけですけど、そういう6,500名の個人情報、対象者はもちろんわかっているはずなんですが、そういう人たちに対するアナウンスというか、もしかしたら、その情報が漏れたことによって、その方々が不利益をこうむるかもしれない。だから、大学側として何らかのアクションを起こさなければいけないのじゃないかというふうに私は考えたんですけれども、その点はいかがですか。

【櫻間学事振興課長】不正アクセスの事実が確認されましたのが8月4日になります。8月4日、そういったおそれがあるということがわかった時点で、まず、在校生や在籍している教員、それから実際に「しまなび」プログラムの場合は、それぞれの離島で現地でいろいろ指導してくださるコーディネーターの方がいらっしゃいます。そういった方たちには8月4日、当日のうちにメールや電話、郵便等におきまして、そういった

おそれがあるということについては連絡を行っ ているところです。

それから、この「しまなび」プログラムにつ きましては、この保存されているデータは卒業 生のデータも含まれております。卒業生につき ましては、県立大学におきましては、卒業生に 対しましても、大学在籍中に使用しておりまし たメールアドレスをそのまま残して卒業後も連 絡が取り合えるような形をとっておりまして、 そのメールアドレス宛てに卒業生に対しては連 絡をしているところなんですけれども、中には メールでの連絡がとれない卒業生というのもお ります。そういった方たちに対しましては、な かなか連絡手段というものがないものですから、 これは少し時間がたちましたけれども、8月22 日に大学のホームページにおいて、不正アクセ スのおそれがあるということをお知らせして周 知を図っているという状況でございます。

【深堀委員】 わかりました。

その原因というか、特定が多分まだできてないんでしょうけれども、今、そういうことが起こらないような対策というか、防護策といいますか、対処策を講じているんですよね。

というのが、先ほども宮本委員が質疑の中で、例えばこういったプログラムで膨大な、今6,500名の個人情報と言っていますけれども、いろんな調査研究のデータまで流出している可能性がないとは言い切れないわけでしょう。ですから、やはり今、原因を究明している途中だけれども、そういうことが以後起こらないような対応はしているんですか。

【 櫻間学事振興課長 】 まず、この不正アクセス のおそれがあるとわかった段階で、現在、この システム自体をシャットダウンしまして、それ 以上の情報漏洩といいますか、不正アクセスが

できないような形でシステム自体は、今停止を しております。ですので、今年度の「しまなび」 プログラムにおきましては、このシステムを使 わずに運用はしているところでございます。

今後、やはリシステムというのはどうしても 必要になってまいりますけれども、またシステムを再開するに当たりましては、今回の調査結 果を見て、どこに問題点があったのか、なぜ流 出のおそれがあるような攻撃を受けたのかとい うところの調査の結果を見て、それがまた再度 起こらないような対策がとれた場合に、またシステムの活用を始めるということになろうかと 思います。

現時点では、もうシステムを使わずに運用するということで、被害の拡大は防止をしているという状況でございます。

【深堀委員】 わかりました。

質疑をして概要がわかったわけですけれども、最初、私は大学側の内部にアクセスされているのかなというふうに思っていたんですけれども、そうじゃないと。外部に委託している部分でのそちらに対する攻撃だったということが、今、質疑をしてわかったんですけれども、先ほど部長が説明した今回の議会の資料の中に、このことは触れてないですよね。この大学に在籍する人たちの個人情報が漏れている可能性があるというのは軽い話じゃないですよね。なぜ部長説明資料の中にそういった報告が入ってないのか、私は非常に疑問に感じているんですけれども、その点はいかがですか。

【櫻間学事振興課長】 個人情報が漏れている、漏れてないに関わらず、漏れているおそれがあるということは、確かに委員ご指摘のとおり大変重要なことであると思っておりますので、今回、部長説明に入れていなかったことについて

は、入れるべきであったかと思っております。申し訳ございません。

【深堀委員】それと、部長説明になかったということと、例えば文教厚生委員の人たちにこういう状況ですというのは説明されてないですよね。

さっき言ったように、新聞とかマスコミの報道は8月に出ているわけですよ。こういう質疑をしないと、どういう中身かというのはわからんわけですよね。新聞報道ぐらいじゃ何もわからんのですよ。

そういった情報を適切に、我々県議会の文教 厚生委員は県立大学を所管しているわけですか ら、情報を入れてもらわないと。簡単な話じゃ ないですよ。今はまだ出てないけれども、もし かしたら、何かしらの被害が出てからじゃ、そ の時説明しますという話ですよね。非常にそこ は考えてほしいです。今後、その情報の出し方 ということに対してもね。

【千住委員長】 休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時30分 再開

【千住委員長】 再開いたします。

【深堀委員】 すみません、議員の方にはメール で通知をしているということでした。私が失念 をしていたのでしょう。

ただ、メールというよりも説明をしっかりやってもらって、その課題であるとか、今後の対応策についてもしっかり意見交換をしたいなと思うし、先ほど申し上げたように部長説明資料の中にもしっかり入れて、現時点ではこういう対応なんだということをしっかり説明していただきたいということを要望して終わります。

【中尾総務部長】この件につきましての情報の

伝達の仕方につきまして、いろいろと不十分な 点があったということと、今、深堀委員からご 指摘がございましたとおり、部長説明資料にも 入れるべきであったものだというふうに思いま す。至らなかった点については、この場をお借 りしてお詫び申し上げたいと思います。

【千住委員長】 ほかに質問はございますか。 【白川委員】県立大学の県内就職率向上につい てお尋ねいたします。

先日、所管外ではありますけれども、県立高等技術専門学校の佐世保校を個人的に視察させていただきました。こちらは就職率100%で、そのうち県内就職も90%を超えていたというふうに記憶しております。

こちらは入校者が60%台ということで、定員割れをしていることについて、出口と入口のバランスが非常に悪いというところが課題で、その件についての視察でございました。

ただ、県内の中小企業からすると、生命線と も言われるほどに企業にとっては非常にありが たい人材を輩出していただいているという声を、 学校の方にも企業からお寄せいただいていると いうことで、そういった県内企業に必要不可欠 な学生を育成されているということについては、 私も非常にすばらしいなと思いました。

資格の合格率も全国平均と比べると、非常に 高いということもお伺いいたしまして、求人票 も各科、7科あるんですけれども、県内の企業、 見ると誰もが知っているような企業からも、一 人に対して大体2倍から3倍ぐらいの求人票が 張られているような状況で、それにも非常に驚 いたところでございます。

学校の規模感とか、設立の趣旨等、あと専門性も違いはあるものの、18歳から入学した学生を育成していこうと、そして社会に送り出して

いこうという観点では同じというふうに思います。そういう観点で高等技術専門校には様々な 県内就職のノウハウがたまっているのではない かというふうに思っております。

産業労働部の所管かと思いますけれども、部局をまたいでの意見交換を行うなど、過去にそういったことがあったのか、もしなければ、ぜひするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【櫻間学事振興課長】県内の企業から求められる人材、どういった人材が求められるかというところにつきましては、これまでも産業労働部との意見交換等は行われてきているところでございます。その中で、そういった意見交換等を踏まえて、大学におきましては平成28年度から学部学科の再編を行っております。その際にも、これからの長崎県が目指していく姿というところで、デジタル化であるとか、国際的に活躍できる人材が求められるというところで、現在の学部学科の体制を整えたところですけれども、ここできましては、当然そういった学部学科再編を行うに当たって、検討の材料としては他の部局との連携を図った上で検討等を進めているところでございます。

【白川委員】現場の学校長ですとか、先生方も 非常に熱心に県内企業を回って就職活動が、学 生さんが一人でも多く入っていくようにという 努力をされている中で、様々なノウハウがある というふうに思いますし、また、非常に思いの 強い学校長さん、女性の方ですけれども、そう いったご意見も参考にしながら、ぜひとも県内 就職の向上を目指していただければと思います。

ありがとうございます。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。 【吉村委員】さっきの宮本委員が言っていた森 永乳業、そこの関係。これ、実務実績評価についてという部長説明で、去る9月6日に知事に対して報告がありました。あったとよね、9月6日に。この文章だけ見て言いよっとやけど。

それで、その中でこの評価、知事に対して報告があったわけやけん、その中に書いてあるのが五島でのどうのこうのと言って、高く評価するとの意見をいただきました。過去形よね。

そしたら、さっきからの質問の、まだ今取りまとめをしていますというのは、取りまとめて報告をして評価をいただいたとならんといかんとじゃないかなと思うけど、そこら辺、中身はどうなっとるのか、まずちょっとお聞かせください。

【櫻間学事振興課長】五島市の健康寿命延伸プロジェクトでございますけれども、プロジェクト自体の報告書につきましては、今、最終報告を作成中ということではございますけれども、この活動におきまして取り組まれてまいりました五島市における様々な食育等に関する活動、こういったものについては一定評価をいただいておりますので、その点につきましては、報告書自体はまだですけれども、実際に行われてきた活動について高い評価をいただいたという状況でございます。

【吉村委員】順序からするとさ、その委員会、評価委員会か何かやろうけど、そこに出す時には、もうでき上った資料を見せて、それが高く評価されたということでつながるような感じがするとやけど、概要とか、外枠の概要を見せて評価されて、詳しくは今精査して資料にしよるということで理解していいんですかね。いいんですね。

それなら、やっぱりさっきも聞きよって、民間の企業が入っとるというのも、それは日本中

たくさんそういう事業はありますけど、県費も さっき、大学自体にこうやって、大学に自主性 を持たせて事業化しているんですよというよう な話と受け取ったんですけど、やっぱりそこに そういう県費も入っとるということであれば、 これの事業の最初の目的、計画、どういう効果、 それから総費用、費用の内訳とか、そういうこ とがわかる資料を後で出してもらいたいと思い ますけど、委員長、お願いしていいですかね。 【千住委員長】今、吉村委員がお話しされた内 容で出せますかね。

では、後ほど提出をお願いします。

【吉村委員】 以上です。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、次に、自由民主党会派より「私学助成の充実強化等に関する意見書(案)」の提出の提案を受けておりますので、事務局より文書の配付をお願いします。

[意見書案配付]

【千住委員長】 それでは、湊委員から意見書案の提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【湊委員】「私学助成の充実強化等に関する意 見書」を提出いたします。

私から趣旨を説明いたします。

私立学校は、建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開し、公教育の発展に大きな役割を果たしております。

現在、我が国の少子高齢化は急速に進行して おり、人口減少が社会経済に与える影響が深刻 さを増す中で、日本社会は様々な課題解決を迫 られております。こうした厳しい状況にあって、 我が国が今後も世界に後れをとることなく、国 力を維持し、発展していくためには、将来を担 う子どもたちの育成が何よりも重要でございま す。

「経済財政運営と改革の基本方針2023」においても、「未来への投資」として「人への投資」を促進する政策が最優先され、質の高い公教育の再生に向けて、教育の質の向上に総合的に取り組むと明記されております。

私立学校は学校運営の効率化、教員の質向上、 負担軽減、諸物価の高騰等様々な課題解決を迫 られており、それらの課題解決のためには、経 常費助成の拡充による学校経営の安定的な継続 とともに、ICT環境をはじめとした教育環境の 整備が喫緊の課題となっております。

また、授業料支援においても、私立高等学校において年収の違いにより生じている支援金格差の是正とともに、私立中学校生徒に対する経済的支援の拡充が強く求められております。

公教育の一翼を担う私立学校が、国の進める 教育改革に的確に対応し、新しい教育、特色あ る教育を提供するためには、多大な予算が必要 となるが、学費負担における公私間格差や少子 化による生徒数の大幅な減少等もあって、私立 学校の経営は厳しい状況でございます。

とりわけ、長崎県の私立学校は小・中規模が 多く、財政基盤が脆弱でございます。また、本 県の人口減少は、全国より進んでいることから、 私立学校を取り巻く環境は一層厳しさを増すも のと見込まれております。一方で、若者の県外 流出など、人口減少に歯止めをかけることは本 県が抱える喫緊の課題であるが、県内就職割合 が高い私立高等学校は、地域における若者の定 着に大きな役割を果たしております。

私立学校が、今後とも我が国の学校教育の先 駆的実践と健全な発展に寄与し、将来を担う優 れた人材を育成するためには、財政基盤の安定 が必要不可欠でございます。

よって、国におかれては、私立学校教育の重要性を認識し、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成にかかる国庫補助制度を堅持し一層の充実を図るとともに、公教育の新たな基盤となるICT環境の整備充実や学校施設耐震化への補助拡充、私立学校の保護者の経済的負担の軽減のための就学支援制度の拡充強化を図るように要望いたします。

以上でございます。

【千住委員長】ただいま、湊委員から説明がありました「私学助成の充実強化等に関する意見書(案)」につきまして、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、意見書案の提出について採決を行いたいと思います。

本提案のとおり、意見書案を提出することに ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「私学助成の充実強化等に関する意見書(案)」につきましては、提出することに決定されました。

なお、体裁等の修正等につきましては、いか がいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、正副委員長にご一任 願います。

それでは、総務部関係の審査結果について整 理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午前11時44分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了 いします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10 時から委員会を再開し、教育委員会関係の審査 を行います。

お疲れさまでした。

午前11時45分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年9月27日

自 午前 9時58分 至 午後 3時45分 於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 千住 良治 君 副委員長(副会長) 山下 博史 君 委 員 堀江ひとみ 君 " 浅田ますみ 君 深堀ひろし " 君 吉村 洋君 山本 由夫 " 君 宮本 法広 君 堤 典子 君 " 白川 鮎美 君 冨岡 孝介 君 "

湊

亮太 君

教育政策課長 教育政策課企画監 福利厚生室長 教育環境整備課長 教職員課長 義務教育課長 義務教育課人事管理監 高校教育課長 高校教育課人事管理監 高校教育課企画監 教育DX推進室長 特別支援教育課長 児童生徒支援課長 生涯学習課長 学芸文化課長 学芸文化課企画監 体育保健課長 体育保健課体育指導監 教育センター所長

大塚 尚志 君 山下 健哲 君 市瀬加緒理 君 山﨑 賢一 君 高稲 稔也 君 岡野 利男 君 谷口 昭文 君 君 田川耕太郎 植松 信行 君 君 直塚 健 岩坪 正裕 君 石橋 善仁 君 長池 一徳 君 加藤 盛彦 君 岩尾 哲郎 君 麻生 政登 君 松山 度良 君 永田 数馬 君 竹之内 覚 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

教 育 長 中﨑 謙司 君 教 育 次 長 狩野 博臣 君 教 育 次 長 桑宮 直彦 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時58分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。 それでは、委員会による審査を行います。

教育委員会においては、今回、委員会付託議案がないことから、教育長より所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

まず、教育長より所管事項説明を求めます。 【中﨑教育長】 おはようございます。 それでは、文教厚生委員会の関係説明資料を 説明させていただきます。

2ページでございます。

教育委員会関係の議案外の主な所管事項につ いてご説明いたします。

(全国学力・学習状況調査の結果について)

本県の正答率は、全国平均と比べて、全ての 教科の調査において全国平均を下回りました。 特に中学校英語においては、全国平均を 5.6 ポイント下回っており、前回の平成 31 年度調査 結果と比べて、その差は拡大しているため、今 後も継続して改善が必要であると捉えております。

県教育委員会では、今後、今回の結果を詳し く分析し、各学校の取組の充実等を支援するた めの情報提供や、教職員一人一人の指導の改善 等に役立てることができる研修の実施、児童生 徒が事業での学びを家庭での学びとつなげ主体 的に取り組む家庭学習の充実や環境整備などの 対策を推進し、本県児童生徒の学力向上に努め てまいります。

(教職の魅力化作戦会議について)

教職員の働き方を見直し、働きがいを高めていくとともに、本来の教職の魅力ややりがいを積極的に発信し、教職員に対するイメージアップを図ることを目的として、民間、有識者、PTA等からの12名の委員で構成する「教職の魅力化作戦会議」を設置し、7月28日に第1回の会議を開催したところです。

「これまでの学校の働き方(文化)を変えていく」「学校を地域全体で支える」「教育施策の在り方」を柱として協議を行い、「外的資源の活用」「人材確保」「情報発信」等に関する意見が出されました。

今後は、10月上旬に第2回会議を開催予定で

あり、より具体的な改善策や支援内容の取りまとめを行うとともに、意見を参考としながら今後の施策検討に役立てていきたいと考えております。

(「これからの離島留学検討委員会」第3回会議の結果」について)と、4ページ、「令和7年度公立高等学校入学者選抜の改善について」は、この後、高校教育課長から補足説明をさせていただきます。

(特別支援教育の推進について)

今般、令和9年4月に、対馬市立厳原中学校内に県立虹の原特別支援学校の小・中学部を設置し、既に対馬高校内に設置されております高等部と併せて分校化することといたしました。

これにより、障害のある子どもたちが、居住地に近い地域で専門的な教育を受けることが可能となるほか、小学部から高等部までの一貫した教育活動のさらなる充実に繋げてまいりたいと考えております。

引き続き、障害のある子どもたちの自立や社 会参加に向け、市町とも十分連携しながら、特 別支援教育の充実に取り組んでまいります。

(「しま」の未来を担う子どもの育成について)

「しま」に住む小学生を対象とした、「令和5年度しまのリーダーチャレンジ事業」を本年8月1日から3日の2泊3日で実施しました。

対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町、新上五島町の5市町から、計40名の児童が参加し、長崎市内に建設が進むスタジアムを中心としたまちづくりの見学、西九州新幹線の乗車体験、県立大学佐世保校の学生とのワークショップや、参加児童同士の意見交換など、多様な学びや体験を通して、ふるさと長崎県と「しま」の魅力や未来について考えました。

今後とも、体験交流活動を通した子どもの豊

かな心や社会性の育成、ふるさと長崎県の魅力の再認識を図る取組を推進してまいります。

(スポーツにおける活用)については、7 ページ、8 ページ、9 ページと記載のとおりでございます。

選手・監督の皆様の健闘を心から讃えるとと もに、さらなる競技力向上とスポーツの振興を 推進してまいります。

また、今年5月から8月にかけて、大分県を主会場として開催された国民体育大会第43回 九州ブロック大会では、本県選手団は25競技 57種目において国体本選出場への代表権を獲得いたしました。

10月7日から鹿児島県で開催される特別国民体育大会では、競技団体と一体となって、「総合成績20位台」を目指してまいります。

(教職員の不祥事について)は、記載のとおり でございます。

教育職員による相次ぐ不祥事の発生を受け、 県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と 信頼回復に向けて取り組んでいる中、このよう な不祥事が発生しましたことは、学校教育に対 する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感 を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆 様に深くお詫び申し上げます。

今後も強い危機感を持って、全教職員に対し、 あらゆる機会を通して児童生徒の教育に携わる 職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫 理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、 全ての教育関係者と連携し、不祥事根絶と信頼 回復に向けた取組の推進に全力を傾けてまいり ます。

以上をもちまして、教育関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申 し上げます。 【千住委員長】 次に、提出のあった「政策等決 定過程の透明性等の確保等に関する資料」につ いて説明を求めます。

【犬塚教育政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料についてご説明申し上げます。

対象期間は、令和5年6月から令和5年8月まででございます。

資料の2ページをお開きください。

補助金等内示一覧表でございますが、県が箇 所づけを行って市町等に対し内示を行った補助 金についての実績となっております。

内容といたしましては、直接補助金、指定文 化財、保存整備事業補助金2件となっておりま す。

3ページをお開きください。

1,000 万円以上の契約状況一覧表でございま す。

入札結果につきましては、4 ページから 8 ペ ージに記載のとおりでございます。

次に、9ページから 42ページまででございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長充てにも同様の要望が行われたものでございます。

内容は、県の施策等に関する重点要望事項な ど22件となっております。

最後に、43ページをお開きください。

教育庁附属機関等会議結果報告でございますが、私的諮問機関等として「第5次長崎県子ども読書活動懇談会」など5件を記載しております。個別の会議結果は、44ページから48ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

【千住委員長】 次に、高校教育課長より補足説明を求めます。

【田川高校教育課長】教育長が説明いたしました令和7年度公立高等学校入学者選抜の改善について、補足してご説明をいたします。

補足説明資料として 2 種類のものを SideBooksに上げておりますが、横置き資料の 「教育委員会補足説明議案外(別冊資料)」を お開きください。

表紙をおめくりいただき、2 ページ目をご覧く ださい。

現行制度についてまとめております。現在の入学者選抜制度につきましては、前期・後期の2回の受検機会により受検生が自らの資質や能力に応じて主体的に学校選択ができるという特徴がありました。しかしながら、その一方での表でお示ししておりますように、前期選抜で不合格になる受検生が多く、そうした受検生にとって心理的負担が大きいという声や、の表に記載しておりますように、現行制度になって5教科を受検する生徒の割合が80%程度から57%程度に減少していることから、学力保障や進路保障について不安視する声も聞かれております。

これらを踏まえ、中学校、高等学校の校長会、PTA、学識経験者などからの意見を広く聴取しながら検討を行い、現在の中学2年生が受検する令和7年度の入学者選抜制度を改善することといたしました。

3ページをご覧ください。

新たな入試制度の概要についてご説明いたし ます。

高校教育課では、事業方針として 5 つの柱を 掲げており、そのうち特に重要な 3 つの柱に対 応した選抜試験を行うことといたしました。具 体的には3ページー番下の左に記載しています「自らの可能性を高め、自分らしさを育む」という柱に対しては、その上の特別選抜を。「探究的な学びを推進する」に対しては、その上の一般選抜を。「ふるさとへの愛着や誇りを育む」に対しては、チャレンジ選抜を行うことにいたしました。

また、制度全体としましては、主体的に学校を選ぶことができる現行の制度を継続しながら、「ふるさと長崎や世界の未来を拓く人材の育成」を目標に、公立高校の強みである多様な学びにつながる入学者選抜となるよう配慮いたしました。

4ページ目をお開きください。

3 つ目の選抜方法を具体的に説明いたします。まず、ひし形の1つ目は、特別選抜になります。この特別選抜の対象となりますのは、中学校内外の活動、例えば文化活動やスポーツ活動で実績のある者、あるいは各種コンテストにおける受賞者などであり、受検者がそれまで主体的に取り組んできた自らの強みを生かすことのできる選抜方法であり、2 月第1 週を基準として実施いたします。

2 つ目のひし形は、5 教科型の一般選抜について記載しています。これまでの前期選抜A特色と後期選抜を一本化して一般選抜を実施いたします。この一般選抜につきましては、今回の入試改革で一番注力した部分でございまして、中学校までに取り組んできた基礎的、基本的な内容に加え、新しい学習指導要領の考え方を踏まえ、問題の一部に日常生活や社会問題などと関連した探究的な問題を取り入れるとともに、学びに向かう姿勢を評価することといたしました

5教科を受検する生徒の割合を現行の57%程

度から 85%程度に引き上げる一方、各高校の実態や求める生徒像に応じて学力検査の 5 教科の配点比重については、各高校が独自に定めることができるようにいたしました。なお、実施時期は 2 月第 3 週を基準として実施いたします。

3 つ目のひし形は、今回新しく設けましたチャレンジ選抜になります。このチャレンジ選抜は、一般選抜で不合格になった生徒を対象とした、いわゆる再募集制度であり、3 月上旬に主に離島・半島部の高校において実施いたします。本県の離島・半島部の多くの学校は、ふるさと教育が充実しており、また、少人数教育を実施している学校が多く、そのため丁寧で、きめ細かな指導を行っている学校が多数ございます。そうした特徴を生かし、一般選抜で残念ながら不合格になった生徒たちが夢や目標を実現したいという意欲に応える選抜方法として位置づけました。

また、令和7年度開設予定の遠隔教育センターとの連携を図り、より一層、大学進学などに対応した教育を行うことで、また、今年度スタートさせた高校・地域連携イキイキ活性化事業と連携させることで選ばれる学校にしていきたいと考えております。

次に、5ページをお開きください。

5 ページには、それぞれの選抜の実施時期や 過去の制度との違いについて記載しております。 また、6 ページには、各選抜の定員や、検査

と調査書等の比率等についての考え方をお示し しております。

以上、入試改革についてご説明いたしましたが、今回の改善の趣旨や選抜方法が、中学校、 高校の教員に対してだけでなく、十分に中学生 や保護者にも行き届くよう丁寧な説明を心がけ、 今回の入試改革と高等学校での学びがうまく連 動するよう努めてまいります。

なお、定時制夜間部、通信制課程の選抜方法 については、現行と変更はございません。

引き続き、「これからの離島留学検討委員会」について、補足してご説明いたします。

SideBooksファイル名は、「教育委員会補足 説明議案外(壱岐事案についての検証結果及び 離島留学制度の改善に向けての報告書)」と記 載された資料をご覧ください。

9月3日に、「これからの離島留学検討委員会」第3回会議を開催し、弁護士や臨床心理士など各委員からのご意見を踏まえ、委員会としてまとめられたものが本報告書となります。

「第 1 部 壱岐事案についての検証結果」、 「第 2 部 離島留学制度の改善について」の 2 部構成となっております。

1ページをご覧ください。

ここで申し上げますページ番号は、資料に印字された数字となります。

1ページ下から4行目に記載しておりますが、 本報告書には黒塗りしている箇所があり、個人 情報の保護と人権配慮の視点から非公開にすべ きと判断した部分になります。

続きまして、3ページをご覧ください。

ここからが1部となります。第1部では、壱岐事案の検証結果を記載しております。3月1日以降、行方がわからなくなったその背景に何があったのかという視点で委員会による検証がなされております。

5ページまではタイトルだけ読み上げます。

1 検証結果の方向性について、2 当該生徒の 壱岐市への離島留学までの経緯について、3 当 該生徒の性格及び中学校・高校での様子につい てを5ページまで記載しております。

次に、6ページをご覧ください。

5 当該生徒と里親の関係性について記載をしております。ここでは当該生徒の(1)里親宅における状況や(2)里親に対する思いや印象について、里親や実の父親、その他の保護者、下宿している生徒からの聴き取りを基にまとめられています。

次に、9ページをご覧ください。

6 当該生徒の言動について。今年の1月から 3月1日までの当該生徒の様子について時系列 で記載しております。

次に、11ページをご覧ください。

7 壱岐事案の背景についてとして、第 1 部の まとめの章になります。

12ページをご覧ください。

(1)では、里親宅をなぜ出て行ったのかという理由を考察してまとめており、里親宅の出来事だけでなく、親しかった先輩の卒業や将来に対する不安など複合的な要因があったと推察されております。

13ページをご覧ください。

(2)では、里親の日頃の対応につきましては、適切でない対応も一部確認されたが、結論として、14ページの9行目から記載しているとおり、里親の日常的な指導は、不当な指導に当たるものではないと推察しており、むしろ、生徒や里親のSOSをキャッチし、救済する組織体制の構築が急務であるという形でまとめられております。

14 ページ、(3)のまとめでは、里親や学校だけの対応には限界があることから、地域全体で組織的に見守る環境づくりが必要であること。 さらには、離島留学制度における里親が担う役割を明確にすべきことがまとめられております。

以上が第1部となります。

15ページをご覧ください。ここから第2部と

して改善案を示しております。

1 離島留学制度の目的及び求める生徒像について記載しております。

続きまして、16ページ、2離島留学制度の改善の方向性についてですが、委員会や検討部会における指摘事項を踏まえた制度改善の方向性をまとめております。

次に、17ページをご覧ください。

3 離島留学制度の改善に向けての具体的提案につきましては、4 つの柱に沿った対策が必要であるとの提言がなされております。具体的には、(1)生徒や里親に対するサポート体制の強化についてですが、には、これまで生徒がSOSを発信した時に、それを解決するための組織というものがありませんでしたので、学校や市の関係者、スクールカウンセラー、社会福祉士等から成る組織体によって迅速な対応を図るとともに、SOSをキャッチした時に、まず誰に連絡し、誰がその組織体を集合させ、どのように解決すべきかといった危機管理マニュアルを新たに作成する必要があると示されております

18ページをご覧ください。

には里親のサポート体制について記載しており、里親を対象とした研修会を実施するとともに、先ほどの危機管理マニュアルについては、 里親がSOSを発信した場合の対応も含めることとしています。

には、対馬高校と壱岐高校には、高校に併設した特別支援学校の分校や分教室がありますし、また、五島には島内に特別支援学校の分校があることから、より生徒の実態に応じた支援を行うために特別支援学校と連携した支援体制や教員研修などの機能強化を図る必要があるとされています。

には、現在、学校に離島留学支援員を配置 しておりますが、日常的な生徒の支援や里親宅 の定期訪問などが欠かせない上に、今後のサポート体制を充実させるためには支援員を増員さ せる必要があるとされています。

(2)生徒の受入れ体制の見直しについてですが、では、転退学等の入学後のミスマッチを防ぐためには、入学前のアセスメントを充実させる必要があり、例えば、夏休みやそれ以降に複数回に分けて行う体験入学の際に、教員だけでなく臨床心理士などの専門家も交えた上で、これまでの生活や学習の実態等について丁寧に情報交換を行い、求める生徒像を示した上で、親元を離れても十分にやっていけるかどうかについても、保護者も交え十分な話し合いを行う機会をつくる必要があるとされています。

では、離島留学制度における里親と児童福祉法上の里親とは区別する必要があるとのことで、「しま親」などの名称に変更する必要があり、それに伴い里親の役割についても明確化する必要があるとされています。

19ページをご覧ください。

では、これまでの離島留学制度では、子どもだけが来島する仕組みでしたが、より安全で安心な制度にするためには、親子で転居する形態も必要であるとされています。

では、離島留学生を受け入れるために住居 の改修費用が発生するケースに対して、改修費 用の補助について検討する必要があるとされて います。

(3)生徒に対する地域全体の見守りについてですが、では、離島留学生の中には、学校と里親宅、あるいは寮との往復のみで土曜日や日曜日は何もやることがないといった生徒がいることも現実でございます。そのため、22ペー

ジのイメージ図のとおり、離島留学生を中心に据えて保護者との連携も図りつつ、地域の方々や自治会の方々、そして、行政機関も含めて地域全体で留学生を見守る環境づくりが必要であるとされています。

20ページをご覧ください。

(4)教員の負担を軽減する環境づくりについては、「今回の制度見直しにより教員負担が増加し、生徒のケアがおろそかになるようでは本末転倒となる」とのご意見をいただいております。そのため、教員の負担をいかに軽減するかということは大切な課題であり、そのためにも離島留学支援員の増員が必要であるとされており、また、対馬と五島には寮があり、舎監と呼ばれる宿直業務が大きな負担となっている現状もあることから、寮の管理体制を見直すことも必要であるとされています。

4 組織体制の再構築についてですが、 は、 離島留学制度の制度全体を検証する機関であり、 22 ページに示したサポートイメージが実現で きているかどうかを検証する新たな組織となり ます。

は、離島留学生や里親からのSOS、相談に対して迅速に対応する組織で、危機管理対策の中核となる組織になります。

に記載しています里親連絡協議会は、既に 学校に設置している組織ですが、保護者の関与 や研修会を実施するなど、体制の見直しが必要 とされています。

この報告書を踏まえ、今後、役割分担を明確 にし、学校や各市関係機関と連携しながら具体 的な改善策を講じていくこととしております。

以上で補足説明を終わります。

【千住委員長】 ありがとうございました。 次に、陳情審査を行います。 事前に配付いたしております陳情書一覧表の とおり陳情書の送付を受け付けておりますので、 ご覧願います。

陳情番号は、22、27、28、31、32、34 でご ざいます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。 【堀江委員】 長崎市の陳情、№31 になります かね。学校給食の陳情ですね。同じように長崎 市だけではなくて、№28 で島原市、№34 で長 与町が学校給食の無償化について要望いたして おります。

そこで、回答につきましては、長崎市につきましては全国知事会を通じて国に対し要望を行った、あるいは島原市につきましては要望が検討されているということなんですけれども、小学校、中学校の給食の無償化について、国に対して要望してほしいという、このことについての見解をまずお願いします。

【松山体育保健課長】まず、要望の内容につきましては、先ほど委員がおっしゃられたとおりでございますが、要望の時期が違っておりまして、一番最後に長崎市、長与町の要望ということで、知事会、また教育長協議会からは8月に要望が出されているような状況でございます。中身につきましては、記載のとおりでございます。

【堀江委員】そうしますと、字句が違うんだけれども、いずれも私は3つの自治体名を出しましたけれども、国に対して要望する、あるいは島原市については要望が検討されているということで、このことについても要望すると理解していいんですか、確認させてください。

【松山体育保健課長】同様の趣旨でございまして、タイム的にちょっと差がありましたので、 島原市の回答については、まだ検討段階でござ いましたので「検討中」と回答しておりますけれども、同様に要望しているような状況でございます。

【堀江委員】方法としては全国知事会を通じてということなんですが、それだけになりますか。またほかに教育長とか関連するのがあると思うんですけれども、国に対して要望してほしいという時に全国知事会というのが一つ出ました。また、1 回要望しているんですけれども、その後、例えば島原市のように出てきました。この対応はどうするのか。2 つ教えてください。

【松山体育保健課長】全国知事会で一つは要望を出しております。それとは別に全国都道府県教育長協議会、それと教育委員会協議会というのがございます。ここでも要望を出させていただいております。それに加えまして、九州教育長協議会というのもございまして、この3か所から学校給食の無償化につきましては要望を提出させていただいている状況でございます。

【堀江委員】いずれにいたしましても、学校給 食の無償化については、国に要望してほしいと、 そのことについてはそれぞれの、いわゆるルー トを通じて提出をするという、あるいはもう提 出をしたということの回答をいたただきました。

そこで、把握をしていたら教えてほしいんですけれども、報道によりますと、文部科学省は全国の小中学校の給食の実態調査を始めたと。政府が少子化対策で給食の一律無償化検討を打ち出したことを受けて、自治体ごとに異なる負担や実施方法の状況把握を急ぐという報道があるんですが、国の動きについて現在把握しておられる点がありましたら回答をお願いします。

【松山体育保健課長】委員ご案内のとおり、国では、「こども未来戦略方針」というのが閣議 決定されまして、学校給食の無償化につきまし ては多額の費用がかかるということで、まずは 課題の整理を行うということとなっております。

先ほどご案内がありましたとおり、現在、各都道府県に文部科学省から実態調査が行われておりまして、来年の夏までには、その結果を公表することとなっております。

【堀江委員】 実態調査をやるんだよと。実際、 それはそれぞれの都道府県に調査依頼がきてま すよということで理解いたしましたが、これは 多くの世論としてはぜひ無償化してほしいとい うことで、全国の自治体でもそれぞれに、既に 実施しているところもあるし、いろんな対応が あるかと思うんですが、県教育委員会の姿勢と しては、市町については設置自治体ですから、 もちろん市町の判断にはなるんですが、学校給 食の無償化については、これは応援する立場と いうふうに理解をしていいですか、それとも、 そこまではまだ言えない、まだ実施で今国から 受けてますので、それをやりますよという段階 で、市町の学校給食の実施について長崎県教育 委員会としては応援する立場に立っているのか どうかということについては答弁ができますか。 【松山体育保健課長】資料にも記載させていた だいておりますけれども、まずは実態がそれぞ れ自治体によって異なっておりますし、費用の 負担の方法につきましても、それぞれ違ってお ります。また、無償化を実施している自治体も 出てきておりますので、まずはしっかり国でそ の実態を検証していただきまして、まずは学校 給食費の負担の在り方というところをしっかり 整理をしていただきたいというふうに思ってお ります。

【堀江委員】 県教育委員会の姿勢としては、今のところ、答弁できないという内容だと思うんですが、いずれにしても、長崎県が子どもの医

療費の年齢拡大を中学校までにするのか、それとも高校までにするのかといった年齢拡大の問題でも、トップが代わってやるよとなれば、財源確保も含めてやるための施策をとります。もちろん、市町の学校給食の問題は、設置自治体である市町でありますけれども、長崎県教育委員会が、この学校給食の無償化について客観的に見るのか、それともやってほしいという立場で臨むのか。そのことによって、ただ国に言うだけではなくて、あらゆる機会を通じて国に言うというふうに姿勢も変わってきます。

そういう意味では、私はぜひ学校給食の無償化については、今日、明日にはできないかもしれないけれども、県教育委員会の姿勢としては、実施する方向で国に要望する、その一つをとっても要望しましたから終わりということではなくて、実施すると思えば、1度だけでなく2度も要望するというふうに姿勢が変わってくると思うんですよ。

そういう意味では、今の時点で担当課長としては答弁できないということですが、これは教育長、今の時点で教育長としてもそこまでは言えませんか。

【中崎教育長】学校給食の無償化の問題は、先般、宮崎県で九州の教育長会議がございまして、 その中でも我々としても議論したところでございます。

保護者の負担軽減という意味では、ぜひそういった方向にいってもらいたいんですけど、多額の経費がかかること、あるいは義務教育でありますことから、まずは国の方で在り方をしっかり検討してくれという要望を出しているところでございますので、国の要望の推移を見ながら、また、それが保護者負担の軽減につながるようなことであれば、我々としてもしっかり後

押しはしていきたいと思っているところでございます。

【堀江委員】しっかり後押しをしていきたいという教育長の答弁がありました。昨年、私がこの学校給食の無償化を一般質問で取り上げた際に、県の姿勢としては、市町が実施をするのであれば県教委としては、それはある意味、やるなというふうなことは言わないと。もちろん市町がやることなので、そこは見守るという立場の回答だったというふうに理解をしておりますが、いずれにしても、学校給食の無償化の動きは、様々な事情の中でそうした動きになっていて、国も重い腰を上げたというふうに理解をいたしております。

そうした県民の要望に応える形の施策を進め ていただきたいということをこの機会に申し上 げて、質問を終わります。

【千住委員長】ほかに陳情書につきましてご質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、 陳情につきましては、承っておくことといたし ます。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について質問はありませんか。 【山本委員】 おはようございます。

政策等決定過程の資料の26ページですけど、これは島原市の要望ですが、何点かあるんですけど、この中で2点だけお伺いをします。

26ページの内容というのは、県立高校の魅力 や特徴のPRを強化してほしいという内容に対 する県の対応として、これまでのオープンスク ールとか地域別の説明会に加えて、各中学校で 直接説明とかPRできる機会、これは私も以前、要望した内容なんですけれども、これについて市教育委員会、中学校にご協力を引き続きお願いしたいということは、県としては、これをしたいんだと。

それで、どういうふうに具体的に動いていらっしゃるのか。実績がオープンスクールとか地域説明会以外に実際に中学校に行かれた実績があるのか。今後、どういうふうに進めていこうとされているのか。その点についてご答弁をまずお願いします。

【直塚高校教育課企画監】島原半島における学校のPRについてのお尋ねでございますが、島原半島の8つの県立高校におきましては、昨年度、初めて学校案内の合同チラシを作成して、そして、市町の教育委員会の協力も得ながら、島原半島の全中学校の1、2年生を対象に、それぞれの高校の教員が分担しながら中学校を直接訪問してチラシを配布する試みに取り組んだところでございます。

今後も、こうした顔と顔を突き合わせて学校の魅力を伝えるというような努力というものは今まで以上にやっていかなければならないと思っておりますし、中学生の早い段階から高校の魅力や特色についても知ってもらえるような、そうした取組を引き続き学校へは提案してまいりたいと考えているところでございます。

【山本委員】 チラシをつくって学校を回った、 生徒さん向け、それから保護者向けに説明会を したということではないわけですね。

【直塚高校教育企画監】そうしたオープンスクールや説明会に加えまして、直接、中学校を先生たちが分担して、中学1年生、2年生を対象に、そういう合同のチラシを配って説明して回ったというような取組を昨年度行ったところで

ございます。今年度も引き続きお願いをしてま いりたいと思っているところでございます。

【山本委員】私のイメージというのは、とにかく学校が生徒さん、保護者さんを集めて、そこで具体的な説明をするというイメージですが、今の話だとチラシを配って生徒さんに説明をしたということですかね。私のイメージは、地域別説明会と同じような形のものを各学校で個別にできないかというイメージなんですけど。

【直塚高校教育課企画監】これまでどおり、学校で保護者とか生徒を集めた説明会というものは引き続きやっているんですが、加えて、昨年度初めてチラシを作って中学校に直接出向いてPRをして回ったという、初めての取組でございましたが、昨年度、そういった取組をしたところでございます。

【山本委員】詳細は後で確認させていただきます。

何が言いたいかというと、後ほど議案外の一 般で入試改革のことについて質問しようと思っ ているんですけれども、そういう内容を、今度 の場合には離島・半島の高校については非常に 影響があるもの、私はプラスの影響があるもの だと思っているんですけれども、そういったも のを理解していただくために直接お話をしてい ただく機会というのは必要だろうと。もともと 各学校でそれをやっていた、それがオープンス クールという形になった、それから地区別の説 明会になったということで、PRという意味では 少し後退したと私は思っているので、それにつ いて、今、それからまた少し前進しているよう なお話でしたので、そういったところについて 入試制度の改革もありますので、PRも引き続き 強化していただきたいと思います。

それからもう 1 点、島原市の場合には、今、

教育委員会にご尽力いただきまして、高校・地域連携イキイキ活性化事業というのをやっていただいているんですが、これが3年間というふうに聞いているんですけれども、実績と、今後どういうふうな形で進めていこうと考えておられるのか。

それから、コーディネーターという方がいらっしゃるみたいですけれども、どういうことをされていらっしゃるのか、そこをお伺いします。 【直塚高校教育課企画監】島原地域におきましては、県立の5つの学校が近くに集まっているという恵まれた条件を生かしまして、昨年度、それぞれの高校がお互いの魅力を出し合い、にぎわいを創出する共創プロジェクトとして「高校生マルシェ」を開催したところでございます。

今年度につきましては、地元の市町を中心に 地域と一緒になって高校の魅力化と地域の活性 化に一体的に取り組む事業を新たに立ち上げた ところでございまして、この事業を活用しまし て、島原市内の5つの県立学校や商工団体、ア ドバイザーとして十八親和銀行や、高校の魅力 化を全国で展開している地域・教育魅力化プラットホームのほか、市教委、島原振興局、そし て我々県教委も入って、島原市が窓口となって 先日の8月4日に第1号となるコンソーシアム を島原市で開催したところでございます。

島原市では、江戸時代の島原城築城の際に、物々交換から始まって、昭和 30 年代頃まで大いに初市としてにぎわいを見せていた島原城大手門市が昨年度復活したということもございまして、今年度は、この伝統ある大手門市、あるいは商店街などをフィールドとした高校生マルシェ、あと、今年で 20 年目を迎える島原商業の「島商ップ」、あるいはその他の出展やイベントなどの開催といった、それぞれの学校が取

り組む学びの実践について、周りの大人たちが 支援するということを、このコンソーシアムの 中で確認をしたところでございます。

ちなみに、10月14日の土曜日の大手門市や 商店街でのイベントの開催を皮切りに、12月ま での間、島原市と市内の5つの県立学校による 共創プロジェクトが今後展開される予定となっ ております。

また、このコンソーシアムの中では、例えば、 食のプロフェッショナル人材を育成したいとい うご意見であったり、あと、デジタルを活用し たスマート産業を学びの中に取り入れたいとい ったご意見などもあったことから、県教委とし ましては、将来的には地域や時代のニーズに合 ったカリキュラムの導入、あるいは学科の再編 なども今後検討していきたいと考えておりまし て、県内外から選ばれる魅力ある学校づくりに 全力で取り組んでまいりたいと考えております。

コーディネーターの件でございますが、今、 高校教育課に2名、伴走支援として、このイキ イキ事業の専門の職員を配置しておりまして、 島原、もう1か所、今、コンソーシアムを立ち 上げているところが新上五島町にございまして、 そこでは地元との調整を図っているところでご ざいます。

【山本委員】 ありがとうございました。 引き続きよろしくお願いしたいと思います。

これ以外の寮の話もここにあるんですけれど も、議案外の方で取り上げさせていただきたい と思います。よろしくお願いいたします。あり がとうございました。

【千住委員長】 ほかに質問ありませんか。

【堤委員】 10 ページの県立世知原少年自然の家の運営存続についてというところでお尋ねしたいと思います。

来年度から日帰りの施設として存続していくという方針が示されました。運営が続いていくということについては、地元の皆さんもほっとしているところですけれども、本音を言えば、やはり宿泊機能を続けてほしいというのがあります。とにかく運営が存続されるということで、来年度、4月からスタートということになっていますけれども、利用団体は来年度の予約などを行っているところかと思うんですけれども、4月から10月ぐらいの利用が非常に多かったように思っているんですが、来年度の予約の状況についてまずお尋ねします。

【加藤生涯学習課長】世知原少年自然の家の来年度の学校の利用の状況についてお伝えをいたします。

来年度、学校としての利用を希望している学校が 22 校ございます。これまで約 60 校が実施しておりましたので、これまでの約 3~4 割程度の学校が利用することになっております。

そのうち 4 分の 1 が日帰りとしての利用、また、4 分の 3 が佐世保青少年の天地との併用という形で希望しておるところです。まだ調整が続いておるところですので、今後また数は動いていくところかと思います。

【堤委員】60 校ぐらいだったのが減って3~4割の22 校というご答弁でしたけれども、校種別、小中学校が中心と思いますけど、どんなふうになってますか。

【加藤生涯学習課長】 22 校のうち小学校が 17 校、中学校が 5 校になっております。

【堤委員】4分の1が日帰りで4分の3が青少年の天地と併用ということですけど、宿泊機能がなくなるということで使い勝手が悪いということを思われたというところがあるのかなと思っています。それぞれの利用者の便宜を図って

使いやすい配慮をお願いしたいと思っていると ころです。

そういうふうに利用が減ってくる、あるいは 宿泊機能がなくなるということになりますと、 職員の配置なども変わってくるのかなと思うん ですが、今、7人いらっしゃると聞いています けれども、これについて減員をするということ になるんでしょうか。

それから、主催事業が今までずっとありまして、泊を伴うような事業もありましたけれども、 日帰りもありました。もし減るのであれば、そ ういう主催事業も減ってくるのではないかなと 思っているんですけれども、そこのところはい かがでしょうか。

【加藤生涯学習課長】まず、職員の数につきましては、日帰り施設になりますので一定の減というのは必要になってくるのかと思っております。ただ、その数につきましては、これから推進協会、また、私どもの予算化というところで調整をしていきたいと思っております。

しかしながら、今後の活用ということを考える重要な時期であるということも一定頭には置いておきたいというふうに思っております。

【堤委員】一定減になるかもしれないけれども、今後の活用も考えていかないといけない。予約は今の時点では減っているということですけれども、これからもいろんなところで活用していただくためには、職員の数もある程度必要かと思いますので、そこのところ、本当に利用が増えていくような取組をお願いしたいと思っています。

それから、宿泊がなくなりますから、手当が 減ったりとか、職員の皆さんの収入源になろう かと思うんですが、最低賃金が 10 月から引上 げられますけれども、かなり厳しい賃金で働い てこられたというのがあるかと思うんですが、 これからもモチベーションを持ってしっかり働 いてもらうためには、一定そこのところも手当 てしなければいけないのではないかと思います が、その辺はどうなっていますでしょうか。

【加藤生涯学習課長】職員の賃金につきましては、基本的には推進協会の方で定めることとなっております。しかしながら、世知原が日帰り施設になる、その充実に向けた取組を、現在、様々な視点で進めておるところでございます。それは例えば不登校児童生徒の利用であったり、一般の観光客に利用を広げたり、このようなことを取り組んでおるところでございます。

そういった中で、職員の方々が改善に向けて モチベーションを高めていくということは、大 変重要なことであると考えておりますので、私 どもも推進協会、また施設、職員の方々とも十 分に話をしながら今後の活用について取組を進 めていきたいと考えております。

【堤委員】ありがとうございます。今後の充実に向けた取組ということで様々なことをこれから、今までなかったことを、不登校生徒に対してとか、あるいは観光客ということを言われましたけれども、自然の家にはキャンプ場、それから炊飯棟がありますけれども、観光客にも利用を広げていくということになりますと、ただ単に飯ごう炊飯みたいなことだけじゃなくて、観光客だったらバーベキューとか、いろいろそういうことも考えられるかと思うんですが、そういうところも含めた利用拡大を考えていらっしゃるのか、そこのところをお尋ねします。

【加藤生涯学習課長】一般の方々に利用を広げていくために、現在、佐世保のコンベンション協会、また、佐世保市の観光部局と一緒になりながら、どのようなプログラムがつくれるのか

ということで検討を進めておりまして、8月、9 月、また 10 月にかけてモニターツアーなども 実施しております。

そういった中で、世知原地区のお茶屋さんに 来ていただいて、ほうじ茶づくりの体験であっ たり、また、これも地元の業者の方がアウトド アに関する食事の提供など、そういった検討も 含めて行っておるところでございます。

魅力的な施設になるために、いろんな方と連携しながら、その充実に向けた取組を進めていきたいと考えております。

【堤委員】ありがとうございます。モニターツアーをなさっているということで、本当に自然豊かな環境ですから、グリーンツーリズムといいますか、自然に親しむ、そういういろいろな行事とかが考えられるのではないかと思いますので、そういったことも本当に皆さんの声を聞きながら取り組んでいただきたいと思います。

10ページに「地元等との協議の場を確保いたします」とありますけれども、折に触れて地元の皆さんとしっかり協議をした上で、地域の皆さんの協力というのも必要でしょうから、協議をしっかりしながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

終わります。

【千住委員長】 ほかに質問はございませんか。 【吉村委員】その前のページの県立武道館の機能拡充について。これは何年もずっと言われ続けよるんやけど、なかなか今まで進捗が見られないんやけど、この佐世保市とのやり取りの中で、字面には見えてこない進む状況があるのかなと思うんだけど、いかがですか、お知らせをいただきたいと思います。

【松山体育保健課長】前回の委員会を受けまして、その後、担当レベルではございますけれど

も、佐世保の方に出向きまして担当課と意見交換をさせてはいただいております。ただ、前進するような内容というのが交わされたということはございません。

【吉村委員】そう短兵急に全然前進しとらんと か簡単に切って捨てられたら、なかなか地元の 人もつらいところたい。

それで、これを見ると県南の方に偏っとるわ けね、長崎市、島原市、大村市、これは全て市 営の、市が運営する施設なんですよと。だから、 県有施設として設置することは厳しいかもしれ んと。しかし、ここに県立武道館があるわけよ ね。これが県の施設なんだということで、「県 立武道館の機能拡充について」という題名にな っとるわけよね。だから、県の施設としては駄 目ですと、こうなるとやろうけど、ほかの3地 域の施設は市営でやっているんです。用地も提 供していただけるという話もあるのであれば、 例えば、県北が一緒になって佐世保市が中心と なってつくることについては話が進められるん じゃないか、それについて県としてどのような バックアップができるのか、財政的な支援がで きるのかとか、そういう角度での検討というの は、今後行われるのか、行われないのか、そこ ら辺の考え方についてお知らせいただけません か。

【松山体育保健課長】 佐世保市の担当課とは、 佐世保市による整備も含めまして意見交換をさ せていただいたところではございますけれども、 なかなかその方向性が見出せるまでには至って いないような状況でございます。

引き続き意見交換は続けていくということで 1 回目は一旦終わらせていただいておりますの で、引き続き担当課の方とは意見交換、情報交 換をさせていただきたいなというふうに思って おります。

【吉村委員】そういう方向で、県の施設だからという考えで、今、佐世保市も県でやってくださいよというふうな考え方に固まっとらすとかもしれんけど、例えば県内の公共的な競技施設の配置ということを考えると、県北にはないとなるわけよね。そこを県内の適切な配置を考えるとした時に、どのような県と市の関わり方があるのか、そういうところも一緒になって考えるというところを今後探っていってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

【千住委員長】 ほか、ございませんか。

【冨岡委員】ありがとうございます。一般質問でも取り上げさせていただいた部活動の地域移行に伴う財源の確保について 41 ページについて発信させていただきます

こちらについて1つ目の丸では重要性について、3つ目の丸では、しかしながら、本県では都市部で費用負担が大きいということで、これからは国に要望していきますということ。4つ目の丸で、県においては、県下一律での財政支援は困難である。ただ、これから頑張っていくということを書かれています。

この3つ目の丸の、「しかしながら、本県では都市部より費用負担が大きいという実情」の、ここの意味を教えてください。考えられるのは、会費が都市部、東京なんかより高いということであるとか、あるいは例えば対馬なんかの離島の方では移動の距離が大きいから、その移動について親御さんたちの負担というのは大きいんでしょうけど、費用負担という表現なので、最終的には会費の方に先生たちの移動の費用がかかるのかという、そこの部分を、都市部より費用負担が大きい実情の意味を教えてください。

【永田体育保健課体育指導監】お答えいたします。

都市部より費用負担が大きいというのは、今、 委員からお話がありましたけれども、特に拠点 となるような練習会場の移動の距離であります とか、そういった交通費の問題、あるいは会費 の問題。この会費の中にも指導者の謝金、ある いは競技用具のお金、そこで実施主体となるク ラブで会費の在り方というのは変わってまいり ますけれども、そういうところが考えられます。

部活の地域移行というのは都市部というのもありますけれども、公共交通機関を、都会といいますか、東京都の実証事業なんかでも地下鉄とかJRを使って隣町に移動できる、通えるというようなところもありますので、そういったことを含めた形で記載しているところでございます。

【冨岡委員】 ありがとうございました。

2 つ目に、4 つ目の丸の「県においては、県下一律での財政的支援は困難である」の部分について、逆に一律でなければ支援はできるというふうに読んでもいいのでしょうか、そこについてご質問させてください。

【永田体育保健課体育指導監】今、委員からお話がありましたけれども、本県は 21 市町ございます。長与町については令和 3 年度に国の指定を受けて実証事業を行っておりまして、今年、5 市町が行っております。具体的にどういった形で地域移行が進められるのか、実証事業の段階でございますので。ただ、県といたしましては、21 市町でそれぞれどのくらいの地域スポーツクラブ、地域に移行する自治体があるのかということがまだ見えてないところでございまして、それを全て県が負担というところは非常に困難であると。

併せて、答弁もさせていただきましたけれども、地域スポーツクラブというか、地域移行については、保護者の了解を得た上での会費の設定で成り立つというような形の運営に基づきますので、将来的には、令和7年度まで部活動の地域移行の推進期間としてありますけれども、自立という形の地域クラブというのが理想となりますので、そういった形で県としては一律に県が負担するのは非常に困難である、費用面も含めてという形で回答させていただいております。

【千住委員長】 ほかに質問ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、 次に、議案外所管事務一般についてご質問はあ りませんか。

【宮本委員】 おはようございます。 議案外について質問させていただきます。

ご説明がありました、令和7年度公立高等学校入学者選抜制度の改善について、選抜制度についてお尋ねいたします。

ご説明がありました補足説明資料横長の分で 幾つか質問させていただきたいんですが、まず、 5ページの比較がありまして、従前、現行、改 善後とあります。現行制度ですが、これは子を 持つ親としては前期と後期の差がどこにあるん だろうというのをずっと思いながら私も対応し ていて、とにかく前期で受けようと、落ちたら 後期でいこうというイメージがあったんですね。 その声が中学校の声としても出てたんだなとい うことを改めて感じました。

恐らく現行制度は3年間の施行ではなかったかと思いますが、これによって学力が、要は3 教科に特化した学習になってしまって、高校で学力が低下したという声もありますが、この現 行制度の高校入試を取り入れたことによって、 全体的な学力が低下しているというような県の 見解というか、そういった認識というのがある のかどうかをまず確認をさせていただければと 思います。

【田川高校教育課長】今、委員から学力低下に ついてお尋ねをいただきました。これにつきま して明確な数値によるエビデンスといったもの は存在しないのですが、この入試改革を行うに 当たりまして、各学校、全ての県立高校にアン ケート調査を行いました。そうしました時に、 現行制度と、それから従前の入試制度の時と学 力低下を感じているかどうかという質問を行い ました。そうしましたら全体の54%が「学力低 下を感じる」というようなアンケートもござい ました。そういったことも踏まえまして、今回、 入試制度を改善したといった背景がございます。 【宮本委員】 ありがとうございます。 従前の入 試の方が、勉強するぞという意欲が高まったの ではないかなと私自身も感じているところがあ ります。そういう反省が、そういった認識であ られたんだなということをちょっと確認させて いただきました。

そうするならば、改善後、令和7年入試からスケジュールが書いてありますが、これはざっと見ると従前と何ら変わりないんじゃないかなというイメージを受けます。従前では、推薦選抜があって一般選抜、今回の改善後は特別選抜と一般選抜、その後にチャレンジ選抜とあるので、大きく分けて日程的なものであるかもしれませんが、従前の、要は現行の前の制度に戻ったんじゃないかなというイメージがあるんですが、県教委としては、そこの従前のものを取り入れたんですよというような意識とか認識というのはあられますか。それをまず確認させてく

ださい。

【田川高校教育課長】順を追ってご説明させて いただきたいと思います。

まず、現行制度に移行する際の理念といった ものは、中学生も多様な資質や能力を有してま すので、その多様な資質や能力を生かした入試 制度にしていきましょうということで、前期・ 後期選抜にいたしました。

前期の制度は、基礎学力テスト、主に国・英・数を基本としまして、そして、それぞれが持つ特色に応じて、それぞれ学校が示す、求める人材に応じたところを生徒たちが自分たちで主体的に学校を選べるという制度。そして、後期は5 教科の学力テストというような制度でございました。

今回は、その主体的に学校を選ぶという理念 も生かしつつ、特別選抜制度というものを構築 しております。

そのうち、自己推薦 は、ちなみに は従来 の現行制度のB文化・スポーツ特別選抜を踏襲 するものになるんですけれども、この といったものが、これは各生徒が自らの意思で手挙げをして、この学校に行きたいと、自分はこんな 強みがあるので、この学校に行って自分の個性をさらに磨いていきたいといったものを反映できる制度が、この自己推薦 といったものになります。

そして、一般選抜につきましては、約8割の 生徒たちに5教科の試験を受けさせるというこ とで学力の補強を図っていきたいということと 同時に、問題の中に探究的な問題を入れていく 中で中学校との接続を図っていきたいという、 そういった狙いがあるといったところでござい まして、従前の試験とは、形はちょっと似てい るように見えるかもしれないんですけれども、 中身の理念ですとか、それから手法ですとか、 そういったものについてはまた異なってくると いった認識を我々としては持っておるところで ございます。

【宮本委員】ありがとうございました。そうするならば、今までは前期選抜と後期選抜で倍率は恐らくほぼ変わりなくて1前後であったと思いますが、今回、令和7年度からの入試では、一般選抜の倍率がかなり上がって、特別選抜というのは本当に限られた方の応募というのか、そういったことになるイメージがあります。一般選抜に非常に多くの生徒さんが来るというのは確実だと思うんですが、それについてはいかがですか。

【田川高校教育課長】一般選抜の倍率の予想ですけれども、これについては、ここが一番、85%の定員を持っておりますので、都市部の大規模校につきましては倍率が1倍を超えてくることを予想していますけれども、これが1.5倍とか2倍になるような予想はしておりません。

ですので、従前の試験の時と倍率はあまり変わらないのではないかというふうに予想しております。

【宮本委員】ありがとうございました。そうするならば、令和7年度の入試は2月の第3週を目途にということですが、これによって中学校の活動内容、スケジュールが大きく変わるんじゃないかと思っています。要は、今までは後期選抜が3月だったので、それに応じて学校行事を組み立てたりとか、授業のカリキュラムをされていたと思うんですが、今回、大きな一般選抜が2月の第3週にくることによって、ここに向けて一気に勉強していかなければならない、5 教科せんばいかんということなので、中学校におけるスケジュールが大きく変わってくるか

と思いますが、それについていかがですか。

【田川高校教育課長】今、委員がご指摘のとおり、いわゆる授業進度ですとか、そういったものについては配慮が必要だろうと思っております。現行制度におきましても、前期選抜の3教科の基礎学力テストについては、試験範囲を、この分野ですということで特定しております。今回も3月の上旬から少し早めますので、その分の学習進度を考慮しながら試験の範囲といったものを中学校には丁寧にお示しをしていきたいと思っております。

【宮本委員】ありがとうございます。中学校においては、いろんなスケジュールとか行事とかが予定されていて、2月の第3週に大きな一般選抜がくることによって内容も変わってくるかと思いますから、そのあたりのスケジュール感、そして、ここに向かうまでの学習をどこまでやっていけばいいのかというのは、中学校に対しても具体的にお示しいただければと思います。

例えば特別選抜を受けて駄目だった場合は、 もちろんですけど、一般選抜を受けることがで きる。なおかつ、チャレンジ選抜というのは、 これは主に離島・半島の高校で実施ということ なんですが、ここで例えば一般選抜で不合格だ った方が、離島・半島部ではない地域の高校を もう一回受けるということは可能なのか。恐ら く定員がここではないので、チャレンジ選抜と いうのは離島・半島部に特化したものなのか、 離島・半島部以外では受け入れないのかどうか を確認させてください。

【田川高校教育課長】チャレンジ選抜における 受検が可能な学校ということでお尋ねいただい たと思うんですけれども、こちらについて今検 討をしている最中でございまして、主に離島・ 半島部の学校ということを前提としております けれども、それ以外に大都市部の周辺部で定員 を満たしてない学校もございますので、そうい ったところも入れることができないかというこ とで現在検討しているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございます。やってみないとわからないんでしょうけど、恐らく現場は混乱するかなというイメージもありまして、前にも言ったかもしれませんが、私はPTA会長をやっていて、この話が出て、令和7年度から変わるんですよと、様々準備もやっているという話があった時に、特別、一般、チャレンジという形で入試をする際に、どこを果たして受けたらいいんだろうかというような迷いが生じないような明確なお示しをしていただければと思います。

私立との兼ね合いで、このスケジュール感で 私立学校の受験の日程についての調整は取れて いるのかというのを改めてお聞かせください。

【田川高校教育課長】お尋ねがありました私立との連携ということでございますけれども、この入試選抜のフレームを構築するに当たりましては、私学側としっかりと連絡、調整を図りまして合意が得られているところでございます。

ただし、先ほどからチャレンジ選抜の対象校ということでお尋ねもいただいたんですけれども、そちらについては、都市部については、やはり私学さんとの兼ね合いもございますので、そこら辺のところを一定配慮しつつ、現在、対象校を検討しているという、そういうことも含みがあるということでお伝えをしておきます。

【宮本委員】 ありがとうございます。 そこはちょっと調整をしていただければと思います。

もう一回確認ですが、よくあるのが公立を受ける、そして私立も受けますよという時に、この一般選抜の2月の第3週目で、それが受ける

ことが可能なのか。再度、日程として、公立を受ける際に私立も受けておこうということが長崎県内は結構あると思うんです。それはこの 2月の第3週に一般選抜をもってくることによって弊害がないのかというのを再度確認させてください。

【田川高校教育課長】私学の方に確認させていただきましたけれども、私学が1月中には、ほぼほぼ入試が終わっているというような状況でございます。また、2月、3月に向けては、公立で不合格だった生徒たちをまた受験させるような仕組みを持っていらっしゃるというようなことで、そこら辺のところの競合というところは話し合いの中で十分検討しているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。いずれにしても、中学校3年生が、未来ある子どもたちが高校に行きたかったけれども行けなかったみたいな状況にならないような入試制度であっていただきたいという思いを持って確認をさせていだだきました。

現場では、いろんな問題、そしてまた、現に中2の親御さんは、いろんな思いがあられるかと思いますので、どうか適切なご説明、プリント配布でも結構ですし、わかりやすい対応を心がけていただきたいと思います。

併せて、先ほどの自己推薦について、スポーツとか文化に特化した生徒さんの受検について お尋ねいたします。

要は、公立高校の魅力化増進に向けたスポーツ振興対策ということでお聞きいたしますが、スポーツとか文化で行きたいという生徒がいた時に、公立高校で指導者の配置が十分になっているのか。これについては、この学校に行けば、例えば剣道に特化している、テニスに特化して

いる、ソフトに特化している、指導者がいると いう担保ができているのかどうかを確認させて ください。

【植松高校教育課人事管理監】委員からご質問がありました公立高校のスポーツ、それから文化の部活動の促進に向けまして、指導力のある教員につきましては、人事異動により適切に配置をしておるところでございます。特に学校の魅力化につながるような強化をしている部活動、競技につきましては、校長先生の意向を十分に確認しつつ、複数回ヒアリングを行いまして丁寧に確認して教員の配置を行っているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。私立は 私立で特化した、スポーツに優れた高校があり ますが、今後は公立学校も、今もそうかもしれ ませんけれども、スポーツ、文化に特化した特 色を持った公立高校が出てくることを願ってお ります。

再度確認ですが、公立高校におきましては、 教員の異動というのがどうしても出てくるかと 思うんですね。いい先生がいたにもかかわらず、 3年、5年で異動ということがあろうかと思い ますが、先ほどおっしゃった文化とかスポーツ に特化した指導者、先生についての異動はどの ようにお考えか、お聞かせください。

【植松高校教育課人事管理監】本県では、人事 異動を通しまして、特色ある学校づくりを推進 して、全県的な人事交流が公平かつ円滑に行わ れるような人事異動を行うという原則にのっと って広域交流人事を行っております。

学校の魅力化の一つとして部活動の指導者の 配置につきましては、スポーツについては体育 保健課、文化については学芸文化課等と引き続 き連携を取りつつ進めてまいりたいと思ってお るところでございます。

特に、スポーツの競技におきましては、競技によっては中長期的な計画を立てて人事異動をするということも考えておるところでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。やはり そういう考えが大事かと思っております。教員 の異動によって、せっかくできていたのに異動 になってしまって競技力が落ちたということを できる限り少なくしていただきたいということ。 併せてスポーツに特化した指導者を適切に配置 していただきたいということを改めて要望させ ていただきます。

最後に教育長にお尋ねいたしますが、今回、 令和7年度から新たな入学者選抜制度が開始いたします。これによって、そこに書いてあるような高校教育3本の柱ということを掲げて、ゴールは、「ふるさと長崎や世界の未来を拓く人材の育成」という目標を大きく掲げられています。従前、今まで、そして今後の新しい高校入試制度を通して人材を育成していくということでありますけれども、改めて長崎県の中学、高校における人材の在り方についてのご決意をお聞かせいただければと思います。

【中﨑教育長】今回の入試改革でございますけど、先ほど来から高校教育課長が説明しておりますように、まずは今の制度の課題、いわゆる前期を受けた後、そこで落ちるとモチベーションが下がっている子どもたちがいる、あるいは5教科じゃなくて3教科の受検になっておりますので、学び全体のところを向上するという課題解決を図ったということもございます。

それと併せて、今からの時代に求められる子 どもたち、いわゆる探究的な学びであるとか、 あるいはチャレンジ精神を持つ子どもたちであ るとか、そういった子どもたちを育むことと併せまして、ぜひ離島・半島、特に定員割れに苦戦している学校がございますけれども、やっぱり地域と一緒になって様々な魅力のあるような教育もしております。そうしますと、ふるさとを育むような子どもたちもぜひチャレンジ制度で拾い上げながら、今後の長崎県を考えた場合には、そのような人材が必要だと思っています。

特に公立高校の強みというのは、多様な学びの中で、そのような子どもを育むということでございますので、しっかり学校の魅力づくりと併せて、そういった子どもたちを育むことで保護者の皆さんから選択されるような学校づくりに努めてまいりたいと思っております。

【浅田委員】まず、今、宮本委員が質問なさった公立高校の入学試験についてお伺いしたいんですけど、そもそもこの短期間で見直さなければならなくなったということは、非常にゆゆしき問題ではないのかなというふうに私自身は感じたところであります。

なぜかというと、あまりにも学校の先生たちからの声というのが、前期、後期に分ける必要性があるのかとか、3 教科に集中していたら、あとの 5 教科に対応できなくなるとか、割と、お声が想定できることが多いなと。もちろん、先生方、教育委員会の方々が日々頑張りながら、長崎の子どもたちの行く末に当たっていただいているということは、もう十分感じた上で、この状況というのを率直に、どういうふうに、これ、変えるということは、問題があった、よろしくなかったと思っているから、この短期間で変えるんだろうなというふうに考えると、ちょっと私としては、どうなのかなと。今の高校生にとってどうなのかなと思うところですが、そのあたりを真摯にどのように受け止められてい

るのか、お聞かせください。

【田川高校教育課長】確かに、今回、3回の実施で改善をするということになりました。高校 入試というものは、そうそう簡単に改善をする ものではないというふうに私たちも思っており ます。

しかしながら、今回、1回目、2回目とやっていく中で既に改善を求める声が上がってきておりました。そういった中で、この入試制度につきましては、3回を目途に改善するのが妥当ではないかということで、水面下で改善の案を練ってまいりました。それぞれ高等学校、中学校、保護者、それから有識者、そういった方々から広く意見をいただきながら、今回は改善した方が望ましいという結果に至ったといったところが現状でございます。

【浅田委員】様々な現状を受け止めながら、早期解決に挑んでいただいたというような解釈であろうかなと思います。

実は、これが変わるということで、高校生自体もどうなのかという思いがあるというのを聞きました。なぜかというと、長崎の教育の在り方を受けた状況で、そのまま次、大学受験をしなきゃいけないわけですよね。果たしてそれがどうなのかという従前のやり方と、入試だけの問題ではなくて、その後に中学校から始まって大学にまでくるわけですから、いろんな形の中で大学受験に関しても、当然これが変わったことによって不安を覚えている学生さんがいるということも現実であります。

そういうところの問題性とか、生徒の不安感とか、そのあたりはどのように受けとめられておりますでしょうか。

【田川高校教育課長】まず、生徒の不安といったところでございますけれども、現行制度の入

試で入ってきた高校生につきましても、学校を通してどのような印象を持っているかということについて聞き取りを行っております。現行制度で入ってきた生徒については、しっかりと現状認識をしながら、次なる目標に向かって学習をしているということで、大きな不安というのは、こちらの方には入ってきていないところでございます。

一方、今度から受ける中学生に対しては、そういった不安を解消できますように、11 月を目途に、さらに詳しい入試制度の概要についてお知らせをしていきたいと考えております。

【浅田委員】どの程度の聞き取りをしたのかは わかりませんが、実際として教育制度が変わる ことによって、私たちが受けたあれは大丈夫だ ったのかと思っている高校生の声を私が聞いた ので、あえて質問をさせていただきました。

結局、中学校で3教科に集中していて、5教科でという、様々な状況の中で選択肢が逆にいうと減らざるを得なかった生徒がいるというのも現実なわけですよね。この現行制度が、すぐ3年間で見直されるということによって、私たちが受けていた受験と今の現状って大丈夫だったのかという明確なる思いを持っている人たちがいました。

なので今質問をさせていただいて、その声が 残念ながら教育委員会の方には入ってなくて、 単純に次なる目標というのは、その現状を受け 止めるしかなくて、そこの中で勉強をしてるか ら、そういうふうになっているだけだと思うん ですね。

例えば、学力検査とかが今回の新しい試験の中でもあり、5 教科の比重においては、各高校が設定をするというふうになっていて、各学校に対する責任制でやっていくわけなんですけれ

ども、結局、その後に学校の中で、例えば、よ その学校はAは 1 学年でその教科を勉強した、 でもBは2年生でやったと、その中で遅れをと っているんじゃないかとか、真摯に様々な学校 を見比べている生徒もやっぱりいるわけですよ ね。そこが私立とかではなくて県立なんだけれ ども、ここ最近、余りにも差別化、区別化がさ れている中で、学力を伸ばしたいと思っても、 その手前の段階で、果たしてどうなんだろうと いう不安とか、先ほど言った受検の在り方で、 もう既に遅れている私たちはどうなるんだろう か、僕たちはどうなるんだろうかという声もあ るということをもう少し受け止めていただいて 制度を変える、改善をしていくということをし っかりとやっていかなければ、現実として、先 ほど教育長の説明の中にもあった、例えば英語 のポイントが大分落ちていると、それがどうな のかという分析が、どういうところでそこが落 ちているのかというようなところも後ほど詳し く教えていただきたいなと私は思っているとこ ろです。

やっぱり生徒の人生に関わってくることでありますので、次なる目標の求め方、定め方というのもあるということをしっかり受け止めていただければなと思いますが、いかがでしょうか。 【田川高校教育課長】生徒の聞き取りにつきましては、学校を通したサンプル調査といいましょうか、聞き取り調査でございまして、生徒たちに対してのペーパーによるアンケート調査とかはとっておりませんので、そういった声を十分に拾い上げてこれなかったのかなというような反省もございます。

先ほどちょっと申し上げました部分につきましては、例えば進学校につきましては、5 教科 受験の比率について、前期試験と後期試験の比 率ですね、前期試験は 20%で後期試験は 80% というような形で、ある程度、進学をしていく子どもたちに対しては 5 教科を促すような手だてをとってきておりましたし、専門高校でそれぞれの学校が考えていく、いわゆる教科の比率といったものは、例えば農業高校、工業高校、商業高校でいくと、例えば 3 教科の基礎学力テストでいいということでいけば前期試験の割合を高めていくというようなことで、それぞれの学校の特色に応じた前期、後期の比率を設定したということで、おおむね影響が少なかったんじゃなかったかというような判断をしたところでございます。

今後、入試制度の与える影響といったものは、 しっかりと肝に銘じながら、今後、丁寧に説明 をしながら、戸惑いなく入試制度に向かって勉 強できるように努めてまいりたいと思っており ます。

【浅田委員】 今度の令和 7 年の形が根づくような形でしっかりやっていただければなというふうに感じます。

残りの分数は、後ほど質問させていただけれ ばと思います。よろしくお願いします。

【堀江委員】離島留学制度について質問したい と思います。

縷々補足説明がありまして、その中で改善に ついてということで一つの意見として申し上げ ながら見解をお尋ねしたいと思います。

資料でいいますと 15 ページの離島留学制度 の改善についてということの中では、求める生 徒像というのがあります。この求める生徒像というのが、「学校やしまの特色・環境をしっかりと理解している生徒」、「目的意識が高く何事にも意欲を持って取り組める生徒」、「協調性や豊かな人間性と人間関係を身に付けたいと

願う生徒」ということで、これだけ多様性、個人が尊重されるという時代の中で、求める生徒像というのが必要なのかということに私は疑問を持ちながら読みました。

例えば、留学生の実態ということの中で、これはもちろん全てではないと思いますが、5 ページには、「学習する意欲がわかないことに悩む」が31%で最も多い、あるいは16ページには「入学者の約2割の生徒が中学校時代に50日を超える欠席がある」ということで、全てではないにしても、そうした実態が垣間見て述べられているという中で、求める生徒像というのをあえて述べなきゃいけないのか。

例えば、やりたいなと思えることを見つけようとして取り組むというふうな目的だったらまだしも、こういう生徒がいいんだよということを掲げて、それに当てはめるというふうにもとれるので、こういう改善の論議の中で求める生徒像をあえてここで明記するということに意味があるのか。まず、この論議の経緯なども答弁が可能な範囲でお願いしたいと思います。

【田川高校教育課長】求める生徒像につきましてご質問いただきました。

これにつきましては 16 ページで転退学の割合が 23%であるということが記載してあります。この 23%の生徒たちが入学しつつも転退学をしているというのは、大変重く受け止めなければならないというふうに思っております。やはりミスマッチが起こらないような離島留学制度にすべきだろうという観点の下、この求める生徒像というものが掲げられております。

また、これまでの3回にわたる、これからの 離島留学検討委員会の中でも、全国的に地方留 学を進めている団体の方もご参加いただいてお りまして、全国的にうまくいっている地方留学 を実施しているところでは、この求める生徒像がうまく浸透しているケースが多いというご意見もいただいておりまして、そういったことを基に、ここに掲載させていただいております。

【堀江委員】 いろんな識者の皆さんの見解、それから全国の事例を基に出されたことだということは、もちろん承知の上で個人の見解ということでちょっと質問させていただいております。

確かに、23%が転学、退学をしているという 状況の中で、今まで一定求める生徒像というの がなくて、個々それぞれに、さっき言ったよう に、今回もそうですけど、あるいは例えばやり たいなということを思える、見つける、それが できたらいいなと思って、例えば離島留学とい うことを活用したという、その一点で申し込ん だ方も例えばいると思います。

いろんな方が、こういうふうに思っていたん だけれども、今回、求める生徒像というのを挙 げることによって、いや、あなたは違いますと いうことではじいてしまうということにもなら ないのかというふうにも逆にとられるんですね。 逆に、どんな人でも、来た時に、問題はこうい う生徒像があるから、こういう生徒になってく ださいということをするのではなく、ごめんな さい、イメージ的で申し訳ないんですけど、逆 にいろんな理由、どんな理由でもあるけれども、 離島留学制度を活用して、その上で一つ一つの 事例に対応するように制度の中に、今回、支援 の体制であったりとか、専門職であったりとか、 里親の方たちの対応であったりとか、逆にどん な子たちでも受け入れて対応しますよという、 この受入れ側をよりよく、さらに充実するとい うふうに考えるべきではないのかというのも私 としては思うんです。

今、課長が言われたように、全国の事例、識

者が言われるように、こういうのが離島留学の 求める生徒像なんです。だから、あなたは合わ ないんですということで最初からはねていくと いうことにはならないのかということを、ごめ んなさい、象徴的な質疑で申し訳ないんですけ ど、今の課長の答弁を聞いていて思ったんです が、その点はどうですか。

【田川高校教育課長】ここを掲げることで、いるいろな生徒たちを排除するという目的でここに掲げているわけではないということは、まず1点ご理解いただけたらというふうに思っております。

今回の離島留学検討委員会で掲げました大きな目的が2つございます。一つは、受け入れた生徒たちを安全・安心に学校生活を送らせていくということが第1番目でございます。第2番目は、この制度が持続可能な制度であるといったところが、この目的の2番目でございます。現状としまして、例えば「しまの特色や環境をしっかり理解している生徒」と掲げておりますけれども、現状、例えば「こんなはずではなかった」という言葉を漏らす生徒たちもたくさんおります。そういった中で里親さんのトラブルですとか、満足度が上がらない状況ですとか、そういったこともございます。

ですので、この求める生徒像といったものを一つ掲げまして、事前の面談等もしっかりとやっていく、そういう手だてとして活用していくことも、ここに掲げた、そういったものの背景にあるということでございます。

【堀江委員】求める生徒像を掲げたことが、離島留学制度を活用したいと思う生徒を排除することにはならないというふうに理解いたしました。

逆に、「こんなふうではなかった」と思った

生徒に対して、事前の十分な、今回、親子で一緒にというふうなこともありますけど、事前の 実態を知ってもらうという、ここの期間を長く するなりとかということでも対応できたのでは ないかなというふうなことも私としては思って います。

そこで、この求める生徒像ですが、子どもの 権利条約とかいろんなことをする時に、やはり 子どもの意見をどれだけ、生徒の意見をどれだ け聞いて、こういう生徒像をつくるのかという のが問われるというふうに私は思うんですね。

そこで、今回、さっき私が述べました求める 生徒像の内容というのは、いわゆる生徒に対し て大人がいいだろうと考える生徒像ではないの かという疑問に対してはどう応えるか。同時に、 この求める生徒像そのものは、留学生、今回の 離島留学生制度を活用している、あるいは活用 したという生徒たちの考えというのは反映され ているか、この2点を教えてください。

【田川高校教育課長】生徒たちの声を直接聞き 取ったわけではないんですけれども、今回、ア ンケートを実施させていただきました、そして 卒業生にもアンケートを実施させていただきま した。

子どもたちの満足度というのは非常に高うございまして、「とても満足している」、「ほぼ満足している」というものを拾い上げていきますと、高い学校で95%、低い学校でも80%を切るぐらいということで、平均しますと約8割の生徒たちが学びに満足しているというような、そういう状況でございます。

そういったことを前提にいきました時に、この求める生徒像を掲げた時に、この目標というのは、さらに高まっていくのではなかろうかと。 つまり、現在、生徒の募集は既に始まっており まして、この夏休みから体験入学を行っております。それぞれの実施校で、既に学校に訪れてきている生徒たちがいるんですけれども、その中でしっかりと、ただ学校を見てもらうだけではなくて、この求める生徒像に沿ってしっかり島を眺め、学校を眺め、里親宅を眺めていただきながら、本当にマッチするのかどうなのかというのを見ていただければ、もっともっと満足度というのは高まっていくのではなかろうかというふうに考えているところでございます。

【堀江委員】 資料の 15 ページには、求める生徒像を備えていることが望ましいと。望ましいと言いながらも、これは受入れ体制の時に活用するんですよね。こういうふうな生徒像を求めていますということで。これはだから当然望ましいといいながら、いわば必須ですよね、というふうに捉えていいですか。

それと同時に、これは離島留学制度ということなので、それこそ対馬とか五島とかも、これは適用されるということになるんでしょうか。

【田川高校教育課長】この求める生徒像は、実施校5校の共通事項といったことになります。

【堀江委員】求める生徒像が書かれたというか、必須として上げられる経緯については答弁があったところですけれども、ちょっと私としては答弁を聞いた中で、やっぱり必要だというふうには思えないという思いがあります。あくまでも私の個人の感想ですけれども。

そこで、もう一つお尋ねしたいのは、今回、 離島留学に係りまして様々な方がご意見があられますし、それから、今回ホームページで公開することによって、今後またいろんなご意見があろうかと思いますが、そうした声にもさらに耳を傾けていただきたいと思っております。

かつて里親として子どもたちを受け入れた方

が、こういうご意見を述べられています。様々 な、今こそ制度の見直しをやってほしいと。し かし、離島留学制度というのは、意義ある取組 だという、この思いは揺るがないということが 前提の上で制度の見直しをという中で縷々述べ られているその一つに、留学生の受入れがなり わいとして成り立ってほしいというご意見を出 された方がおります。「人生の最も多感な時期 にある他人の子を預かることは、大きな責任を 伴う。教員、保育士、児童支援員などの職業に 匹敵する仕事だと言っていい。ところが、実際 の里親たちはといえば、別の仕事で生計を立て るか、リタイア世代かのいずれかで、受入れは ボランティアが前提になっている。離島留学の 受入れがしっかりと職業として認識されなけれ ば、質の向上は望みがたいのではないか。我が 子と思えば何でもできるという美しい神話に頼 ってはいけない。我が子ではないからこそ、し っかりした制度をつくらなければならないので はないか」というご意見があります。

要するに、里親を担う、役割として、それがきちんとなりわいとして成り立つような、そういうことも必要ではないか、そこまで考えるべきではないかというご意見があったりします。 当然、その内容については今回の報告の改善の方向にはないんですけれども、既に課長もご存じかと思いますけれども、こういうご意見についての見解があればお示しいただきたいと思います。

【田川高校教育課長】今おっしゃっていただきましたように、悩みやすく、傷つきやすい思春期の子どもたちを預かる里親さんの職責というものは、大変重たいものがあるんだろうというふうに思っております。里親さんの実情を私たちもこれまで聞いてまいりましたけれども、や

はり様々な子どもたちに目をかけ、手をかけ、 そして病院に連れて行きといったところで、喜 びを感じつつも、一方でその職責の重たさとい ったものも感じていらっしゃる里親さんが多数 いらっしゃいます。そういった中で、いわゆる 里親をビジネスにするということを非難する方 がいらっしゃるのも一方で事実でございます。

しかしながら、やはり委員がおっしゃいましたように、この職責の重たさといったものを考えました時に、やはり里親というなりわいが、それだけで成立していくような環境づくりといったものも、私たちも大切だというふうに思っていますし、その点について里親さんがやられていることをしっかりと評価していくということ、ちょっと言葉が適切でないかもしれないんですけれども、サポートしていく、支援していくといったことは大変大切なことだというふうに考えております。

【堀江委員】 この程度にしたいと思いますが、いずれにしても、今回のことを受けて、言われるように離島留学制度は、やはり重要な、意義ある制度として持続してほしいと、今後も充実してほしいというのが多くの皆さんの意見だと思いますし、その立場で今回の報告書についてはまとめられているというふうに理解しております。

しかし、一つの処方箋では終わらないように、 生徒一人ひとり様々な事情を抱えて、全てに当 てはまるとは当然思いませんので、今後も制度 の充実ということにつきましては、常にその視 点で取り組んでいただきたいということを、私 が申し上げるまでもないと思うんですが、あえ て指摘をさせていただいて、質問を終わります。

【千住委員長】 ほかにございませんか。

【深堀委員】まず、入試の件で確認だけしたい

んですけれども、横長の資料の6ページに令和7年度の高等学校入学者選抜制度のことが載っています。この中の特別選抜の自己推薦のですけれども、この中に「学校の求める生徒像に合致する者」という表現があります。学校が求める生徒像というものが、どれだけじゃ一般的に浸透しているのかというところの話が一つ。

あと、一般選抜で5教科ですが、比重は各校で定めるということになっています。そして、 面接、対面というような表現も、これも各校で 定めるということになっています。

中学生の進路に非常に影響を及ぼす、ものすごく重視しているわけですけれども、その時に適切な情報がちゃんといっているのかというところが非常に気になるんですよね。今言った幾つかの点は、事前にできるだけ早い段階で公表してあげないと、準備があるわけですから、そのあたりをどういうふうに考えているのか、まずお尋ねします。

【田川高校教育課長】まず、最初にお尋ねいただきました学校の求める生徒像といったものですけれども、近年、文科省の指導で、スクールミッション、あるいはスクールポリシーをしっかりと中学生にお示しをして、そして理解をした上で学校を選んで入学してもらおうというような、そういう大きな流れでございます。

そういう中で全国的にも学校が求める生徒像といったものは丁寧に示しているところでございまして、実施要綱の中に各校それぞれ求める生徒像といったものを示しておりますし、ホームページでもこれを確認することができるようになっております。まず1点目です。

それから、2 点目、各校、比率を定めることができると。これもそれぞれ学校の特色に合わせまして学校の裁量で決めることができるとい

うふうにしておりまして、委員ご指摘のとおり、 早めの周知を図らないと生徒たちが迷うという ことになろうかと思いますので、これについて は例年よりも時期を早めて周知をしていきたい というふうに考えております。

【深堀委員】答弁があったように、その対応を ぜひお願いしたいと思います。

次に、高校生の通学費の補助制度について確認をしたいんですけれども、今の本県の制度の概要について、いま一度確認をさせてください。 【山﨑教育環境整備課長】通学費補助制度の概要につきましては、まず目的でございますが、県内の高等学校に通学する生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るために、特に遠距離通学をしている生徒の通学に要する経費を補助しております。

補助の対象でございますけれども、保護者が 県内に居住しており、県内の高等学校に通学す る生徒。そして、公立高校の場合で申し上げま すと、全日制の課程における普通科の生徒につ きましては、県が定める通学区域の規則に定め られた地区に居住しており、かつ当該地区の公 立高等学校に通学する者というふうにしており ます。

なお、補助の要件といたしまして、大きく 2 つの柱、2 本立てで実施しておりまして、まず 1 つ目が低所得世帯、いわゆる県・市町村民税の所得割額が非課税の世帯の高校生に対して補助しております。また、2 つ目といたしましては、就学支援金の対象者で月額 3 万円以上の通学定期券を負担している世帯に対して補助をしているというような状況でございます。

【深堀委員】 課長、もうちょっとわかりやすく 説明してほしかったですね。事前にやりとりし ているからいいんですが、非課税世帯の方々に ついては、残りの額について補助をするということがまず1つ。そして、高額定期券についての考え方は、3万円以上というふうに答弁がありましたが、3万円を超えた時にどういう補助をするか。これは3万円を超える場合には、まず1万2,000円を控除した上で1万2,000円を超える額の2分の1を補助する。そういうふうに説明してもらわないと、今の説明では、今からの質疑はできなくなりますので、間違いないですよね。

そこで、お尋ねするんですが、1万2,000円という金額だったり、3万円という額が今あるんですけれども、この根拠ですね。何に基づいて1万2,000円を超えたら低額所得者の方には全額を出すのか。じゃ、一般の人は3万円を超えた場合に限り、じゃ何で3万円なのか、そこの数字の根拠をお願いします。

【山﨑教育環境整備課長】まず、1万2,000円の根拠でございますけれども、この1万2,000円といいますのは、本土地区における、おおよそ9キロの月額の定期券に相当する額ということで1万2,000円を設定いたしております。また、高額定期券の3万円につきましては、一定の予算規模の中で高額な定期券を負担している保護者に対して支援をするという考えの下で3万円というような金額の設定をさせていただいているところでございます。

【深堀委員】1万2,000円が本土地区の9キロという話ですね。じゃ、何で9キロなのかということにも少し疑問を感じるし、3万円という金額については予算上の観点からという話で、それも一定の合理性があるのかなというふうには思います。

他県の状況をいるいる調べてみたんです。そ したら、こういうふうに県が高校生に対して通 学費を補助しているのは数がものすごく少ないんですね。だから、長崎県というところは、本当によくやってくれてるんだということを調べてみて私は実感しました。私が知り得たのは、静岡、京都、鳥取が都道府県単位で、こういった高校生の通学費の補助をしております。だから数少ない地域であるというふうには評価をします。

ただ、評価をする一方で、多分説明がわかり づらかったと思うんですが、今の仕組みでいけ ば非常に不公平なんですよ。何が不公平かとい うと、3万円以上にならなければ支給の対象に ならない。だから、2万9.000円までは補助が ないんですよ。これ、実際に私はある地域の方 から、そういう要望を受けて今質問しているわ けですが、長崎の野母崎というところから大村 地区に通う生徒、高校生がいます。そこは3万 円ぎりぎりのところなんですね。バス停が1区 間違うだけで、例えば遠い方は3万円の定期券 だったとしたら、これ、実質、保護者の負担は 2万1,000円になるんですよ。手前の2万9,000 円の保護者は補助がないんですよ。月8,000円 の差が出てくるわけです。本当は近いのに、近 い方が高い負担をしなければいけない。

これ、計算していろいろ出してみたんですけ ど、定期券が4万5,000円の人は実質負担が2 万8,500円なんですね。4万5,000円ですよ、 でも2万8,500円です。2万9,000円の人は2 万9,000円のままなんですよ。これ、逆転現象 だと思うんですね。

繰り返しますけれども、こういう制度をつくっている県は少ないので、これは非常にありがたいことだと評価するんです。評価するんだけれども、実際にこの仕組みでいうならば明らかに逆転現象が起こる。これって、どうなのかと

思うわけですよ。

先ほど私が言った静岡とか京都とか鳥取の補助のスキームを確認してますけど、こういったところはそういった逆転現象は起こらないです。一定の金額を超えた分の半分だとか、そういうふうな、ものすごく簡単な補助の在り方だから、長崎だけなんですよ、私が調べた限りでは、こういうふうな逆転現象が起きるというのが。

この、今の補助のスキームは、近年、見直しをされたというふうに聞いていて、すぐすぐ、さっきの入試の問題じゃないけど、手の平返したように変えるのかという話になるんですけれども、私は、これ、どうしても納得できないんですよ、今の補助の在り方、やり方、そこを見直すように、どう思うかなと思って。

私が保護者なら、2万9,000円だったら、やっぱり腹立ちますよね。何で自分のところよりも高く本当は払わんばいかん人たちが我々よりも安くで済むのって思いますよ。私が4万5,000円だったら申し訳ないと思うでしょう。

だから、そういった仕組みというのは、やっぱり見直すべきだというふうに思うんだけれども、そのあたりはどうですか。

【山﨑教育環境整備課長】現在、3万円以上の 定期券を負担する保護者にとりましては、以前 の補助制度に比べまして非常に手厚い補助制度 となっていると認識いたしております。ただ、 補助金の額の算定方法については、控除額の設 定金額でありますとか、補助率を設けることに よりまして、ただいま委員がご指摘されました ように、補助対象者と補助対象外の実負担額と に一部逆転が生じるというような算定方法にな っております。これにつきましては公平性に欠 く制度であるというふうに認識をいたしており ます。 そこで、限られた予算の中で県の財政負担等を考慮いたしますと、今後も一定の控除基本額というのは設定することもあろうかと考えられますけれども、ただ、公平な補助制度となるように、先ほど委員からご紹介いただきましたように、他府県の事例等も参考にしながら、現行の制度、あるいは算定方法の見直しにつきまして今後研究を進めてまいりたいと考えております。

【深堀委員】ありがとうございます。そういうふうに言ってもらえばありがたいですね。課長、 予算が関わってくる話なので、そんなに簡単にできないというのもわかっています。

この問題をいろいろ調査しながら考えたのは、いろんなやり方があると思うんです。超えた額の2分の1を補助していますけれども、例えばそれを3分の1にするとか、もしくは1万2,000円という部分の控除額がありますけれども、これを例えば1万5,000円に上げるとか、そうすることによって全体の予算があまり増えない中で公平性が保てるような仕組みにできると私は思います。

ですから、ぜひ、答弁ではそういうふうにおっしゃっていただいたので、今の制度が一部公平性に欠ける部分があると、だから見直していきたいんだということがあったので、できる限り早くやってください。見直すことによって、今もらっている方々に不利益が発生する可能性があるわけですね、3万円を超えている人たちが。そこはやっぱり制度を変える時に激変緩和措置で、今もらっている金額は担保しながら、今からの分は新しい仕組みで補助していくというような、そういうことだって考えられるので、制度を見直したから、ものすごく不利益を被る人が増えるという言い方も多分一面ではあった

と思うんですけれども、そういう考え方だって あるわけです。ですから、ぜひ研究をして見直 しをお願いしたいと思います。

次に、熱中症の発生状況について確認したい と思います。

ものすごく暑かった今年の夏で、県内の小中 高の児童生徒の皆さんの学校現場における熱中 症の発生状況について、まず確認したいと思い ます。

【永田体育保健課体育指導監】お答えいたします。

まず、小学校、中学校におきましては、市町の教育委員会が対応いたしますので、県立の学校について、今年度、熱中症の疑いで医療機関に学校が生徒を搬送した報告件数をお知らせいたします。

今年度、7 件、学校から報告が上がっております。いずれも運動部活動関連の事案になります。うち1件につきましては、陸上競技の大会で1,500 メートルを走った後に、レース中に体調が悪くなったということです。残り6件につきましては、運動部活動の練習中という形で報告を受けておるところでございます。

【深堀委員】 今の数は高校ですね。

【永田体育保健課体育指導監】そうです。県立 学校です。

【深堀委員】小中学校については、県教委では 把握できてないということを事前にお聞きして おりましたが、マスコミのいろんな報道でも今 回の熱中症に対する対策について、県はガイド ラインをつくって周知されているというふうに 思います。要は、そのガイドラインがしっかり 徹底されているのか。徹底できる状況に環境整備があるのかというところが少し気になっています。

まず、ガイドラインの内容、そして周知徹底 の状況を教えてください。

【永田体育保健課体育指導監】熱中症対策の状況でございますけれども、まず平成 26 年に策定をしております「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」ということで、特に運動部の適切な運営の仕方であるとか、適切な指導の在り方というようなガイドラインを策定しておりまして、この中に熱中症の対策を入れておりました。

ただ、今、委員からお話がございましたけれども、近年、特に夏場が高温になることから、 昨年7月に新たに「運動部活動時における熱中 症対策ガイドライン」を別途作成いたしまして、 県立の学校、そして市町教育委員会に周知をし て各学校に徹底をしてお願いをしているところ でございます。

併せまして、今年度につきましては、5月、6月、7月、8月、それぞれ月1回ごと、特に急激に暑くなるような状況がございましたので、月1回ごとに熱中症の対策、あるいはさらなる熱中症の対策ということで、同じように各学校、そして市町教育委員会に周知徹底をお願いしているところでございます。

ただ、通知だけではなく、高等学校、あるいは特別支援学校におきましては、体育主任会、 あるいは校長会、教頭会、各種研修会において も、熱中症の対策についてお願いをしていると ころでございます。

状況については以上でございます。

【深堀委員】県教委としては、各学校に対して、 そういった周知、徹底をしているという答弁で すけれども、それが実際に、例えばガイドライ ンの中で暑さ指数とか、そういったものについ てのラインもありますよね。 じゃ、それを測る 測定器が各学校に全部準備されているのか。そ して、実際に発生したのは部活動中が多いとい う答弁がありましたけれども、じゃ、部活ごと にそういった確認が徹底されているのか。場合 によっては、外部の指導員の方であったり、保 護者の方や先生がいない中でその部活動を見守 るケースが休日でもあるわけですけれども、そ ういったところまで徹底されているのかという 話なんですよね。そこをどう把握していますか。 【永田体育保健課体育指導監】先ほど説明いた しましたガイドライン、あるいは数値、あるい は研修会等で周知徹底をお願いしているところ でございます。今、委員からお話がありました ように、実際に、この熱中症というのは重篤に なりますと児童生徒の生命に関わる重大な事故 になる可能性がありますので、実際に現場で指 導されている指導者、特に中学校におきまして は保護者の方が立ち会ったり、外部指導者の方 もいらっしゃいますので、引き続き、これは年 度初めになりますと指導体制、人事異動で指導 者が代わりますので、これは毎年度、事あるご とに指導の徹底をお願いしていく必要があるか なと思っています。

今後も、市町教育委員会、4 月当初に指導主事連絡協議会もありますので、各学校、指導される現場サイドでできるような形でお願いを引き続きしていきたいと思っております。

特に、ガイドラインの中に、暑さ指数あるいは気温で部活動を一旦中止してください、あるいは時間を変えてくださいという指針がございます。そういうことを測る熱中症計というのがございます。昨年度、運動部活動、これは県立学校ですけれども、部活動の調査において熱中症計を学校で設置してありますか、準備してありますかという質問で、昨年度においては、6

校が今準備中、検討中という回答で、今年度確認をいたしましたら、高等学校、特別支援学校において、学校に設置、あるいは学校によっては各顧問に学校から配布をしているということで、現在、準備をしているというふうに報告を受けているところでございます。

【深堀委員】最後にしますけれども、対応については、それでいいと思うんですが、確認というか、定期的に文書を発信するだけではなくて、実際に管理状況といいますか、各学校の熱中症対策の実施状況をしっかり聞き取っておくべきじゃないのかなというふうに私は思いますね。任せっぱなしというのはどうなのかなと、実際にそういう対応がしっかりとれてますかというようなことを夏前にでもやるべきじゃないのか。さっき答弁があった7件が、そういう管理をガイドラインに基づいてやっていた結果なのかもしれないですよね。そこはわかりませんけど、最善の注意喚起をするためには、そういった確認をお願いしておきたいと思います。

一旦終わります。

【千住委員長】 それでは、午前中の審査はこれ にてとどめ、 しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から委員会を再開し、引き続き教育委員会の審査を行います。

午後 零時 6分 休憩

午後 1時29分 再開

【千住委員長】 委員会を再開します。

午前中に引き続き、教育委員会の審査を行い ます。

ほかに質問のある方、ございませんか。

【湊委員】 長崎県子育て条例の中にある「家庭 の日」についてお尋ねします。

長崎県子育て条例は、今から約 15 年前、平

成20年10月に施行された条例であると認識しております。この中で、子どもの定義は18歳未満をいっており、この条例の第5章に「家庭の日」があり、その中の第25条に「県民は、毎月第3日曜日を標準として、毎月1回「家庭の日」を定め、家庭のきずなを深めるように努めます」とうたっております。最近は、「家庭の日」のイベント等も行われており、認知度は少しずつ上がっているのかなと思っております。

一方、この「家庭の日」に大きく影響を受けているのが中学校の部活動でございます。各市町において、「家庭の日」は部活動禁止の通達が出ておるとお聞きしております。条例が制定された当時は、部活動は土日・祝日において休みがほとんどない部も多くありました。しかしながら、現在は部活動ガイドライン、教職員の働き方改革などにより、土日の部活動においては、どちらか1日のみ活動可能で、どちらか1日は部活動禁止となっております。

そこで、制定された当時と異なる状況となっているように思うんですけれども、「家庭の日」の取扱いについて小中高でどのようになっているのか、お尋ねいたします。

【永田体育保健課体育指導監】今、中学校の部活動というお話がございましたので、「家庭の日」における部活動の取扱いの現状をお答えしたいと思っております。

今、委員からお話がありましたけれども、平成 29 年 8 月 30 日付で「部活動における適切な休養日の設定について」ということで、各市町教育委員会、県立学校に通知をいたしております。この休養日の設定につきましては、まず、生徒のバランスのとれた生活、成長の確保、そして、近年、スポーツ障害を受ける児童生徒が多いというような障害の防止の観点から、適切

な休養日の設定というところでしております。

併せて、今、委員からお話がございましたけれども、教職員の超勤の是正や負担軽減の観点から、「家庭の日」を原則として、毎月第3日曜日の「家庭の日」を部活動を実施しないと位置づけているところでございます。

また、平成 30 年には「長崎県運動部活動の 在り方に関するガイドライン」という形で、今 のような通知と併せて、同じように休養日を示 しておりましたけれども、現在、中学校の部活 動の地域移行に伴いまして、今年 3 月 15 日に 「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活 動の在り方等に関する方針」におきましても、 同様に週当たり 2 日以上の休養日、「家庭の日」 を休養日に位置づけるということで示しており ます。

ただ、今ご説明しました平成 29 年 8 月の休 養日の設定の文書におきましては、例えば、「家 庭の日」が公式大会等の開催日と重なったり、 あるいは3連休の中日に当たる場合は、翌月曜 日とかいうところで別途振り替えといいますか、 休養日を学校の実情に応じて設定するというよ うな形で今取扱いをしているところでございま す。

【湊委員】詳しくお答えいただきましてありが とうございます。「家庭の日」が大会の日に重 なる時があると大会に出られないということに ついてもお答えいただいて、こちらも安心して おります。

加えて、「家庭の日」を休みとしているのは 中学校の部活動のみで、民間のスポーツクラブ などは、ほとんど「家庭の日」も関係なく活動 しておると聞いております。

そこで、民間のスポーツクラブに移籍すると いうことも起こっていて、部活動にも影響が出 ていると聞いておりますが、「家庭の日」を踏まえた柔軟な取扱いを検討すべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【永田体育保健課体育指導監】お答えいたします。

今、民間のスポーツクラブ、おそらくスイミングスクールとか、体操とか、そういう民間のスポーツクラブでそちらに参加している生徒等がおります。実際、民間のスポーツクラブが週どのあたりで何時間、時間帯とか何曜日に実施しているかは、申し訳ございません、把握はしておりません。ただ、部活動の地域移行に伴って、午前中にもお答えいたしましたけれども、今から具体的に進んでいくところでございますので、そういうことも踏まえながら体育保健課として実態を慎重に把握していきたいなと思っております。

ただ、先ほど大会の話もございましたけれど も、第3日曜日の大会におきましても、例えば 九州大会、全国大会等の予選となる、どうして も日程の都合上、第3日曜日に実施しなければ ならないというような状況も実際ございます。 そういうところは競技団体の方もご相談いただ きながら、あるいは特に中学生が対象になる場 合には、市町教育委員会にもお話をしながら柔 軟な対応をしているところでございます。

今後、各競技団体とも、実態を踏まえながら、 関係者とも話を進めて、まず実態を把握してい きたいというところでございます。

【湊委員】ありがとうございます。「家庭の日」 は家族の絆を深める大切な日だと思っておりま すので、今後の柔軟な対応をよろしくお願いい たします。

加えてあと1つ質問ですけれども、障害のある子どもの発表の場についてお尋ねします。

先日、佐世保にある特別支援学校の体育祭に 参加させていただきました。そこで学生たちが、 よこさいの演舞に一生懸命取り組んで発表する 姿を見て、私は胸が熱くなって大感動しました。

このように障害があってもひたむきに取り組む姿を、私個人的には、たくさんの県民の方々に見ていただきたいと思っているんですけれども、学校以外の場で発表するような機会があるのかどうか、教えていただきたいと思います。

【石橋特別支援教育課長】参加いただき、ありがとうございます。特別支援学校の生徒も、よさこいや和太鼓をはじめとして、文化活動やスポーツ活動に一生懸命取り組んでいるところでございます。

ただ、ここ数年は、残念ながら新型コロナの影響で、どの学校でも発表する機会が減っていたところですけれども、昨年度からV・ファーレン長崎のホームゲームの前に和太鼓の演奏の発表の機会をいただいたり、生徒のものづくりや表現活動で生まれたアートの数々を作品展にして継続して開催したりしております。

県民の皆様に特別支援学校の生徒の活躍を知ってもらう場を今後も増やしていきたいと思っている状況です。

また、今後も様々な機会を捉えて、引き続き、 特別支援学校の生徒の活躍の場を発信していき たいと思っております。

【湊委員】ありがとうございます。これからも 特別支援学校の子どもたち一人ひとりが輝ける ような活躍の場を増やせるように取り組んでい ただきたいと思っております。ありがとうござ います。

【千住委員長】 ほか、ございませんか。

【白川委員】離島留学制度についてお伺いをい たします。 まず、この報告書における 22 ページの子ど もを中心に据えたサポートイメージ図は、学校、 しま親、支援員だけではなく、自治会や地域の 方々、また、民生委員やスクールソーシャルワ ーカーなど連携していて、役割も明確化されて おり、非常にわかりやすくてよいなというふう に思いました。

厚生労働省では、子どもの権利として4つのことを、このようなチラシを用いて、「子どもの権利」というふうにして出しております。子どもが持っている権利として、叩かれたり、ひどいことを言わない、元気に健康に毎日を過ごして成長する、保護者の人から育てられ守ってもらえる、自分の意見を言う、話を聞いてもらえるということができるのが子どもの権利というふうにされております。

そして、叩かれていい子どもなんていないいんだよということで、周りの大人、親から、そういうことが行われていないかというようなことを子どもたちにも注意を促すような、こういった体罰は法律で禁止をされていますというようなチラシも、子どもにもわかりやすく厚生労働省から出されております。ですので、子どもを守るという観点において、長崎県の認識をいま一度お伺いしたいと思います。

この報告書の 14 ページに里親さんの対応について記述があります。「暴風雨の時の対応や、当該生徒が死にたいと言った時の対応など、適切ではない対応も一部確認されたが、里親と当該生徒との間には一定の信頼関係があり」、ちょっと飛ばしますが、「不当な指導に当たるものではないと推察しており」という、抜粋しながら読みましたけれども、こういった文章の書きぶりがございます。

私の受け止めとしては、体罰を一部容認する

ようなふうにも捉えられるのではないかという ふうに思いました。先ほどご紹介した子どもの 権利を踏まえ、教育長の見解を改めてお伺いし たいと思います。

【中﨑教育長】この記述は、第三者委員会の臨床心理士さん、あるいは弁護士さんが、ここに至るまでの経過の中で、最後にまとめということで記載されたものでございます。

これは体罰を容認したということでは全くございません。子どもさんを預かる中で、様々な葛藤の中で、そういうふうに手を上げてしまったことを里親さんも深く反省して、また、里親の研修、そういった子どもに対する対応の研修も受けたということも聞いておりますので、これは容認したということじゃなくて、そういった里親さんの思い、あるいはそういうふうになった子どもの気持ちを酌み上げられなかったところに本質的な原因があるんじゃないかと、そういうふうなことで第三者委員会が提言をしたということで受け止めているところでございます。

【白川委員】 ありがとうございます。 そのよう な認識で安心をしたところであります。

まず、早急に危機管理マニュアルを作成する必要があると思います。17ページにもそのように書いてありますけれども、いつまでに作成するのか。また、同様のような、体罰ではないというふうなことがありましたけれども、このような生徒さんが暴力や長時間の正座だったり、そういったことを受けたということで心理的な不快を得た場合、今後、どのように対応するのかを教えてください。

【田川高校教育課長】危機管理マニュアルについてのお尋ねをいただきました。

現在、危機管理マニュアルは、離島留学生に

対応したものはないんですけれども、それぞれの学校に安全管理マニュアルというものがございまして、それを準用しているという形になります。今回の事案を受けまして、生徒のみならず、里親さんがSOSを発信した場合に迅速に対応できる組織づくり、そういった点も含めて、新たに離島留学生対応の危機管理マニュアルを作成することとしております。

運用としましては、次年度からの運用を目標に計画を立てていきたいと思っております。体 罰はあってはいけないんですけれども、万が一、 類するような事案が発生した場合には、先ほど 申し上げました、現在、それぞれの学校で運用 しています安全管理マニュアルに沿って対応し ていく形になろうかと思っております。

【白川委員】ありがとうございます。里親さんがSOSを出された場合と聞こえたんですけど、生徒さんが出された場合も同じくということでしょうか。 はい、ありがとうございます。

安全管理マニュアルを流用した形でということなんですけれども、実際にどういうものなのか、一部具体例でもいいので今度いただけますでしょうか。

【田川高校教育課長】学校のものを一つ事例と してご持参いたします。

【白川委員】 ありがとうございます。

次に、18ページに「里親の役割を明確化する」とありますが、今の里親さんの対応は、里親によってかなりの温度差があるというか、どこまでお世話、サポートするのかというのが、個々の認識で違うというふうにお伺いをしております。

どちらに合わせるというわけではないかもしれませんが、この検討委員会で出された里親さんの具体的な役割が、もし決まっていたら教え

てください。

【田川高校教育課長】検討委員会の中で具体的に里親の役割について、個別具体で検討されたわけではございませんけれども、実際には児童福祉法上における里親の役割というものは明言されております。

例えば、虐待や非行、障害などの理由により 専門的な援助を必要とする場合の里親さんであ りますと、そういった類の対応というようなこ とが記載されております。

ただし、この離島留学生を見守る里親さんにおいては、児童福祉法が規定する領域まで求めるのは非常に難しいだろうというふうに思っております。

ただし、現在も離島留学生が里親さんと契約する、いわゆる契約書のようなものがございますけれども、その中に病気になった場合は病院に連れて行くとか、何かあった場合には速やかに保護者に連絡をするとか、そういったことが記載されております。その延長線上で里親さんがやるべきことといったものについて今後具体的に検討し、明記してまいりたいと思っております。

【白川委員】ありがとうございます。私もその契約書を拝見させていただきました。病院に連れて行くですとか、命に関わることもそうですし、あと、食事の経費についても、8万円の中から3万円はかけるようなことも書いてあったかと思います。そういったことを里親さんにしっかりと認識をいただくように研修等でもお示しをいただくように、いま一度お願いしたいというふうに思います。

その中に一年更新というふうな記述がありました。里親さんと留学生が合わない場合という ことに対して、1 年更新時に申し出をすれば交 代することが可能なのか、また、更新時期じゃなくても早急に変わりたいということであれば、 そういう申し出に対応することができるのか教 えてください。

【田川高校教育課長】壱岐のホームステイ契約書の中には、確かに契約の期限が定められておりまして1年契約という形になっております。その中で「保護者あるいは里親いずれかが特別な意思表示を示さない時には更新する」というような記載がなされております。つまり特別な意思表示、恐らく深刻な事情ということになろうかと思いますけれども、そういった深刻な事情がある場合は、里親を代わることができるというふうに読み取れますので、命の問題ですとか、あるいはそこに至らないまでも、子どもたちにとってそうした方がいいという場合は、これまでもそうされてきた経緯がございます。

そういったことで私たちは解釈しているところでございます。

【白川委員】ありがとうございます。今、更新時の申し出は、里親か保護者がというふうにありましたけれども、ここに留学生がというのは付け加えられないでしょうか。里親さんに自分から意見を言う、話を聞いてもらえているかというところは大事な権利として書かれておりますので、実親さんに言っても、「我慢しなさい」と言われたりとか、実親さんにはなかなか言いにくいということもあるように伺っております。そういったことを自分で言える子もいると思いますので、そういったことは考えられますでしょうか。

【田川高校教育課長】 今し方、生徒の申し出に よる里親の変更ということでお尋ねがありまし た。 現状として、ご案内のとおり、里親の数には 限りがありまして、里親が現状不足しているよ うな状況でございます。

そういう中で、子どもの言い分をどこまで聞いて、どこまで実現していくかといったところは非常に難しい部分もあろうかと思います。そこに保護者も入っていただいて、総合的にそこが里親を変更しなければならない状況であるのかどうなのか、大人のフィルターも通して検討していきながらといったところが現実的なものなのかなと現状としては考えております。

【白川委員】ありがとうございます。里親不足というのが一番深刻な課題なのかなというふうにも、第3回の検討委員会を傍聴させていただきながら思いました。五島の方からも切実な声が届いておりましたので。

やはり里親さんが今回の事案もありましたので、なり手不足がより加速するのかなということも予想するところなんですけれども、一人でも多くの方が安心して里親に手を挙げることができるような体制というのを県の方でしっかりととっていただきたいというふうに思っております。

ハード面の補強等、国に要望もされているとは思いますけれども、他人のお子さんを預かるという非常に重たい責任を抱えながらも、楽しく里親ができる。先ほど堀江委員からも話がありました、なりわいとして里親をするということも考えられると思いますし、一般質問でまきやま議員の質問に対するご回答にもありました、親子共々島へやってくるという親子留学というのも考えていただいているということですので、子どもさんが安心して生活できる環境を整えるということにおいて、里親さん、しま親さんというのは、非常に重要な役割を担っていただく

んだと思いますので、そのあたり、しっかりと 具体的なルール化を、また、契約書もしっかり と交わしていただいてやっていただきたいとい うふうに改めてお願いいたします。

そして、20ページに教員の負担軽減のために 支援員の増員やスクールソーシャルワーカーと の連携をしますというふうにありますけれども、 支援員さんが会計年度任用職員さんで、各島 1 名というようなお話がありました。これをどの 程度増員される予定か。また、その処遇につい ても決まっていたら教えてください。

【田川高校教育課長】離島留学支援員について お尋ねがありました。

現在、離島留学支援員につきましては、まず、 生徒目線で生徒の支援を第一に、第二に教員の 多忙化解消といった、大きな2つの目的で支援 員を増員できないかと検討しております。

次年度の予算要求に関わることになってまいりますので、実際、何人つけられるというところまで、現在、ここで明言することはできませんけれども、できるだけ複数名の配置ができるようにというふうに考えております。

処遇につきましては、現在も会計年度任用職員で雇用しておりますので、同様に会計年度任 用職員として任用を考えております。

【白川委員】ありがとうございます。まだ人数は明確なことは言えないというか、未定ということで、できるだけしっかりとサポートできる体制を確立していただきたいということと、会計年度任用職員さんでということでありますと、働く時間が大分限られてくると思いますので、そこを人数でカバーするのか。

また、そのカバーの仕方として特別支援学校 と連携するということも 18 ページに書いてあ ったかと思いますけども、この件に関しては、 第3回の検討委員会を傍聴する中で、この構成 委員の臨床心理士の内野さんからも、役割が障 害者支援とは違うんじゃないかというふうな声 もあったように記憶しているんですけれども、 特別支援学校とどのような連携を検討されてい るのか教えてください。

【石橋特別支援教育課長】現在、壱岐分校を含め、6校が高校の施設の中に設置されておりますので、小学校時代から共に育った生徒がいますので、普段から良好にやっている現状がございます。

今後は、積極的なセンター的な機能による支援、今まで以上に普段から高校と特別支援学校の教員が連携し、気になる生徒の支援に努めていけるようなシステムを考えております。

具体的には特別支援教育に関する高等学校の 教職員への研修とか、あるいは高校からの要請 に応じて分校の教員が特別支援学校のケース会 議、授業に入って、必要な支援が、どういった ものが有効な支援なのか、そういったことを高 校側と一緒に考えながら支援していくシステム を検討しております。

【白川委員】ありがとうございます。私の理解が追いつかないのかもしれないんですけど、「気になる生徒さんへの」というところが気になったんですけれども、支援学校は障害者さんのというところであるので、離島留学生に対して、そういった障害の疑いがあるのかというところでということですか、すみません、そこを教えてください。

【石橋特別支援教育課長】障害があるという前 提で支援をするわけではなくて、あくまでも子 どもの行動とか学習状況に特性がある場合には、 特別支援学校の教員の専門性を生かして支援が できないか、あるいはこういった支援の仕方が 有効ではないかということを助言をしていきた いというふうに考えております。

【白川委員】わかりました。ありがとうございます。そういった精神的なケアをするというような役割ではなくということですね。 承知しました。 ありがとうございます。 いろんな手があった方が、 たくさんの大人の関わりがあった方がいいと思うので、ぜひそこも連携していただきたいというふうに思います。

最後になるんですけども、子どもの権利は非常に大事ですし、まだ知られていないところも多いのかなと思います。大人がしつけだと思って手を上げてしまったり、長時間、正座をさせてしまったり、また無視をしたり、子どもの言っていることを聞かないということも体罰に当たるというふうに書いてあります。

なので、例えば里親さんとか寮とか、学校でもいいんですけど、こういうことって体罰なんだというふうに子どもが思えるというか、SOSを出していいんだというふうに思えるような環境づくりとして、資料を示す、こういうのを子どもさんの目につくところに貼るというのはどうかなと思っています。

これは、里親さんもそういうことはしてはいけないって、もちろんわかっていらっしゃるとは思いますけれども、そういうのを一々言われるというよりも、こういうのを貼っておくと抑止力というか、大人の勝手な認識で、愛があれば大丈夫じゃないですけど、手を上げていいというような問題ではないと思いますので、子どもが簡単に支援員さんに相談することができないという子もいると思いますので、「189(いちはやく)」というダイヤル、子どもでもかけられる状況にあると思いますので、そういったことのお知らせをするのはいかがかなと思いま

すが、どうでしょうか。

【田川高校教育課長】里親に対しましては、年 1回程度の研修の計画をしているところでござ います。そういった中で子どもの持つ権利とい ったことについても学んでもらうような機会を つくってまいりたいというふうに思ってますし、 子ども目線でいった時の、いわゆる緊急ダイヤ ルといったものもSOSの発信の仕方といった ことでは、子どもに対しての周知も有効であろ うと思いますので、ご意見をいただきましたの で、そういったものも活用させていただきたい というふうに思っております。

【白川委員】前向きなご答弁をありがとうございます。

以上で終わります。

【 冨岡委員 】教育長からご説明のありました説明 明資料の該当箇所を発信させていただきます。

2 ページの下半分ですね、「全国学力・学習 状況調査の結果について」の部分でございます。

こちらについては4月に小6、中3を対象に、 英、数、国、あるいは小学生の場合は算数、国 語の全国学力調査が行われて、その結果が7月 に出たということで、こちらのそもそもの目的 の部分をお聞かせいただけたらと思います。

【 岡野義務教育課長 】 全国学力・学習状況調査 の目的ということで、これは名称のとおり、国 がその実施主体になっております。国が定めて いる実施要領には、目的が大きく3点書かれて おります。

1 点目は、全国的な子どもたちの、小中学生の学力であったり、学習状況であったり、これをしっかりと把握することが目的。2 つ目は、その把握したことを分析し、それを教育施策にしっかりと生かすこと、課題改善を図ること。3 点目は、まさに各学校における子どもたちへ

の教育活動とか学習状況、そういったものに対して改善を図るように、役立てられるようにすること。大きくこの3つが国の実施要領の中には示されておるところです。

【 冨岡委員 】 ありがとうございます。3 つの目 的があるということですね。

それでは、こちらの 2 段落目、調査の結果、本県の正答率は全国平均を全ての教科で下回ったということと、特に英語については 5.6 ポイント下回っておりということですね。その差は拡大しているということでございました。

最後のところに、「今後も継続して改善が必要であると捉えております」とありますけれども、まず、そこの小さな1点目として、本当にこの結果を改善していく必要があるとお考えなのかどうか。改善していく必要があるとして、この全国学力・学習状況調査の結果に基づいて、あるいはその分析に基づいて改善していく必要があるとお考えなのかどうか、お聞かせください。

【 岡野義務教育課長 】 今回、中学校 3 年生における英語の平均正答率が全国を 5.6 ポイント下回っていたということで、前回、英語の調査が行われましたのが平成 31 年度でした。この時が約 2 ポイント下回っていたということで、3 ポイント以上の差が開いたということは、これは課題の改善に向かわなければならないというふうに考えております。

【冨岡委員】問題意識を大分持たれているということで、最後の3段落目のところには、「今後、今回の結果については詳しく分析し」ということで、この調査の結果が7月31日に出ておりますので、今2か月ほどたっている状況ですね。

その上で、3点、今後つなげていく改善の方

法として、情報提供、研修の実施、最後に家庭 学習の充実や環境整備などの対策を推進しとい うことで、今後はこれに結びつけていくという ことでございました。

それでは、毎年あっているので、毎年こういった対策をした上で、それをPDCAを回してするというのは難しいかもしれませんけど、例えばでいいので、4年前であるとか、その時にはどういう結果が出て、それに対してどういう分析をされて、その結果どういった対策を打ってこういった結果になったのかという、詳しくはこの場では言えない部分もあるかもしれませんけど、一例でいいので何か、その時、こういう形で、こういった取組をしていきたいということが書かれていたと思いますので、何か具体例があれば教えていただけたらと思います。

【 岡野義務教育課長 】 実は、この学力調査や県が実施しております県の学力調査というものがございますけれども、こういう結果を受けまして、毎年度、その検証を県教育委員会並びに各市町教育委員会、あるいは県内の大学の先生方、こういった方々で構成する会議等でこの結果をしっかりと共有して、どういうふうな対策を取るべきかということについての検討会を行っております。

先ほどの答弁と重なるところでございますけれども、今回、英語というのが4年ぶりに調査が行われたわけですけれども、この結果についても、恐らく授業の改善はどういう形でなされていたのかということを考えなければならないでしょうし、あるいは子どもを取り巻く教育環境の充実は、今、本県はどういうふうにあるんだろうということを大きく考えなければならないこともあるでしょう。あるいは、子ども自身は、本当に自分に必要な学びにどういうふうに

主体的に取り組んでいるかという子どもの家庭 学習の部分に目を向ける必要もあるでしょう。 こういう視点を基に、各市町教育委員会、各大 学の先生と一緒に協議をしながら進めていると いうのが毎年行っていることです。

実は、その会議が昨日行われたばかりですが、 ここでも長崎県の子どもたちの学力・学習状況 調査の結果が、今年度も下回ったということに ついては、やはりこれを課題としてしっかりと 取組を進めなければならないなというところで 昨日は会を閉じたところでした。

【冨岡委員】 ご答弁ありがとうございました。 私の個人的な感想というか、考えとしては、あ んまりこれに捉われることがなくてもいいのか なというふうな気がしております。 小学校と中 学校で行われておりますけど、小学生の分はし っかりと改善しないといけない。 中学校の時は 中学校3年生ということで、そこから働きに出 られる方なんかもいらっしゃいますでしょうし、 基本的な学力は本当に大事だけれども、いろん な価値観、多様な生き方がある中で、これに云々 かんぬんとあまりとらわれ過ぎない方がいいん じゃないかなという感想を少し持っています。

それとの絡みで先ほどの入学者選抜制度の資料を共有させていただきます。

先ほどの自分の考えとも絡む部分であるんですけれども、大きく特別選抜、一般選抜、チャレンジ選抜のお話がございました。大きな考え方としては、まず特別選抜で、それで合格されなかった方が一般にいって、最後、それでもなかなか合格されなかった方がチャレンジ選抜と、そういう書き方になっているようなんですけれども、真ん中の一般選抜の小さい字のところ、「特別選集で会格者となっていない者を対象と

「特別選抜で合格者となっていない者を対象と します」と。3 番目のチャレンジ選抜のところ でも、下から3行目、「特別選抜及び一般選抜で合格者となっていない者を対象とします」というふうになっていて、これは本当に特別選抜で不合格になった人しか一般選抜にいかないのか、一般選抜で不合格になった人しかチャレンジ選抜にいかないのか、書き方の部分を教えていただきたいと思います。

【田川高校教育課長】今お尋ねになりましたところでございますけれども、受検の仕方としましては、必ずしも特別選抜からスタートするものではございませんで、一般選抜から受検しても大丈夫ということでございます。この記載の在り方については、定員上の考え方といったところで、こういう記載の仕方をさせていただいております。

【冨岡委員】そうしますと、私の先ほどの考え方とも重なってくるんですけれども、例えばチャレンジ選抜ですね、主に離島や半島部の高校で実施しますということで、本当にそういったところで、自分が思い描く長崎ですね、今回の新しいビジョンにも、そこまでは書かれてませんけれども、離島であるとか半島の方ではスマート農業であるとかスマート漁業、そしてドローンなどを活用したものが主になっていて、そこには「未来大国」という言葉もありますので、多分、海外からたくさん、数百人、数千人規模でたくさんの人が来られて、そこで働いているというのを「未来大国」という言葉から私はイメージしております。

そうしたところへ、ドローンやスマート農業、スマート漁業なんかをしっかりと学ぶと。そういうプランがあれば、そうした方向、そうしたカリキュラムにすれば、最初から特別選抜とか一般選抜をまずは目指して、それで駄目だったらとかではなく、最初から離島で、半島で、こ

ういったものを学びたいんだという方も出てくると思いますので、ここの書き方も、文章の考え方もあるんでしょうけれども、主に特別選抜及び一般選抜で合格しなかった者を対象としますであるとか、あるいはなっていない者も対象としますとか、ちょっと表現を変えていただけたらなという気がしました。

以上です。

【田川高校教育課長】 ありがとうございます。 今、冨岡委員がおっしゃっていただきましたように、このチャレンジ選抜の入試制度を磨くことで学校の特色づくりが行えるのではないかと、私たちもそこのところは狙っているところでございます。単に一般選抜で駄目だったからこうだということではなく、離島、半島のそれぞれの学校の特色が明確にはかれるようなものと一体化しながら入試制度を運用してまいりたいと考えております。

【千住委員長】 ほか、質問ございませんか。 【浅田委員】 先ほどの残り 12 分のところから 質問させていただきたいと思います。

離島留学制度について私もお伺いしたいんですが、24ページに離島留学に関するアンケートというのがありました。ここでどのようなアンケートなのかなと思ったのが、学生はともかく、保護者や里親さんの回答率が低いように私的には感じているんですが、県はどのように受け止められているのか、まず教えてください。

【田川高校教育課長】アンケートの回収率が低いということにつきましては、私たちもそこのところは、どうしてだろうかということで思っておりますけれども、ここに対する明確な答えは持ち合わせていないというところが現状でございます。

【浅田委員】 というか、アンケートの中身にも

よるんですけど、このように現実、今、里親をなさっている方が答えてくださらないということは、ちょっと問題なのかなと。また、そこに子どもさんを通わせている保護者の方が、こういう、亡くなった方がいられるこの現実を受け止めた上で、それをそのままスルーしてしまう状況ということを、もうちょっとしっかり県としても受け止めないと今後の課題解決につながらないような気が率直にしたんですけど、持ち合わせてないで終わらせていいのかどうかというところなんですが、いかがでしょうか。

【田川高校教育課長】回収率といったところでは、そのような回答の仕方をさせていただいたところですが、自由記述につきましては、一つ一つ丁寧につぶさに見せていただきまして、そのご意見には真摯に耳を傾けて今回の対応策も現在検討しているところでございます。

【浅田委員】返ってきたものに関して皆さんが すごく分析して、それを改善にお役立ていただ けるということは、そこはありがたいところな んですけれども、私としては、本来であれば、 人が一人死んだ後の今後に関わることなので、 やはり今、里親さんになっている方は 100% ぐ らいの状況でなければならないのではないか。 また、子どもを預けている、通わせている保護 者の方が、それぐらい協力的なのかどうなのか. によって、今後のこの離島留学に対する考え方 とか、いろんなところに響いてくるんだと受け 止めているんですけれども、返ってこないから、 いや、返ってきた分だけで何とか分析という問 題ではないのではないか。やっぱり里親になる からには、やはりそれなりの覚悟とかをもって してやっていただいている中で、ここをそのま まスルーしてしまっていいのかどうなのか。今 の答弁でも、まだなんか私自身がそこを払拭で

きないんですけれども。

【田川高校教育課長】今回、壱岐で起こりました事案でございましたので、壱岐の里親につきましては、高校教育課の企画監が、里親の1軒、1軒を直接回りまして、実際に家庭の状況を拝見させていただいたり、情報交換をさせていただいて意見の聴取をさせていただいたところでございます。

【浅田委員】まさしく今のそこなんですよ。壱岐では事件があったから、壱岐は1軒1軒回ったとおっしゃいましたが、これはどこでも起こり得ることなんですね。やっぱりこういうことが実際あったので、そこは今こそ、ここをきちっとしておかないと、その後に続かない。

私は、前回の委員会の質問の中でも言ったように、離島留学にはすごく期待をしているんです。これまで 20 年間やられてきた実績と、様々な地域で学校に通えなくなったお子さんたちがここに来ることによって、リスタートできて、また社会に行ったとか、新たな学びを得たということがあったので、やはりいろんな地域の方々にも、今回は本当にしっかり聞き取り調査をしてほしかったなという思いがあったので質問をいたしました。

こういうことをしっかり分析していかないと、 報告書は上がってきておりますけれども、本当 にこれで大丈夫なのかなと。今、せっかく新た なところを申込みをかけているわけですから、 全てにおいて万全な体制を今こそとらなければ いけないのではないかなというふうに私は思っ たんですが、教育長、いかがでしょうか。

【中﨑教育長】今、委員からご指摘がありましたように、この離島留学をしっかりするためには、様々な関係者が関わりながら子どもたちを育んでいく必要があると思っております。

回収率が少し低かったので、回答できなかった方の状況をそれぞれの地域でリサーチしまして、報告書は一定終わっておりますけれども、 出さなかった方の声を酌み上げながら、より手厚い施策に組み立てていくということができると思いますので、そこはしっかり対応していきたいと思っています。

【浅田委員】ありがとうございます。やっぱり 多岐にわたって、いろんな離島があって、今回 どこの回収率が悪かったのか、そこまではここ では読み取れませんけれども、多様性を持った 生徒さんたちがいる中で、ここは今こそ丁寧に やっていただいて、しっかりと分析をしていた だいて、また次なるステップを踏んでいただけ ればなと思います。こういうことが起こったか ら駄目ではなくて、せっかくこうやって報告書 も出して前向きにこれからもやられていこうと しておりますので、ぜひともお願いしたいと思 います。

実際、こういう報告書が出た後でなんですけれども、関係各位の方々は、これで今、ある一定の納得をしっかりしていただけたというふうに私どもは捉えてもいいのかどうなのか、そこを1点お聞かせいただけますか。

【田川高校教育課長】今回の報告書の作成につきましては、委員の皆様方からの意見をしっかりと酌み上げまして報告書の作成をしていただきました。また、作成に至っては、それぞれ壱岐、対馬、五島の各部会においても丁寧に審議をし、それこそ里親さんにも入っていただきながら、ご意見も参考にさせていただいたところです。

報告書を第一弾、第二弾、第三弾という形で 練り上げていきながら作成してまいりましたの で、関係の皆様方には十分納得いただき、そし て、いい離島留学制度にできるような協力体制 が出来上がっているものと思っております。

【浅田委員】力強くご答弁いただきました。ということは、今回、事件があった壱岐の関係者の方々、いろいろありましたよね。やっぱりどうしても週刊誌等々でたたかれたり、誹謗中傷されたり、だけれども、それでも里親さんがあって残っている生徒さんたちもたくさんいらっしゃって、その里親さんも今また新たな形で努力をなさっているというふうにも何っております。私は、お会いしたこともないですし、どの里親さんとか、どういう方が、どういう関係性というのは、そこはよくわかりませんけれども、ある一定の解決をなしたということで今の答弁として捉えさせていただいて、次なるということで受け止めさせていただきました。

多くのここにかかわった保護者の方々も納得をしていただいたというふうに受け止めてよる しいんでしょうか。

【田川高校教育課長】保護者の方も、この報告書には期待をされているところだろうと思っています。この報告書は、改善の、いわゆる大綱の状態です。具体的な細かい対策については、これから私どもで立てていく形になります。

保護者の方にしっかりと安心してもらえるような、そういう対策をこれから打ち出していけるようにやってまいりたいと思っております。 【浅田委員】ありがとうございます。私たちが

知らないところで、いろんなものがニュースソースとして流れて、それがひとり歩きしたり、 誤解を生んだりということがあって、最終的には、亡くなった学生さんは本当に痛ましい事件ではあったかと思うんですが、これまでそこで育まれていた学生さんが誇りを持てるような制 度であり続けていただきたいですし、今後も新たな違った形での学科を設けてもらうとか、新しい発展へといっていただきたいなというふうに私は思っておりますので、ぜひともよろしくお願いします。

1 点お伺いいたしたいと思うんですが、別の問題で栄養教諭の話ですが、沖縄県と長崎県だけが募集方法の仕方が違ったりするような経緯があるように伺っております。

そういう意味において、栄養教諭、そして学校栄養職員というような形で行われているんですが、その任用替えの試験の告知などが今まであまりなされてなかったということなんですが、そういったところの改善はなされるんでしょうか。

【谷口義務教育課人事管理監】採用時におきましては、本県では人事委員会において学校栄養 職員の選考試験を実施しているところでござい ます。

栄養教諭の配置につきましては、学校教育法 上、任意の設置となっておりますが、その必要 性については、県教委としても十分認識してい るところでございます。

教育委員会としましては、栄養教諭として任 用するために、小中学校等の学校栄養職員また は特別支援学校の栄養士を3年以上経験してい る者については、先ほどご指摘がありました任 用替えの選考試験を実施しているところでござ います。

このことについて大学等に十分周知をされてないということでありましたけれども、実際、大学の事務局とも直接お話をさせていただきまして、この任用替えについては周知をさせていただいているところでありますが、十分でないところもあると思いますので、今後も引き続き

その周知については推進をしていきたいと思っているところでございます。

【浅田委員】教育委員会のホームページでも丁寧にここを記載していただきたいというような 声もありますので、ぜひともよろしくお願いい たします。

もう時間に残りがないので、また2巡目で質問させていただきたいと思います。

【千住委員長】 ほか、質問ございませんか。

【堤委員】私も、離島留学制度の改善に向けた報告書のことで、これを全体を通して読んだ時に、午前中、堀江委員の方から話がありましたけれども、15ページの求める生徒像というのがちょっと引っかかったんですね。3項目あるんですが、何といいますか、優等生というか、最初から求める生徒像というので、これちょっとどうなんだろうかという違和感があります。

今年の離島留学特別選抜の要領を見ましたところ、5 つの学校で求める生徒像、それから育成したい生徒像というのがあります。午前中の答弁で、15 ページの求める生徒像は、5 つの高校で、全てこれに当てはめていきますのような答弁だったと思うんですけれども、もう少しそれを詳しく説明いただきたいと思います。

【田川高校教育課長】求める生徒像についてご 質問いただきました。

この3項目については、5校共通のもので、これに4項目、5項目というものを各5校の実施校がつけ加えていくことは、それぞれ可能ですよということで各学校には伝えておりますので、各学校がまた個別にここにつけ加えるような形の運用になろうかと思っております。

【堤委員】3項目は全ての学校でということです。でも、この表現がすごく堅くて、大人が考える生徒像だなと思いました。実際の高校の、

それぞれの学校の求める生徒像というところに は、例えば壱岐高校は、ちょっと長くなります が、「本校の教育内容や設置するコースについ て理解し、本校入学後は自らが定めた進路目標 の実現に向けて学習を継続し、最後まで努力す る意思、意欲のある生徒。2、中学校で部活動 や学校行事、生徒会活動等に積極的に取り組み、 本校入学後もこれらの活動を意欲的に継続する 意思、意欲のある生徒。3、ルールやマナーを 守り、明るく、礼儀正しく、人への思いやりを 大切にするという本校の校訓、自立、明朗、友 愛の精神を培おうとする意思、意欲のある生徒」、 そして4項目に付け加えられているのが、東ア ジア歴史・中国語コースですから、「歴史や中 国語に関する分野に興味、関心が高く、これら を主体的に学ぼうとする意思、意欲のある生徒」 یے

こういうふうに読んでみますと、15 ページよりは柔らかいというか、こういう生徒を求めていますというのが、もっとわかりやすく、堅くない表現になっているかなと私は受け止めました。

それから、育成したい生徒像というのがありまして、「自信を持って自ら選んだ道を進み、 他者への理解と協調性を持ち、社会の進展に貢献しようとする生徒」、これが育成したい生徒 像として掲げてあります。

というようなことで、5 つの学校がそれぞれ 特色ある中身も入っているんですが、来年の受 験に向けても、こういった中身で募集をかけて あるという理解でよろしいでしょうか。

【田川高校教育課長】今、委員がおっしゃいましたような求める生徒像を、現在、次年度の入試に向けて要綱に定めておりまして、その求める生徒像で入試を実施するという形になってお

ります。

【堤委員】 15 ページを見た時は、何だろうこれはという違和感でしかなかったんですが、こちらの詳しい募集要領を見ましたら、少し腑に落ちたというか。

以前、五島南高校を訪問させていただきましたけれども、不登校の生徒を積極的に受け入れている高校というふうなことをお聞きしていましたが、五島南高校では、求める生徒像の中に、「中学校の時に学校に馴染めなかったり、登校することが難しかったりした生徒のうち、学びたいという強い意思を持ち、生活環境や学習環境を変えて、島で高校生活を送りたいと考えている生徒」というのがありました。実際、訪問した時もそういうふうなお話を伺ったなというのを思い出したところです。

ということで、離島留学制度というのは、思 春期の多感な生徒さんを預かって、そして実の 親でも子育てが大変な時期だと思うんですけれ ども、他人だからできるということもあります けれども、本当に預かる方の里親さんのご苦労 も大変なものだと思いますし、それから、全く 知らない環境にぽっと出ていって新しいところ で高校生活を送ろうとする生徒の不安とか、期 待も大きいでしょうけど、不安やいろいろな困 り事なんかもたくさんあるのではないかと思い ますので、環境に慣れるのにも時間がかかるで しょうし、そういったことを考えますと、これ から改善というか、きめ細かく様々なところを、 かゆいところにしっかり手が届くような、それ ぞれの当事者の声がしっかり受け止めてもらえ るような、そういう改善に取り組んでいただき たいと思っています。

次に、SNSノート・ながさきについてお尋ね をします。 情報モラル教育教材としてSNSノート・なが さきというのを教育センターのWeb上でダウ ンロードして、小学校の低・中・高、中学生、 高校生用の教材がありますけれども、今、SNS とかでいじめが起きたり、トラブルが発生した り、出会い系サイトがあったり、あるいはゲー ム依存があったり、様々なトラブルがある中で、 情報モラルについて学習するというのは非常に 大事なことだと思いますが、教育センターのホ ームページを見ましたら、それぞれの教科とか、 道徳とか、ホームルームとか、特別活動などで すけれども、実際、学校現場でどのような活用 がされているのか、わかる範囲でお尋ねします。 【長池児童生徒支援課長】 お答えいたします。

今、委員のお話の中にもありましたように、 SNSノート・ながさきは、児童生徒の発達段階 に応じて小学校から高等学校まで各学校の実態 に応じて活用できるようなデジタル教材となっ ております。授業は、もちろん、特別活動等で 使用できるように、それぞれの学校で使ってい ただくようになっております。

特に、本県では毎年度、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」というものを行っております。この週間の中では、この教材を使った上で情報モラル教育を進めるように、そういう実施要綱で行っておりますので、それに則って9割近くの学校でSNSノート・ながさきを使った情報モラル教育が行われているのが今の実態でございます。

【堤委員】ありがとうございました。学校現場は非常に忙しい中で時間を確保するのが難しいのではないかなと思ったり、今はWeb上にしかないので、冊子になっているわけではないし、子どもたちが持っているわけではないので、指

導者がしっかりそういう教材を提供して取り組まないと、なかなか浸透していかないと思います。これは本当に非常に大事な学習だと思いますので、「長崎っ子の心を見つめる週間」で 9割の学校が実施されているということですから、それは安心しました。これからもしっかり続けていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後にもう1点、文部科学省が「生命(いのち)の安全教育」というのを打ち出して、令和3年度の新規事業で国の予算が3,300万円かついていたんですが、性犯罪とか性暴力対策の強化ということで、教材もつくって、そして、令和5年度は全国的に展開をしていくというようなことをネットで見ました。

しかし、委託先一覧というのを見ましたら、 認定こども園だったり、各地の教育委員会から 学校におろしてあったり様々ですが、長崎県は そこの委託先の中にはなかったんですけれども、 これは今どういうふうな取組になっていて、今 後どういうふうに進められるのかお尋ねします。 【長池児童生徒支援課長】 お答えいたします。

今、委員からご指摘がありましたように、「生命(いのち)の安全教育」につきましては、昨年度末にそのような基本方針というもの立てられまして、その通知が県教育委員会を通じて各学校に周知されたところです。

さらに、この8月に「緊急対策パッケージ」 というものが策定されたことによって、さらに 「生命(いのち)の安全教育」を推進していく という方針が国から出されました。

それに基づきまして、県としましても、この教材を使うことはもちろんですけれども、性犯罪に関する意識を持つこと。そして、先ほどご指摘がありました、特に性犯罪には情報モラルの

要素が非常に強く関わってきます。

したがって、現在行っておりますそういった 情報モラル教育でありますとか、あるいは性教 育の部分にも、そういった危険性であるとか、 あるいはいろんな知識、正しい知識を学ぶため の機会として行うような、そういった働きかけ を今しているところです。

あと、全国的にもフォーラム等を開くという 話も聞いておりますので、そういうところにも 参加していきながら、この教育については今後 進めていくようにしていきたいと思っておりま す。

【堤委員】ありがとうございました。性犯罪とか性暴力対策というのも大事ではありますけれども、そもそもの人とのコミュニケーションのとり方とか、親密な間柄での関係とか人権を尊重するとか、そういうところがまずは大事なのではないかなと。文科省の教材にはものすごく疑問があるんですけれども、性的少数者についても全く触れてありませんし。

ただ、学校現場の中で、性教育については文 科省が歯止め規定があると言われますけど、文 科省の担当から、全ての人に同じようにやるん じゃなくて、それぞれの学校の実情に応じて進 めることはできますというような発言もあった ように聞いていますので、本当に性教育という か、そういうところもしっかり取り組んでいた だいて、「生命(いのち)の安全教育」という よりも、性の教育なんですけれども、なかなか 性教育って言いたくないみたいで、「生命(い のち)の安全教育」になってますが、これから 進めていただきたいと思います。

以上です。終わります。

【千住委員長】 ほか、ございませんか。

【山本委員】 私の方から令和 7 年度からの入

学者選抜制度の中のチャレンジ選抜に絞ってお 伺いをしたいんですけれども、私自身が令和3 年12月の一般質問の中で再募集について提案 をさせていただきました。当時、前の平田教育 長は、「再募集につきましては、全県的な影響 も考えられますことから、入試制度全体の在り 方を今後引き続き検討していく中で、他県の状 況なども踏まえながら研究してまいりたい」と いうふうな答弁をいただいています。そこから 1年半なんですね、7月ぐらいに方針を示され たと思うので。この1年半というのは非常に短 い期間の中で検討されたというふうに、ありが たいことではあるんですけれども、理解をして います。

この他県の状況を踏まえながら研究していった、今回の入試制度全体のことも考えながら検討していった。今回、こういう形で出したという中で、他県の状況をどういうふうに検討したのか。今回のこの結論になった経緯について簡単に説明いただけますか。

【田川高校教育課長】再募集における他県の状況について少しお伝えしておきます。

九州各県の再募集の状況につきましては、合格者の一番少ない県でいきますと 50 名程度、 人口の一番多い福岡県で150名程度という形になっております。この数字を分析いたしますと、 再募集制度で多くの生徒たちが、そこで合格を つかんでいるという実態ではないというような ところでございます。

そういったことで先ほど委員がおっしゃいました全県的な影響といったことでいきますと、 入試制度で地域のいろんな状況を揺るがすような大きなものではなく、ただ、それぞれ各個別の学校で見ていきますと、不充足の学校が少しでも定員が充足されるような、そういうものに 寄与できていくであろうという、そういう判断 の下、今回、こういう制度を導入いたしたとこ ろでございます。

【山本委員】ありがとうございました。私が一般質問で質問したのは、島原半島の高校ということで、主に島原市内の高校の定員割れ対策の一つとして提案しました。その時に私なりにイメージを持ったんです、こういうパターンがあるのではないかと。例えば、島原市以外の諫早であったり、大村であったり、長崎であったりの学校を受けたお子さんが、もし不合格だった場合に再募集で入ってくる、それから逆のパターンもあるだろうというふうな形でイメージをしていたんですけれども、県教委として、再チャレンジをしてくる生徒さんというのは、どういうパターンを考えておられるのか。そして、どれくらいの人数がいると考えておられるのか、そこをご答弁いただけますか。

【田川高校教育課長】チャレンジ選抜のイメージになりますけれども、例えば島原地区でございますと、現在、島原から諫早の方に受検をしに来ている生徒が若干おります。現在、一般選抜で、例えば島原地区の生徒が諫早地区を受検し、一般選抜で不合格になった場合は、島原地区の学校に通うすべというのは現在ございませんけれども、このチャレンジ選抜によって諫早を受けた生徒が、今度はまた島原地区の地元の学校に通うというチャンスが増えてまいりますので、そういった意味では、それぞれの地域ではプラスになるものだというふうに考えております。

ただ、これで定員が、先ほども申し上げましたように、大きく充足されるような、大きな効果を持っているものとは、そこまでは考えていないというところでございます。

【山本委員】ありがとうございました。すみません。質問の順番を間違いました。これにすることによるメリットとデメリット、特にデメリット、メリットはわかりますし、それほど影響がないというふうにご答弁があったんですけど、デメリットといいますか、これを変えることによって問題点になりそうなことがありましたらご答弁いただきたいと思います。

【田川高校教育課長】デメリットというお話でございましたけれども、想定されることでありましたら、例えばチャレンジ選抜があることによって一般選抜で挑戦した受検の仕方をするといったことも想定はされるんですが、これもいろんなところで情報交換をしていく中で、実際の中学校の現場の、今ご指導されている状況ですとか、そういったことを考えると、無謀な出願といったものというのは、あまり想定されないんじゃないかというようなお話でございましたので、そういったリスクというのも最小限に軽減されるものではなかろうかというふうに判断しております。

【山本委員】 ありがとうございました。私は、いろんなパターン、島原のことばっかり言っていますが、島原が普通から商業、工業、農業が全部そろっているので、特に3割から4割、定員割れをしている状況にありますので非常にわかりやすい例でもあるし、地元の問題として非常に期待をしているものではあるんですけれども、一方で長崎の人が島原に来る、そういうケースも当然あり得るわけですね。

一番理想なのは、島原の高校に通ってくるエリアが、例えば国見町であったり瑞穂町であったりというところであれば、そこから向こうの人たちがそういう受検をすることによって、残念ながら一次試験で合格できなかったので島原

の方の高校に行くというパターンがある。ですから、県内で移動というのが多少出てきわせんかという感じがしているんです。

そうすると、それに伴う課題というんですか ね、例えば通学の問題であったり、住まいの問 題であったり、そういったものが出てくるので はないかと。そうなってくると、そういうニー ズ調査といいますか、今からニーズ調査という 言い方はおかしいんですけれども、そういうの をした方が、それは定員を割りそうな高校だけ ではなくて、長崎の方であったり、佐世保の方 であったり、大村、諫早であったり、そういっ たところも含めて、こういうふうなチャレンジ 入試に対するにニーズ調査であるとか、いろん な疑問点であったり、そういったものを少し拾 われた方がいいのではないかというふうに感じ ているんですけれども、その辺のところのPR と、それから受ける方ですね、アンケート的な ものを含めて、そういったものは今後どういう ふうに取り組んでいかれるのか、ご答弁をお願 いします。

【田川高校教育課長】委員おっしゃいますように、まずは制度の周知が一番大切なんだろうというふうに思っております。このチャレンジ制度が持つ意義ですとか、それから、どんな役割があるのか、どんな生徒に一番ふさわしいのか、そういったような制度の中身、それからメリット、そういったことも含めて、まずは周知に力を注いでいきながら、周知できたところで、確かにおっしゃるとおり、遠くから来るのであれば住まいの問題というのも出てきましょうから、そういったところをどう対応していくのかといったところも含めまして、順を追ってそういったところにも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【山本委員】 令和 5 年 7 月の、令和 6 年度の 進学希望状況調査ですけれども、大まかに言っ て、長崎と佐世保と諫早と大村の高校が 1 倍を 超えています。それ以外は 1 倍を切っています という状況になります。ですから、チャレンジ のわかりやすいパターンとしては、そこの方々 が、島原半島も含めたそれ以外の高校に行かれ るというパターンが一つの、多いかどうかはわ かりませんけれども、そういう方がいらっしゃ るだろうと。そうすると当然住まいの問題が出 てくる、通学環境の問題が出てくるというふう に思うんですね。

午前中、通学費の補助の話がありましたけれども、あれは基本的に校区内ということだと思うんですけれども、チャレンジ選抜の場合には、校区というエリアはないんだろうと理解しているので、そういった問題も出てくる、通学費の補助の問題、住まいの問題というのが出てくるんだろうなと。

だから、実際に受検があるまで1年半ぐらいしかありませんので、いろんな選択、可能性を考える時に、そういった問題というのもあるんだと。だから、例えば不動産業者であったり、あとは市町であったり、そういったところに受け皿のことも含めて可能性として検討しておくべきだろうなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【田川高校教育課長】先ほども答弁しましたように、制度の周知から入りまして、委員がおっしゃいましたように、このチャレンジ選抜につきましては、全県一区ということで、通学区域外からも入試でやってくることができるという状況でございますので、学校の魅力の発信で生徒たちがどの程度その学校に行きたいと思っているのかというところも、どんな調査ができる

のか、そういったところも含めまして検討して まいりたいと思っております。

【山本委員】 ありがとうございました。 さっき 冨岡委員の質疑の中で、チャレンジ入試という のが不合格の方の入試ということだけじゃなく て、こちらにも書いてありますが、「非常に特 色を持った地域ならではの取組をしている学校 に来てほしい」ということになってくると、あ る意味、離島留学的な意味合いもあるし、そう なってくると場合によってはすごく魅力ある高 校になることによって県外から来るということ だって可能性としてはあるわけですよね。すぐ すぐそこからスタートするわけではないかもし れないんですけれども、ですから、そういった ところも踏まえた上で、ある程度人数が見込め るということになれば、寮の問題であったり、 下宿の問題であったり、そういったことで民間 の中で動いている方は必ずいらっしゃると私は 思っておりますので、午前中の政策等決定過程 の資料の中で寮の要望が出ていて、今のところ、 県としては寮をつくる予定はないし、その補助 もないから市町でという話になる。多分それで いいと思うんです。基本的には市町でやればい いと思っていますけれども、それについてもい ろんなノウハウを提供しながら市町と一緒にや っていっていただければなと。個人的には非常 に期待をしている仕組みになりますけれども、 落ちがないのか、その辺のところをもう一度チ ェックしていただければと思います。よろしく お願いいたします。

以上です。

【千住委員長】 ほか、ございませんか。

【吉村委員】 通告はしとらんのですけど、離島 留学について今までずっと聞きよって、なんか ね、私、頭の悪かもんだけん、わからんとかし らんけど、なんか構造が見えてこんとさね。なんかね、離島留学制度の目的とか 15 ページに書いてあるけど、「しまの特色ある教育課程」て、どがん特色やろうかと。さっきも出よったけど、例えば韓国語が学べますとか、アジア文化が学べますとか、そういうことをつくってあるともあるけど、そればっかりでもない、普通の高校でもあったりする。

そういうので「第二のふるさととして生涯にわたり交流を生み出す」、これは何やろかいと思う。いわゆる移住、離島へ移住していただきたいという思いがここに透けて見えてくっとかなとか。結局、相乗効果を生むと言えばかっこいいっちゃけど、なんか相乗効果というと、なんかこう輪郭がぼけてくるような、離島留学って何じゃろうと思うわけよ。何を目的としとるのか、特色ある教育課程って何なのかと。

もうちょっと言うと、不登校の人とか、問題を抱えた児童生徒を預かる、そこで里親がおったりして、里親はボランティアでやる、そしたら事件があると問題になる、そこら辺を場当たり的に解決して、いやいや、そうでも全体の8割ぐらいの人は満足しとるという、そんなら離島留学制度はいいのかなと思うけど、最終的にどこなのか、学力なのか、問題を抱えた子どもたちを預かるってするのか。

そこら辺をもう少し、こういう問題があって、 再度改善に向けて組み直したというよね、「離 島留学制度の改善について」ということ。そこ ら辺の骨格をもうちょっとわかりやすく説明し てもらいたいなと思うんじゃけど、いかがです か。

【田川高校教育課長】離島留学制度の目的につきましてのお尋ねでございます。

離島留学制度は生徒を対象にしたものになり

ますので、目的の第1番目は生徒に主眼を置いたものでなくてはならないだろうというふうに思っております。現在、離島留学実施校は5校ですけれども、吉村委員がおっしゃいましたように、韓国語が勉強できるところ、中国語やアジアの文化、歴史を学べるところ、それからスポーツが学べるところ、五島高校では、スポーツについては例えばマリンスポーツにチャレンジするような授業の時間もございます。そういったことで島の特色ある教育課程といいますのは、そういった背景がございます。

そういった中で中学校までとは違う自分の興味のある科目や分野で自分を磨き、自分らしさを発見するといったところに第一の目的を置いているところでございます。

第2番目の目的としましては、その島の活性 化といったものがあるのではなかろうかという ふうに思っております。ただし、教育が目的で ございますので、島の活性化といったものを大 きくうたうのではなく、いわゆる交流人口の創 出、そして、ぬくもりのある交流といったとこ ろで、その教育らしさをここに創出させたといった形になっております。

現在も里親さんのところに行きますと、長いこと里親をされたご家庭には、その毎年、毎年の写真が飾ってあって、そして手紙が来たり、連絡があったり、人生の節目、節目で島を訪れたりというようなお話も伺いました。そういうような将来にわたっての交流が、この離島留学を使って生み出されるようなものにしていきたいという願いがここの中に込められているものというふうに考えております。

【吉村委員】 そうなのよね、そういう話を聞けば、それはなるほどとは思うんじゃけど、実際にどうなのか。 スポーツとか海とか大陸に近い

とか、そういうことを特色として、それを目指 す子どもを呼び込むのか。ここに受入れについ ての現状としては、入学者の約2割の生徒が中 学校時代に 50 日を超える欠席がある。入学後 も 23%が転学もしくは退学している状況であ ると。この人たちは多分いろいろな悩みとか問 題を抱えて、結局、引きこもりになったり、学 校に行かんやったりした子どもたち、この人た ちを島に受け入れる。この人たちはマリンスポ ーツをしたいと思って来るのか、大陸に近いと 思って来るのか。そうでなくて、この親が、例 えば自分は面倒見きらんから離島留学にやって いっちょけと、そういうことで来るのか、そう いうのが整理できとらんような気がするわけよ、 あなたたちでね。そこを受入れ側がきちっと整 理してやらんと、やっぱりどうぞ、どうぞでは、 もうやっぱり限界がすぐ出てくる。

先ほど課長が言ったね、離島留学の 2 点は、 安全・安心の確保と持続可能性と言うたね。持 続ができるのかなと思うわけよ。そこの切り分 けをやらんばいかんと思うんじゃけど、いかが ですかね。

【田川高校教育課長】ご質問ありがとうございます。本質的なところに関するご質問をいただいたというふうに思っております。

私たちの離島留学に対する考え方と申しますのは、先ほど申し上げましたように、離島が持つ特色のある教育課程の中で、積極的に学びたいという子どもたちを第一に想定しているところでございます。ですので、それぞれの英語や中国語や韓国語やといった言語を学びたい、スポーツをやりたいという子どもたちにぜひ来ていただきたいというふうに思っております。ただし、中には中学校時代になかなか学校に馴染めずに、しかしながら、韓国語を学べば、中国

語を学べば、もう一回学校に通えるかもしれないという希望を持っている子どもたちも中にはおりまして、そういう子どもたちを排除するわけにもいかないというふうにも思っております。

ただし、なかなか表現が難しい部分もありますけれども、今回の、先ほど持続可能なというところに触れていただきました。それはやはり里親さんのところで里親さんが苦労したり、あるいは教員が非常に多忙な中で倒れたりというようなことがないように、やはり制度を構築していくことが非常に大切だろうというふうに思っています。

そういった意味で求める生徒像というのを打ち出し、ミスマッチがないようにし、そして、中途で転学や退学をしていくような子どもたちができるだけ少なくなっていくような方法といったものが今回の改善策の大きな方向性といったところでございます。

【吉村委員】 なるほど、いいこと言いよるんじゃけど、今回の改善方法なんですと言うけど、 果たしてこれでなっていくのかなという、ちょっと懸念があるわけよね。

それで、今、課長が言うたように理想的にやっていこうとすると、まず、特別支援学校との連携とか、これは既に、ちょっと問題を抱えている子が来るということが前提で、こういう特別支援学校と連携するとなるわけよね、最初からそういう想定もしてあるわけよ。

それから、離島留学支援員の増員とか、スク ールソーシャルワーカーの増員とか、そういう のが当然必要になってくるわけよね。

それから、最初に出よったけど、この里親さんたちがボランティアでいつまで続くのか。やっぱりそこに、例えば離島支援員みたいな資格、ここにも書いてあるけど、里親は問題、問題を

起こしたとは言えんじゃろけど、児童福祉法上の養育、里親認定研修を受講していると書いてあるね。資格を取っとけば、それなりの給料とかなんかが、そこに与えてやっぱり責任を持たせるとか、そういう手法も取っていかんといかんとじゃなかろうかと。政策等決定決議資料の40ページは、育休等による教職員に欠員が生じた場合の臨時的任用職員確保、これが令和5年23人不足、普通のところでもこんなに不足している。スクールカウンセラーの総配置実数の確保について、ここでも令和5年度、離島在住のスクールカウンセラーは令和4年度が4名だったのが令和5年度は8名に倍増しとるわけね。数が母数からするとどうかと。

でも、こういうふうに手が要るので、ここにもこういう影響が出よるのかなと思うわけよ。 県全体のスクールカウンセラーの予算は2億800万円、国全体で58億円、59億円ぐらいしかないのよ。ここで増やしていこうといって本当に増やせるのかという心配があるっちゃけど、そこら辺もいろいろ見よくと、なかなかうまく出来上がらんとじゃないかと、ゆらゆらした骨格が、いっぱい鉄骨があって組み上がっとって、大丈夫ですよと外からぺたぺたすっけんとか言っても駄目なんじゃなかろうかと思うけん、その骨格、土台をやっぱりきちんとつくらんばいかんとやろう思う。

それについては、この改善計画では、やっぱりまだまだ足らんところがいっぱいあるんじゃないかと思うけど、そこら辺を今後もう少し掘り下げて見直していくという必要があると思うんじゃけど、そこら辺、教育長どうですか、総体的に聞きよるけん。

【中﨑教育長】 今、吉村委員からご指摘になった点は、非常に重要な点だと思っております。

離島留学、私が対馬にいた時には韓国語を習い にきた、交流ということで光の部分、光と影と いう言葉ではないのかもしれませんけど、ただ、 教育委員会に来た時に、一方では様々な事情を 抱えている子どもたちが、実は離島留学の中に 多いという状況も把握したところでございます。

ただ、先ほどから課長が申しておりますとおり、やっぱりこの制度の本来の目的というのは、島の豊かな環境の中で、県外からの子どもたちが自ら成長して、そしてまた、特色ある教育を学ぶというのが一番の方策でございますけれども、ただ、一方ではそういった様々な子どもたちが来ているというような状況に対してどう対応していくのかというのが、今ご指摘のところだと思っております。そういった子どもたちに対するサポート体制は、しっかりとっていこうとは思っているんですけど、一定限度があると思っています。

そうすると、やっぱりこの制度本来のところを しっかり組み立てていく必要があると思ってお りまして、ページでいきますと 17 ページに具 体的提案ということで4つ挙げておりますけれ ども、特にそれに関しておりますのが2番目の ところでございます。「生徒の受入れ体制の見 直し」と書いておりますけど、これが先ほど申 しました制度本来の目的と少し福祉施策が混合 されている部分があるんじゃないかなというこ ともございましたので、その前に入学前のアセ スメント、入る前にしっかり専門家の方も入っ てもらって、本当に離島留学のところが適正な のか、もしかしたら違った形の学びの方がその 子にとってもいいんじゃないかというアセスメ ントであったり、あるいは市の移住施策と組み 合わせたといいますのは、親御さんが預けます けれども、できたら親御さんが近くにおって、

その子どもたちを育むというやり方もあるんじゃないかということで、こういうふうな形での 親子留学も検討したいと思っております。

あと、里親が福祉施策上の里親とは違います ので、責任の持ち方も。だから、例えばこれを しま親とすることによって少し捉え方も違うん じゃないかと。

だから、そういう子どもたちを全く排除するということではございません。そういう子どもたちがしっかりとした目的を持って島の環境の中で新しいスタートを切る時はしっかり応援したいと思っているんですけれども、入る前、あるいは入った後のサポートのところの、この制度本来の目的のところをしっかり見極めることが持続可能な政策にもつながってくると思っておりますので、頂いたご意見を基に、いろんな対策の中でこの制度を魅力あるものにしていきたいと考えております。

【吉村委員】個人的にそういう不安を感じるもんだけんが質問させていただきましたけど、よるしくお願いしますね。

今、児童福祉法の話が出た、里親とは違うと、だからしま親と呼ぶんだと。こういうのもなんか端々の話で、どうでもいいんじゃないかと。そういうところをきっちりする割には、16ページで、「いわゆる縦横の関係でなく斜めの関係」って、斜めって何じゃろかいと、わからんごた表現よね。斜めが果たして正解なのかどうかも、縦と横は何となくわかるけど、そこに斜めを入れるというのはどうなのかと。言葉を選ぶようで、なんかちょっとざっとしておるところもあるなと思って、そういうところも。

それから、今、教育長も言うたけど、いわゆる離島に移住して来てもらいたいという思いも、 あんまりそういうところを、あちこちに手を出 すと駄目なので、これはどう言うても離島留学制度なのよね。そこから踏み外さんようにしとかんと、これを利用しながら、親も来てもらって移住してもらおうとか、そしたら活性化につながるとか考えがちで、私なんかもすぐそういうふうに考えるんやけど、あれこれ手を出しよると、何かがらんとなるような、何となく不安がするもんだから、そういうことでお願いします。

あと3分ということなので、先ほどから学力 の話が出よったけど、この前ちょっと見たので、 1分で質問しますので2分で答えてください。

学校図書、図書配置基準、図書基準というのがありますね。交付税できよるんですね。小中学校に図書室があって、そこに本を置くんじゃけど、単年度で220億円、国は出しよるというけど、約6割弱の126億円しか地方自治体は使いよらんと。これは国の思いとずれとるわけね。地方自治体が財政が厳しいもんだから、図書を買うてくださいね、子どもに読ませてくださいねと言うとるのに、よそに使うわけよね。そこら辺がまた長崎県の学力の低下につながいよるじゃないかと心配するんじゃけど、そこら辺の状況はどうですか。

【山﨑教育環境整備課長】 令和 3 年度の状況で申し上げますと、県内の市町立学校の図書購入費にかかった決算額の状況をご説明させていただきます。

それでいきますと、小学校では9,868万3,000円、約1億円となっております。また、中学校では6,801万8,000円、7,000万円近くということで、各市町に対して地方交付税措置された、あくまでも推計の総額ですけれども、これに対しまして小学校は67.7%、そして中学校では70.1%の決算額となっております。

【吉村委員】もう時間もないので後で個別に聞きますけど、今、実績を言われただけやけど、その不足の分は、それでいいと思うとるのか、思うとらんのか、今後どうしようと。「第五次長崎県子ども読書活動推進計画」を立ててあるよね、そこら辺でそこだけ答えてください。

【山﨑教育環境整備課長】現在、県におきましては、毎年、各市町が次年度の予算編成に入る前の9月頃、今年度につきましては、既に発出をしておりますけれども、地方財政措置に関する通知を各市町に出しております。通知の内容につきましては、市町教育委員会が小中学校の教材費や図書費、あるいは教育用コンピューター、そういった経費に対してどれくらいの交付税措置がなされているのかということを積算できるように、そういった基礎額を情報提供しております。

各市町に対しましては、この積算の基礎額を 基に必要な予算の確保に努めていただくように、 また、各学校に備えるべき教材あるいは図書費、 そういったものを計画的に整備するように指導 をしているところでございます。

【千住委員長】審査の途中ですが、ここで一旦 休憩をとりたいと思います。

3 時 20 分から再開したいと思います。よろしくお願いします。

午後 3時 7分 休憩

午後 3時18分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

【白川委員】先ほどの離島留学について聞き漏らしたものがありましたので1つだけ確認をしたいと思います。今後のスケジュール感についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど、皆さんから様々ご質問があった最後に、今回の検討委員会で出たことを県の方でまたしっかりと詳細を詰めていくというお話がありましたけれども、実際にどういったスケジュール感で今後進んでいくのかを教えてください。 【田川高校教育課長】これから個別の改善策について詰めてまいります。できましたら今年度中にしっかりと構築しまして次年度からの運用を考えております。ただし、予算要求が必要であるものですとか、あるいは一部、各方面との調整が必要なものは次年度に持ち越しという形になろうかと思いますが、できる限り次年度からの運用を考えております。

【白川委員】 ありがとうございます。次年度からの実施ということでありますが、既に次年度の生徒さんの募集も始まっておりますし、止まることなく進んでいるような状況かと思います。

今いらっしゃる生徒さんの命の危険がさらされるようなことがないということが非常に重要だと思っております。

というのも、幾つか保護者の方からお話を聞くに当たって、リストカットをするような生徒さんが対馬の方にいらっしゃるというような話を伺いました。対馬は寮ということですので里親さんがどうこうという話ではないかもしれませんけども、そういった話も聞いておりますし、そうなった生徒さんは、親御さんの方に戻されて、親御さんとお話をしてどうするのか。今後、学校に通うようにするのか、やめるのかということで、やめた方が多いというような、私が知る中では実際に退学をされたというような話を伺いました。

ですので、そういった自傷行為をするような 生徒さんがいらっしゃるということも聞いてい ます中で、知事にもこの件は別の場で、相談べ ースでお話をしたんですけども、精神科の医師であられる知事も、こういった場面は数多く見てきた中で、離島留学に限ることではないんじゃないかというようなことも言われたので、それは離島留学だけじゃなく、ほかのところでもあるかもしれないけれども、自分の親元を離れて、こういった環境で生活している子どもたちの不安は非常に大きいというところの現れでもあると思いますし、やはりいち早く安全管理マニュアル、危機管理マニュアルなり、そちらの方はできるだけ早急に確立していただいて、里親さんや各学校へ周知を図っていただきたいと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

【田川高校教育課長】危機管理マニュアルにつきましては、今おっしゃいましたような自傷行為のある生徒とか、そういった者については、やはり学校だけではなくて組織的に対応するべきものだろうというふうに思っております。

そういったところも含めまして、できるだけ早く危機管理マニュアルの作成に着手し、運用につなげてまいりたいと思っております。

【白川委員】ありがとうございます。早急にご対応いただければと思います。またこの経過を追っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【千住委員長】 ほか、ございませんか。

【浅田委員】先ほどの続きになるんですが、栄養教諭と学校栄養職員の採用についてお尋ねをしたいんですが、九州でも長崎と沖縄だけがこういう形での採用ということで伺っています。特に沖縄は35歳までで、長崎は29歳までと、意外と受け入れる年も若かったりというような状況の中で、それまで働いてきて、さらに本採用を受けようとした時に年齢の弊害で受けられない人がいたりとか、いろんな状況が見受けら

れます。

そういう中において、長崎でそもそも論の在 り方を見直すというようなことは今後考えてな いのかどうなのか、まずお伺いできればと思い ます。

【谷口義務教育課人事管理監】委員おっしゃるとおり、現在、本県での採用は人事委員会で学校栄養職員としての試験が行われていますので、その条件に当てはめてみると年齢が 29 歳までということになります。しかしながら、栄養教諭となりますと、これは教育委員会での試験の実施ということになりますので、そうなりますと教育委員会の今の基準でいけば 59 歳まで試験が可能ということになります。

【浅田委員】そういう意味において、どこがどうなのか。例えば他県の今の現状がどうなのか、 長崎の在り方が特別な感じなんでしょうか、よ そと比較していかがな状況なのか、もしわかっ ていれば教えてください。

【谷口義務教育課人事管理監】全国的には栄養教諭としての採用が増えてきているという状況 にございます。

【浅田委員】増えている。やはり今、子どもたちがアレルギーだったり、いろんな形で求められていること。そして、多分我々の世代ではなかったと思うんですが、今、食育という形で教育の中でも先生方の求められている度合いがどんどん広がっている状況を考えると、長崎も見直す必要性があるのではないかということ。

昨日、ちょうど県立大学の学生さんたちの就職のことで伺った時に、長崎は年齢の問題とか、 先ほど言った任用期間と教員という、その状況で手取りとかいろんなものの違いがあるわけですから、資格を取っても県外に行く方が多いというような現実があります。せっかく学部を抱 えている県立大学を抱えているわけですから、 そういったところも今後は併せてしっかりとい ま一度協議、検討をここはしていただきたいと 思いますが、いかがでしょうか。

【谷口義務教育課人事管理監】県内の給食調理場の現状を申し上げますと、各市町、今、センター化、大型化が進んでおります。そのことに伴いまして、今後、定数自体が大きく減少していく予定であるということ。数年後は定数よりも本務者の数が上回るということを予測しているところでありまして、定数の見通しが大変厳しい状況であるということはご理解いただければと思います。

しかしながら、栄養教諭等の養成大学も県内 に複数校あり、同様の要望もその大学からいた だいているところでもあります。

また、多くの学生、臨時的任用職員として勤めている方等が県内の学校に就職したいという思いを抱いているということも感じているところでありますので、加配の有効活用も図りながら、できる限り採用していきたいと思っております。

そういった中で学校栄養職員の選考試験を、 現在、人事委員会において実施しているわけで すけれども、次年度からにつきましては栄養教 諭の選考試験を県教育委員会において実施する 方向で現在検討をしているところであります。

【浅田委員】確かありがとうございます。確かに、大型給食センターとかができている状況の中でいろいろ変化はあろうかと思うんですけども、しかし、一方でまた求められている役割というものもありますので、今、前向きにご検討いただけているということですので、関係各位ともいろいろお話をしていただいて、食育も含めていろんな形で、加配の状況とかしっかりと

見据えた上でまたやっていただければと思います。ありがとうございます。

以上です。

【千住委員長】 ほか、ございませんか。

【深堀委員】 私、1 点だけ質問したいと思います。

不登校児童生徒の状況についてでありますが、今回の議会の一般質問でも、この不登校について議題となっておりました。重複するかもしれませんが、全国で 24 万人を超えるような不登校児童生徒がいるというふうな報道もあっております。本県においても、年々、この不登校児童生徒の数は増えてきていると思います。直近の不登校の数の動き等々についてまずお尋ねをしたいと思います。

【長池児童生徒支援課長】 お答えいたします。 令和3年度の不登校児童生徒が、本県の場合 2,784名となっております。

【深堀委員】 これは増えてきてますよね。

【長池児童生徒支援課長】ここ数年、増加の傾向にございまして、令和に入ってからは毎年更新をして過去最高という状況になっております。 【深堀委員】本県においても年々増加をしてきている状況の中で、これも一般質問で前田議員が質問された時のやり取りなんですが、その2,784 人の不登校の児童生徒の方々で、民間のフリースクールというようなところで指導を受けている子どもたちが約1割だというような答弁が、多分、教育長からあったというふうに思っています。

私が今回これをテーマに取り上げたのは、増えてきている不登校児童生徒の方々が、今現在 どういった指導を受けているのかというところまで把握をして、そこにいろんな支援をしていくべきだというふうに考えてご質問しているん

ですが、今つかんでいる 2,784 人の不登校の児童生徒の方々が、例えば公的な機関の支援施設であったり、もしくは民間のいろんな団体とかに行っている。そういった内訳を把握していると思いますので、そのあたりを教えてください。【長池児童生徒支援課長】 お答えいたします。

先ほど申し上げました令和3年度の不登校児童生徒2,784人のうち、今、話がありました教育支援センターやフリースクールなどの学校外の機関において相談、指導等が行われていますのが、約50%弱に当たる約1,300人となっております。

また、学校内でスクールカウンセラーや養護教諭などによる専門的な相談、指導を受けた児童生徒が約 2,000 人ということで、ここで約70%となっております。

したがって、学校外、内のいずれかで指導、相談を受けたのが約2,500人ということで、約90%の児童生徒につきましては、何らかの専門的な指導、相談がなされている状況ということで、逆に言いますと、残りの10%の約300人につきましては、専門的な相談機関につながっていない状態ということになっております。

【深堀委員】 今の答弁で、約 9 割の方々が何らかの指導とか相談を受けているということで、残りの1割という話なんですが、今言われた 9割の方々の中で一過性の相談を受けただけで、結局は自宅で教育的な支援というのを受けてない児童生徒がたくさんいるのではないかと、そこらあたりの把握はどうですか。

【長池児童生徒支援課長】今、委員のご指摘の とおり、必ずしも日常的に指導、相談を受け続 けているという生徒でない数もその中には含ま れておりますので、正直、実態としてはわかり かねるところがございます。 ただ、この数字というのは、学校側が把握している形で出されている数字でありますので、学校とは少なからずつながりを持ちながら、学校内外でそういった相談指導を受ける機会がある、あるいはあった児童生徒というふうに我々は考えております。

【深堀委員】そのあたりはもう少し調査をしないとわからない点じゃないのかなというふうに思います。少なくとも1割は相談も支援も何ら受けてないということにまずなるわけであって、それ以上の方々が、まだ学校といいますか、義務教育課程の中で教育を受けられてない可能性があるわけであって、そのあたりを今後調査するなり、どういう支援策があるのか考えていくべきじゃないのかなということは、これは申し上げておきます。

民間のフリースクールとか、結局、入会金であったりとか、授業料であったりとか、これは全国的な 2015 年の調査ですけれども、入会金が平均すれば 5 万 3,000 円、毎月の月謝が 3 万 3,000 円というのが全国の 2015 年の調査の中で出ている数字です。

ということは、少なからず保護者の方の経済 的負担もあって、本来であればフリースクール に行かせたいんだけれども、行かせられない保 護者の家庭もあるのかもしれない、それはわか りませんけど。そのあたり、長崎県下の状況と いうのを把握されてますか。

【長池児童生徒支援課長】今ご指摘がありましたように、フリースクールにつきましては、確かに月々の利用料が高額であるということで、なかなかそこに通えないという児童生徒がいるということは、こちらも理解しているところであります。

ただ、なかなかフリースクールの利用につい

ては、どこに行けばいいのかわからないという ふうな部分も一方で子どもたちや保護者の方た ちがあるというふうに思ってます。

今、国からも通知があるんですけれども、そういったつながる場所、居場所となり得る場所については、いろんな形で児童生徒や保護者の方に周知、広報していくということを求められておりますので、それにつきましては常に市町の方とも連携しながら、いろいろ把握をしてもらっているところでありまして、具体的な数となりますと、すみません、まだ申し上げられませんが、今そういうことで関わっているところであります。

【深堀委員】まだまだわからない点も多々あるんですが、質問した趣旨は、目指すべき姿がどこにあるのかということを自分自身としても明確なものを持ってないんですけれども、既に2,784 人の不登校児童生徒がいらっしゃって、究極の目標は、不登校の方々がゼロになるということだと思うんですけれども、さりとて、いろんな子どもさん、家庭の事情いろいろあって、そういうことには多分ならないんだろう。

ただ、長崎県教育委員会として、この不登校の問題に関して、どういうふうな目指すべき方向性というか、そういったものをお持ちなのか、そこをまずお尋ねをしたかったので、教育長とか何か考えてあることがあれば、不登校児童生徒が2,784人いる、増加してきている、これを県の教育委員会としてどうしていきたいんだという考え方というか、細かい話じゃなくて、そこをお聞きしたいと思います。

【中崎教育長】委員ご指摘のとおり、不登校というのは、教育委員会としても数が増えているということは重く受け止めているところでございます。

学校に戻ってもらうために、今、スクールソーシャルワーカーであるとか、そういうふうないるが策は打っておるんですけれども、それだけでは、なかなか減らないと思っております。そうしますと、いかに行政、学校現場、あるいは教育行政だけじゃないような、いろんなところとつながりながら、子どもたちに一歩外に踏み出してもらうようなことをしなければいけないということも思いまして、今年度から様々な民間機関、あるいは文化施設、あるいはスポーツ施設と連携しながら、子どもたちの自己有用感、あるいは肯定感を育むような施策に取り組んでいるところでございます。

今、ご指摘がありましたように、この行政機関の教育センターだけでは難しくて、長崎県内に今 12 のフリースクールがあって、それぞれ特色ある学びもやっておりますので、ぜひ行政と民間のところが連携しながら、子どもたちをまた学校に戻すような施策に対して、つながりを持った対策を進めていきたいと考えております。

【深堀委員】わかりました。宮本委員も一般質問の中で触れられましたけれども、学びの多様化学校とか、佐世保の教育委員会で設置を検討されている。私はこれを聞いた時に、各市町でも不登校児童生徒のための教室は設置されてあるので、そこと似通ったものなのかなという認識をしてました。

先般、ある記事を見ていた時にものすごく感銘を受けた記事があって、これを教育長にも聞いてほしいなと思って持ってきていますけれども、愛知県岡崎市の取組です。校内フリースクール「F組」です。これ、私、絶対ここへ行ってどういう状況かというのを調査したいというふうに思っているんですが、ここの教育長が投

稿しているんですけれども、この記事を少し読ませてください。教育長の考えですね。

本来、義務教育は全ての子どもに等しく普通教育を実施するために存在している。国は、それを憲法で定め、保護者に教育を受けさせる義務を負わせた。ところが、その子どもたちが硬直した公立学校の教育システムに絶望し、民間フリースクールへ逃避し始めた。そう考えた時、公立学校に民間フリースクールと同じ特徴を持った学びの場をつくることは当然のように思った。子どもが学校に適用できないのではなく、適応できないのは学校そのものではないかとすら考えるようになった。

これが愛知県岡崎市の教育委員長が、そういう考えの下で、2023年度、今年度は市内一円の全中学校20校に、この「F組」を開設した。その「F組」の開設の理念が、一、「F組」は自分の意思で学ぶ場であり、個に応じた自由度のある教育課程を組む。一、教室復帰を目指すことを教師に求めず、子どもの社会的な自立を目標とする。一、一つの学級として扱い、生徒理解の深い学校の核となる教師を担任とする。

これで、もう既に「F組」に通う生徒が 300 人を超えたと。そして、その「F組」から普通 教室に戻る生徒も出始めたというのが、愛知県 岡崎市教育委員会の取組です。

これを紹介したのは、確かに文科省も不登校 対策について、子どもたちが学びのいろんな選 択をするために公教育に戻すという一辺倒では なくて、例えばフリースクールだって、それは もう行ってもいいんだよというような考え方に 変わったわけですね。でも、その一方で本来、 義務教育というものは、やはり学校がいろいろ な生徒を受け入れるような覚悟を持って取り組 んでいかなければいけないという発想の下で、 公教育の中に「F組」、民間でいうフリースクールのようなクラスを学校につくって、優秀な先生をそこにつけて、こういうことができたらいいなと思ったんですよ。

で、教育長に不登校児童生徒に対する考え方をお聞きしたわけなんですが、こういった取組がある教育委員会を参考にできないのかなと。もちろんこれは市町の教育委員会の判断もいっぱいあるとは思うんですけど、県の教育委員会としても、こういった先進的な取組をやっているところに行って、本当に教育委員会の幹部の皆さんが公教育で全部やらにゃいかんのだという思いを持つかどうかだと私は思うんですけどね。

これは私の勝手な思いなので、最後にこれに ついて教育長の見解を聞いて終わりたいと思い ます。

【中﨑教育長】私も、その記事は拝見させてもらいました。民間との連携も大事ですけど、学校の中に子どもたちの居場所をつくるというようなことで、そうしますと、なかなかそういった子どもたちのお世話が大変なので、学校側も非常に努力しながら、先生がそこに携わっているお話も聞いております。

それで、県内の市町にもお尋ねしましたら、 幾つか少しそのような取組をしている市町も県 内にございました。そういう意味でいけば、こ れが少し大きな動きにならないかなと思ってお ります。

今、文科省の新年度の予算の中にも校内フリースクールに対する支援事業みたいな組み立てもちょっと出ておりますので、少しそういった国の予算も活用しながら、例えばそういうこともできないかというような検討も始めているところでございます。

様々な手法をもって子どもたちを学校へ戻す ということは大事と思いますので、今、非常に 貴重なご提案をいただきましたので、我々もし っかり検討してまいりたいと思っております。 【千住委員長】 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、 教育委員会関係の審査結果について整理したい と思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時43分 休憩

午後 3時44分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前 10 時から委員会を再開し、こども政策局を含む福 祉保健部関係の審査を行います。

お疲れさまでした。

午後 3時45分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年9月28日

自 午前 9時28分 至 午後 4時15分 於 委 員 会 室 2

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 千住 良治 君 副委員長(副会長) 山下 博史 君 委 員 堀江ひとみ 君 " 浅田ますみ 君 深堀ひろし 君 " 吉村 洋 君 " 山本 由夫 " 君 宮本 法広 " 君 堤 典子 " 君 白川 鮎美 " 君 富岡 孝介 君 " 湊 亮太 君

3、欠席委員の氏名

な し

"

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 新田 惇一 君 福祉保健部次長 石田 智久 君 福祉保健部次長 中尾美恵子 君 福祉保健課長 安藝雄一朗 君 福祉保健課企画監 野田 希 君 (地域福祉・計画担当) 監査指導課長 松尾 君 実

医療政策課長 加藤 一征 君 長谷川麻衣子君 感染症対策室長 感染症対策室企画監 岸川 康博 君 妙佳 医療人材対策室長 峰松 君 薬務行政室長 斉宮 広知 君 国保・健康増進課長 川内野寿美子君 国保・健康増進課企画監 鶴田小百合 君 (健康づくり担当) 長寿社会課長 中村 直輝 君 長寿社会課企画監 香織 君 山口 (地域包括ケア担当) 障害福祉課長 降幸 君 佐藤 障害福祉課企画監 藤井 祥二 君 (精神保健福祉担当) 原爆被爆者援護課長 林田 直浩 君 こども政策局長 浦 亮治 君 こども未来課長 黒島 孝子 君 こども未来課企画監 村崎 佳代 君

川村

喜実

君

6、審査の経過次のとおり

こども家庭課長

午前 9時28分 開議

【千住委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関 係の審査を行います。

審査に入ります前に、新田福祉保健部長が本 委員会への初出席となりますので、紹介を受け ることにいたします。

【新田福祉保健部長】 私、 8月14日に着任を いたしました新田惇一でございます。

私、平成20年に北海道の医学部を卒業いたし まして、臨床研修医として勤務をいたしました 後に、平成22年より厚生労働省に入省いたしま

して、医政局とか様々な部署を経験させていた だいております。

また、外務省に出向して大使館へ駐在したりとか、あとは防衛省に出向したりとか、海外留学、そういった形で様々なところで勤務をさせていただいてきたところでございます。

このたび長崎に赴任をさせていただくこととなりました。しっかりと本県の皆様方の福祉、 保健、生活を重視したいというふうに思います ので、引き続き、よろしくお願いいたします。

【千住分科会長】 それでは、分科会による審査 を行います。

予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算議案の説明を求めます。

【新田福祉保健部長】福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の福祉保健部の2ページをご覧いただきたいと存じます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第69号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予 算(第5号)」のうち関係部分でございます。

歳入予算は、福祉保健部合計で42億1,195万 9,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で 44億1,572万2,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、2ページに記載のとおりでございます。

次に、補正予算の内容についてご説明をさせ ていただきます。3ページをご覧ください。

介護サービス等提供体制の確保について。

新型コロナウイルスの感染者等が発生した介護サービス事業所施設等が継続してサービスを提供するため、施設内療養や衛生用品の購入等の支援に要する経費として、10億4,613万1,000円の増を計上しております。

また、聴覚障害児支援中核機能モデル事業費につきまして、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、障害児と保護者に対し適切な情報や支援を提供することを目的とした協議会の開催、家族支援、巡回支援などの実施に要する経費として、999万5,000円の増を計上しております。

このほか、3ページ中段、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金返還金についての内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を 終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上 げます。

【千住分科会長】次に、こども政策局長より予算議案の説明を求めます。

【浦こども政策局長】こども政策局関係の議案についてご説明いたします。予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料のこども政策局の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第69号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予 算(第5号)」のうち関係部分でございます。

歳入予算、歳出予算ともに3,287万6,000円の 増となっております。

補正予算の内容をご説明いたします。

認定こども園の施設整備について。

幼稚園型認定こども園の大規模修繕や耐震整備等に要する経費として、3,287万6,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明 を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上 げます。

【千住分科会長】次に、長寿社会課長より補足

説明を求めます。

【中村長寿社会課長】補正予算議案につきまして、補足説明をさせていただきます。資料は、分科会補足説明、介護サービス提供体制確保事業でございます。右肩に「長寿社会課補足説明」と書いているものでございまして、分科会横長資料では3ページ、7ページ、11ページが該当いたします。正確には、新型コロナウイルス流行下における介護サービス提供体制確保事業費でございます。

事業概要につきましては、先ほど部長説明にあったとおりでございまして、介護サービス事業所に対する、新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の継続的なサービス提供の支援ということでございまして、令和3年度から、国の要綱に基づいて各都道府県と同じスキームで実施をしているところでございます。

2番目の補助対象経費も要綱に基づくもので ございまして、介護サービス事業所で要した人 件費等、職場環境復旧経費等、それから大きな ものは の施設内療養に要する経費で、定額で 補助をするようになっておりまして、前提条件 として医療機関とのしっかりした連携や、職員 が感染に関する研修などを受けている必要がご ざいます。

施設の療養者一人当たり1日1万円、最大で15 万円まで、それからクラスター発生日において は追加で1万円の補助がございます。

各種コロナ対策が収束する中で、重症化リスク者に対する支援は継続して必要だろうということで、10月以降も、金額は5,000円に変更になりますけれども、継続すると国から通知がきているところでございます。

今回の補正予算につきましては10億4,613万 1,000円計上しております。 理由につきましては、 に書いておりますとおり、感染状況等が不明確であったことと、各施設における当時の状況の把握に時間を要したことで、当初予算要求時に明確な予算額を見込むことが困難であった金額、上段に書いてある内訳の令和5年度の後半分、それから令和4年度実績の残り分について追加計上させていただいているところでございます。

これまでの実績は、4番に記載の補助実績の とおりでございます。以上でございます。

【千住分科会長】 次に、障害福祉課長より補足 説明を求めます。

【佐藤障害福祉課長】障害福祉課から、聴覚障害児支援の中核機能モデル事業費についての補足説明をさせていただきます。 聴覚障害児支援中核機能モデル事業につきまして、お手元にお配りしております資料に基づいてご説明いたします。

初めに「1.現状・課題」についてでございますが、本県の新生児スクリーニング調査を全市町で実施しておりまして、こちらは令和3年度の受診率が90%となっております。

また、聴覚障害児と認定されました0歳から6歳の児童につきましては、令和4年度において44名となっております。

新生児スクリーニング調査により判明した聴 覚障害児への支援として、乳児から保育、教育 まで切れ目のない適切な支援が必要であり、関 係機関が連携し、各症例に係る情報提供、支援 体制の構築等が必要でございます。さらに、離 島など社会資源が乏しい地域におきましては、 特に聴覚障害の発見後の療育支援や家族支援が 求められております。

次に、事業概要についてでございますが、聴 覚障害児の支援は、乳児からの適切な支援が必 要であり、また、状態像が多様になっております。本事業では、福祉、こども、教育の関係部局や、聴覚障害児支援の中核機能を有した民間医療機関、当事者団体等が連携した協議会を設置し、関係機関の連携強化を図ってまいります。そして、専門職のコーディネーターなどによる巡回支援及び当事者や家族間の連携強化のための研修会等の開催などを民間医療機関に委託して実施してまいります。

最後に、事業費は999万5,000円でございます。 以上で補足説明を終わります。よろしくご審 議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

【堀江委員】質問に入ります前に、課長の補足 説明資料をサイドブックスにアップしていただ いて、これはありがたいと思っています。ほか の委員会につきましては、課長補足説明資料は サイドブックスにアップされておりましたけれ ども、なかなか福祉保健部については、様々な 事情があってアップできないという状況があり ましたけれども、今回から紙だけではなく補足 説明資料としてアップされていると、委員会に 所属をしない議員も同じように情報が見られる ので、これは今後もお願いをしたいと思ってい るところです。

それで、69ページ、最後に障害福祉課長が説明しました聴覚障害児支援中核機能モデル事業について質問したいと思います。

るる説明がありました。聴覚障害児は乳児からの適切な支援が必要なので、そういう認識の もとに民間医療機関に委託をして実施をします ということですけど、事業概要の協議会を設置 することとか、研修会を開催するとかというの はこれまでもやってきたと思うので、要は、今 回の1,000万円を何に使うのかというのを平た く、もう少しわかりやすく説明してください。

【佐藤障害福祉課長】今回の聴覚障害児支援中核機能モデル事業費の内訳で主なものとしましては、コーディネーター等の報酬費について499万2,000円、協議会の設置等で59万6,000円となっております。あとは、ほかの旅費等の事務費ということになっております。

【堀江委員】 これは厚生労働省の10分の10の 予算ですけど、3年前、2020年も同じモデル事業を1,200万円で実施しております。同じく9月 定例会で委託をされたんです。3年前にも厚生 労働省の同じモデル事業を受けて、今回も受けるということで、これはモデル事業でないと実施できないんですか。当初予算で実施をするというふうにはならないんですか。

しかもモデル事業を2回も受けられるのかという疑問があるんですが、このモデル事業の取り方はどう取ったらいいのか、そこも説明していただけますか。

【佐藤障害福祉課長】 令和2年度もモデル事業ということで、国からの補助事業として実施しておりました。その時、同じような形でコーディネーターの派遣とかございました。令和2年度は、コロナ禍ということもあって、コーディネーターの派遣等が、実際には計画していたところができなかったということでございます。

今回、新型コロナウイルス感染症も落ち着いたところで、巡回支援等に力を入れてやっていくべきではないかということで、今回2度目になりますけど、国のモデル事業でやっていこうと考えております。

ここを国の事業ではなくて県の事業でという ところですが、ここにも書いておりますが、新 生児のスクリーニング調査等はやっていたんですが、なかなか療育のところまで県で取組をできていなかったところもございまして、今回のモデル事業で、療育の部分について取組ができればと考えております。

【堀江委員】聴覚障害児の支援の充実ということなので、もちろん反対ではないんですが、先ほどから出ている専門職のコーディネーターは、聴覚障害児であっても者であっても、それから先天的なものであっても、あるいは中途の方であっても、聴覚障害児のための専門職のコーディネーターは必要だと思うんです。これは通常の予算では確保できないんですか。今回の予算でないと確保できないということですか、その1点だけ教えてください。

【佐藤障害福祉課長】我々、県の方で、そこの 取組の事業を今までやれていなかったところも ございます。この事業については令和2年度に もあったんですが、国のモデル事業でのコーディネーター派遣というところが今回、中心にな るものと思っておりますので、そこは今回のモ デル事業をさせていただいて、その後、その辺 の効果は見ていきたいと思っております。

【堀江委員】モデル事業は単年度ですから、それで終わりじゃなくて、専門的コーディネーターが必要なんだと、その予算が必要であれば、私はぜひ、あらゆる形で厚生労働省に要求をして確保する、そういう対応もとるなどして、モデル事業はあくまで単年度になりますので、それを生かすような形で今後活用していただきたいというふうに思っています。そのことを要望して質問を終わります。

【千住分科会長】 ほかに質疑はありませんか。 【山本委員】長寿社会課の介護サービス提供体 制確保事業費で、確認ですけれども、補助対象 経費で、、とあります。令和3年度及び令和4年度の決算額の中で、例えば令和4年ですと9億4,800万円で、、、の内訳というか、何に一番かかったのかというのを確認しておきたいです。

【中村長寿社会課長】 明確な金額については、補助スキームが非常に複雑で、事業所も多岐にわたっており、正確には捉えておりませんが、割合としましては、 の施設内療養に要する経費、これは施設内利用をされた施設に対して、その必要となった経費のいかんに関わらず定額でございます。これが6割程度を占めておりまして、残りは の人件費のいわゆる残業の手当、コロナの対応で必要となった残業への手当や危険手当が多く、それらでほとんどを占めている状況でございます。

【千住分科会長】 ほかに質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しました ので、採決を行います。

第69号議案のうち関係部分は、原案のとおり 可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第69号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【千住委員長】次に、委員会による審査を行い ます。 議案を議題といたします。

こども政策局長より、総括説明を求めます。 【浦こども政策局長】予算決算委員会文教厚生 分科会でご説明いたしました予算議案を除きま す、こども政策局関係の議案についてご説明い たします。文教厚生員会関係議案説明資料、こ ども政策局の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第74号議案「長崎県子育て条例行動計画の変更 について」であります。

こちらは、長崎県子育て条例に関する取組を総合的かつ計画的に進めるために、令和2年3月に策定した「長崎県子育て条例行動計画(令和2年度~令和6年度)」について、国が定める基本方針に従い、市町がこども子育て支援事業計画の中間年における見直しを実施することなどに合わせて、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明 いたします。

まず、結婚支援事業の推進について。

長崎県婚活サポートセンター「あいたか」において、結婚を希望する方々の出会いをサポートするお見合いシステムに、8月15日からオンライン登録機能を追加いたしました。これにより、会員登録からお引合わせの申込みまで、自宅に居ながら行うことができるようになり、さらに利用しやすいシステムとなりました。また、オンライン登録機能の追加を記念して、通常は2年間で1万円の入会登録料を、半年間2,000円とするキャンペーンを行っております。この機会に、主に若い世代や窓口への来訪に抵抗のある方などの登録促進を図ってまいりたいと考えております。

今後も、出会いを提供できる社会環境作りに

つとめ、社会全体で結婚を応援する機運を醸成 することにより、結婚を希望する方々をサポー トしてまいります。

次に、3ページの中ほどでございます。 幼児教育センターの設置について。

本年7月1日に、幼児教育の質の向上を目指す 各種施策を総合的に実施する幼児教育センター を設置いたしました。センターには幼児教育ア ドバイザーを3名配置し、必要な育成期間を経 て、各施設への訪問を7月から開始したところ であります。訪問した園からは、「自園の保育 を客観的に振り返ることができて有意義だっ た」などの感想が寄せられております。

このほか、幼児教育・保育施設と小学校との接続を推進するため、幼保小連携推進協議会を6月に設置したほか、各保育者の役割や経験年数に応じて求められる資質、能力を明確化し、研修を体系的に整理するための育成指標を作成するなどの取組も進めてまいります。

今後とも、現場の保育者を支え、質の高い幼児教育の実現を目指して取り組んでまいります。 4ページをご覧ください。

ココロねっこフォーラムについて。

毎年7月をココロねっこ運動強調月間と定め、 県民の皆様の理解や参加促進を図っております。 その一環として、去る7月30日、県庁にてココ ロねっこ運動フォーラムを開催いたしました。

子どもの声を聞くということをテーマに、青 少年健全育成団体など約100人のご参加のもと、 大変熱心にご議論いただきました。

子どもや子育てを取り巻く環境が変わっていく中、今後とも関係団体や地域の皆様と連携、協力しながらココロねっこ運動を推進し、県民総ぐるみの子育て支援に取り組んでまいります。

子どもの貧困対策について。

支援が必要な子どもを早期に発見し、支援につなぐ仕組みを構築するため、こども食堂をはじめとする子どもの居場所づくりの拡大は喫緊の課題であります。

こうした中、先の6月定例会でご承認いただきました、こども食堂等への物価高騰対策支援につきましては、8月下旬から申請受付を開始したところであり、より多くのこども食堂等に支援が行き届くよう、引き続き周知の徹底に努めてまいります。

また、子どもの居場所のさらなる拡充に向け、 事業開始を希望する民間団体に対して、個々の 技術向上に取り組んできたところですが、今年 度から市町単位で研修会を開催し、居場所づく りに関心のある多くの団体等に参加いただいて いるところであります。

これらの取組を通じまして民間による子ども の居場所づくりを促進し、さらに横展開を図る ことで、各市町における子どもの貧困対策事業 の実施を促してまいります。

続きまして、文教厚生委員会関係議案説明資料(追加1)の2ページをお開き願います。

総合的な児童虐待防止対策の推進について。

去る9月7日に、令和4年度の全国の児童相談 所における児童虐待相談対応件数が過去最多を 更新したことが公表されました。

本県におきましては、昨年974件から11.3% 増の1,084件となっており、全国と同じく過去最 多となったところであります。相談内容別では 心理的虐待が最も多く、全体のおよそ6割を占 めております。

近年増え続ける児童虐待に対応するため、児童相談所におきましては、24時間365日相談に応じることができる体制の整備を図ってきたところでございますが、職員の支援技術の向上や

市町など関係機関との連携が非常に重要である と考えております。

そのため、児童相談所と市町の役割を明確にしたガイドラインの運用を開始するとともに、児童相談所に市町支援担当職員を配置し、市町との連携強化に取り組んでいるところであります。また、児童相談所職員の対応能力の向上や警察との連携強化を目的として、去る8月23日に警察と児童相談所による合同訓練を実施し、大変有意義なものとなりました。

今後とも、児童虐待に対して迅速、的確な対応を行うとともに、被虐待児童の保護支援等に 取り組んでまいります。

次に、元の資料、文教厚生委員会関係議案説 明資料にお戻りいただきまして、5ページをご 覧ください。

「新しい長崎県づくり」のビジョンの策定及 び長崎県総合計画の一部見直しについて。

「新しい長崎県づくり」を推進していくためのビジョンについては、5つの主な分野ごとに、概ね10年後のありたい姿とその実現に向けた施策の方向性などを掲げたビジョン素案をお示ししております。

このうち、こども政策局分では、こども分野におきまして、「働き方や交通・生活利便性の改善で子どものためのこども時間が1時間プラスされ、子どもが喜んでいます」というありたい姿の実現に向けて、働き方改革による共育て時間の確保と推進、コンパクトな子育て生活圏の整備などといった施策の方向性をお示ししております。

また、「安心できるこども場所が概ね徒歩圏内にあり、社会の応援も受けて子どもが笑顔で過ごしています」の実現に向けては、こども食堂など、子どもが快適に過ごせ、子どもの安心

を守るこども場所の充実、民間企業・団体等と の連携といった施策の方向性をお示ししており ます。

一方、総合計画につきましては、計画期間の中間年に当たることから、一部見直しを行うこととしており、今般、素案としてお示ししたところであります。

こども政策局におきましては、豊かな人間性など生きる力の基礎を育む幼児教育の推進として事業群を新設するほか、ながさき結婚・子育て応援宣言団体数ほか3件の数値目標について変更するものであります。

今後、県議会をはじめ県民の皆様のご意見を お伺いしながら、さらに検討を進めてまいりま す。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明 を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上 げます。

【千住委員長】 次に、福祉保健部長より所管事 項説明を求めます。

【新田福祉保健部長】今回、福祉保健部関係の 議案はございませんので、議案外の報告事項及 び主な所管事項についてご説明をさせていただ きます。

福祉保健部の文教厚生委員会関係説明資料2 ページをお開きください。

和解及び損害賠償の額の決定について。

こちらは、公用車による交通事故のうち、和解が成立いたしました1件、損害賠償事案2件につき、損害賠償金合計11万9,049円を支払うため、去る8月28日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症につきましては、 去る5月8日に5類感染症へ移行いたしましたが、 その後も県民の皆様に自主的な感染対策を行う 際の参考としていただくため、感染の動向や効 果的とされる感染対策などの情報発信を行って まいりました。

そうした中、7月以降、感染が急速に拡大いたしましたことから、8月7日に、感染症の専門家や医療機関、高齢者施設等の関係団体で構成する長崎県新型コロナウイルス感染症流行警戒連絡会議を開催し、幅広い医療機関による入院受入れや医療機関間の連携体制等について、再確認を行いました。

また、人との接触機会が増加するお盆の時期を迎えるに当たり、さらなる感染拡大による医療の逼迫が危惧されましたことから、8月8日に、5類移行後初めてとなる知事の臨時記者会見を開催させていただきまして、県民の皆様方に、基本的な感染対策へのご協力をお願いしたところであります。

一方、住民等に注意喚起を行うタイミングの 目安や呼びかけ内容が国から示されたことを踏まえまして、8月24日に本県における注意喚起の目安を設定、公表し、今後、毎週公表している定点報告数が30を超えた場合、あるいは入院者数が第8波のピーク時の半数である668人を超えた場合に、県民の皆様方に対し感染対策等を呼び掛けることといたしました。

ここで、文教厚生委員会関係説明資料(追加 1)の2ページをお開きいただきたいと存じます。

また、5類移行後の医療提供体制については、 9月末までを移行期間とし、10月以降は、確保 病床によらない入院医療体制への移行とするた め、確保病床の段階的な見直しを進めてまいり ましたが、先日、国から、冬の感染拡大を想定し、移行期間を3月末まで延長し、重症、中等症を中心とした入院患者に重点化して病床を確保することを可能とする方針が示されました。これを踏まえまして、本県におきましても、引き続き病床確保によらない形での入院受入れの促進を図りつつ、感染拡大時には機関や対象者を重点化したうえで病床確保を継続することといたしました。

現在、感染者数は減少傾向で推移しておりますが、今後も引き続き感染状況を注視しつつ、必要に応じて県民の皆様へ注意喚起を行うなど新型コロナウイルス感染症への適切な対応に努めてまいります。

続きまして、文教厚生委員会関係説明資料の 3ページをお開きください。

こども医療福祉センターの虐待疑い事案について。

昨年8月下旬から9月上旬にかけて、人事課が 実施いたしました全職員に対するハラスメント 実態調査におきまして、こども医療福祉センタ ーに勤務する看護職員が、入院・入所している 利用者に対して不適切な言動を行ったとの調査 回答がございました。

この調査回答の内容を確認していく中で虐待の疑いがあると認識したことから、令和5年6月、こども医療福祉センターは、児童福祉法及び障害者虐待防止法に基づき、県所管部及び関係市に通報をいたしました。

これを受けまして、6月下旬から、障害福祉 課及び監査指導課において、児童福祉法ほか関 係法令に基づく調査を実施しているところでご ざいます。

また、8月10日、11日の両日、保護者説明会 を開催いたしまして、事案の概要等についてご 説明をするとともに、利用者及び保護者の皆様への調査の協力をお願いしたところです。

県立施設において虐待疑い事案が生じたことを重く受け止めており、引き続き弁護士等の外部のご協力を仰ぎながら、早急かつ丁寧に調査を進め、調査結果を取りまとめたうえで必要な措置を講じてまいります。

その他の所管事項につきましては、長崎県手話言語条例素案について、国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館所蔵の被爆体験記調査について、「新しい長崎県づくり」のビジョンの策定及び長崎県総合計画の一部見直しについて、記載内容のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を 終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上 げます。

【千住委員長】 次に、こども未来課長より補足 説明を求めます。

【黒島こども未来課長】こども未来課より、第74号議案「長崎県子育て条例行動計画の変更について」、補足して説明いたします。

資料として、「長崎県子育て条例行動計画の変更について」、右肩に「課長補足説明資料1」と書いてあるものでございます。それから新旧対照表、同じく2でございます。変更後の計画本文、同じく3と記載しております。こちらの3種類を提出いたしております。このうち、補足説明資料1、「長崎県子育て条例行動計画の変更について」に沿ってご説明をいたします。

資料1、長崎県子育て条例行動計画についてでございますが、長崎県子育て条例行動計画(令和2年度から令和6年度)は、長崎県子育て条例が目指す、県民総ぐるみで長崎県の次代を担う子どもが夢と希望を持って成長できる環境を整

備し、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現のため、令和2年3月に策定したものであり、計画期間は令和2年度から令和6年度の5年間でございます。

2、変更の理由に記載のとおり、子ども・子育て支援法に基づく国が定める基本指針に従いまして、市町が計画の見直しを実施していることなどに合わせまして、今回、計画の変更を行うものでございます。

主な変更内容について、3に記載しております。本計画は、子ども・子育て支援法に基づく本県の子ども・子育て支援事業支援計画を兼ねております。教育・保育にかかる量の見込みと確保方策について、県内各市町が策定している子ども・子育て支援事業計画の数値を県全体で集計したものを基本として、本計画に記載をしております。

今回、子ども・子育て支援法に基づき、国が 定める基本指針に従いまして、県内各市町が計 画の見直しの検討を行った結果、9市町が見直 しを行うことに基づきまして、県の計画につい ても令和5年度及び令和6年度の数値を改定し ようとするものでございます。

また、2番目の変更理由としまして、現行計画を策定した後、新たな主要事業など現状に合わせた事業内容や指標等の修正がございます。

現在、こども施策を県政の基軸と位置づけまして施策を推進しているところであり、主要事業に係る施策について、計画に追加・修正を行うなど、所要の改正を行おうとするものでございます。

具体的な内容につきましては、提出しております資料2の新旧対照表、資料3の変更後の計画本文に記載のとおりでございますので、ご確認をいただければと思います。

なお、これまでの経緯といたしましては、庁 内関係部局や関係機関と協議のうえ、変更案の 検討を行い、令和5年7月に長崎県子育て条例推 進協議会を開催し、今回の案について、ご意見 をいただいたところでございます。

今回、県議会の議決をいただきました後、10 月に計画を公表する予定としております。

説明は以上でございます。よろしくご審議を 賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】以上で説明が終わりましたので、 これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 第74号議案の資料2の16ページ、新旧対照表を見ていただくと、これまでは就学前の全ての乳幼児を対象とした乳幼児医療費助成については、事業主体である市町と十分協議をしながら必要な支援を行うと。新旧対照表の左側、今度どういうふうになるかというと、就学前の全ての乳幼児を対象とした乳幼児医療費助成及び高校生世代を対象とした子どもの医療費助成については、事業主体である市町と十分協議しながら必要な支援を行う。

つまりこれは、今まで就学前の医療費の問題 については市町と協議をしてきました。そして 今後は、就学前及びということは高校生世代を 加えるということになりますね。

そうしますと、小学生・中学生世代について はどうなりますか。

【川村こども家庭課長】中身の記載の子どもの 医療にかかる件ですけど、今回の計画につきま しては令和6年度までの計画という認識であり まして、来年度までに取り組む方針の内容を記 載しているところであります。

子どもの医療費助成制度につきましては、厳 しい県の財政状況の中におきまして、市町と協 議を重ねて、今年度から18歳まで、全ての子ど もを対象とする、市町と連携した本県独自の制 度を開始したところでございます。

厳しい財政状況の中、高校生世代を導入した ばかりでありまして、現時点においては、対象 のさらなる拡大は困難な状況でありますけど、 引き続き、最終形ではないとの認識のもと、今 後取り組んでいきたいというふうに考えており ます。

【堀江委員】 これまで、さきの6月定例会もそうですけど、今の形が完成形ではありませんと、進行形ですというふうに、乳幼児医療制度、子ども医療費の助成事業については説明をしてきましたね。今度のこの計画は来年度までの計画なんですと、だから、当面は高校生世代までという答弁だったかと思います。

そうすると、今年もまだ残されていますから、 今年、来年度については、小学生・中学生世代 は検討の対象にならないと言っているんですか。 【川村こども家庭課長】小・中学生につきまし ても、確かに市町、ほかのそういった団体等か ら要望は受けています。そういったこともあり まして、市町とは協議会等を設けまして意見交 換は行っております。

ただ、現時点におきましては、まだ高校生世 代が導入したばかりでございますので、そちら を対応したいと考えております。

【堀江委員】 ちょっとしつこいようですけど、 この部分は、私にとりましては賛否の態度に関 わるんです。

今回の9月定例会の陳情でも、各市町から、 小学生・中学生世代も検討してほしいという要 望が出されているではありませんか。そうであ れば、令和6年度までの計画なのでと言いなが らも、どうして就学前と高校生世代と2つしか 主語をつけないのか、小学生・中学生世代もやるというふうにならないのか。

どんなに「完成形ではありません」と言って も、課長の答弁は計画と一緒に付いて回りませ んからね、計画は計画だけ回っていく。そうな った時に、市町からすると、当面は就学前の世 代と高校生の世代しかしないのかととられても 仕方がないと思うんですが、その点はどうです か。

【川村こども家庭課長】繰り返しになって申し訳ないんですけど、まずは高校生世代につきましてしっかりと検討していきたいと考えておりますので、行動計画の中では、最初に申し上げましたとおり令和6年度までの計画ということで、そこについて「及び」ということで今回、高校生世代を記載しております。

【堀江委員】 これは令和6年度までの計画です。 まずは高校生世代からということで、いずれに しても、令和6年度まで小学生・中学生世代に ついては検討ということが計画の中には入って いないと認識をしたいと思います。

そこで、あと3つぐらい質疑をしたいんですが、長崎県子育て条例行動計画、新旧対照表の24ページには、これまでなかったんですけれども、新たに、「県外在住の移住検討者に向けて、本県の子育て環境を分かりやすく情報発信をするほか、東京圏からの移住者に対する支援金について子育て加算を実施するなど、子育て世帯の移住の促進を図ります」と。

これは当然の文言ですが、「子育て加算を実施する」とありますね。子育て加算って、これは国の制度でしょう。長崎県のお金は入っていないでしょう。認識が間違っていたら教えてください。

要は、国がやりました、子育て世代の加算30

万円、今年は100万円になりました。その子育 て加算を実施すると、自分たちはお金を出さな いで、国がやった施策をそのまま計画の中に、 実施をすると書いていいんですか。来年までと 言いながらも、来年、予算が確保できるかどう か、わからないでしょう。

私が言いたいのは、国がやっている制度で長崎県は予算を出さないのに、「子育て加算を実施する」と書いていいのか、私は疑問です。答弁を求めます。

【黒島こども未来課長】計画中、移住に対する 子育て世帯への加算金に関する記載のご質問に お答えいたします。

長崎への移住に関しまして、現在、「ながさき移住ナビ」という情報提供のホームページに、 子育て世帯向けの情報のまとめページなど構築 しまして情報発信に努めているところでございます。

現在、本県への移住者の傾向といたしまして 40歳代以下、まさに子育てをされているような 若い世代が全体の約8割を占めているといった ことから、子育て世帯に対する移住促進施策を 充実することは重要であるという認識がござい ます。

委員のご指摘のとおり、本事業は、国が定めた制度に基づきまして、国費を充当して実施する事業ではございます。ただ、こうした認識のもと、県としても主体性をもって力を入れて実施をしております。市町に対しても積極的に活用を促しており、対象者に対する情報発信にも力を入れているところで、今回計画に掲載をしております。

【堀江委員】国の予算で子育て加算はある。それを、長崎県の計画の中に子育て加算をするというふうにつけるのは、自分たちのお金は出さ

ないのに、しかも、動きによっては来年度はわからない。もちろんそれはその方向でなると思うんですけど、私は、非常に甘い計画だというふうに思います。

次に、同じく資料2の27ページ、自立支援策の強化というところで、22歳という年齢を削除しているんです。この削除した意味はどういうことなのかということも確認したいと思います。教えてください。

【川村こども家庭課長】 今回、「原則22歳に達する日の属する年度末まで」ということを削除しております。これは、令和4年度の児童福祉法の改正によりまして、22歳の年度末以降も、居住費や生活費、そういったことの支援ができるようになっておりますので、そういった要素も踏まえまして、今回、「22歳に達する日」という表現を削除しております。

本県も、今年7月から社会的養護の自立支援 事業を開始して、22歳以降の方についても支援 するような形で取り組んでいるところです。

【堀江委員】今度は資料 で、認定こども園のことが書かれています。これは新旧対照表には載っていないんですけれども、31ページの数値目標で、認定こども園の設置数の目標値が、令和6年、来年度は177か所となっています。

そこで質問ですが、現在、認定こども園は何か所ですか。

【黒島こども未来課長】認定こども園の設置数につきましては、令和4年度末で187か所となっています。これが令和5年度当初の施設数となっております。

【堀江委員】 令和4年度で187か所、もう既に達成していますよね。それなのに、令和6年度で177か所と、計画はそのまま修正していませんね。

なんで今回、行動計画の変更をするのかというと、数値の変更をしますということがありますね。そうであれば、認定こども園は既に令和4年度の段階で187か所あって、なのに目標値の177か所は修正しない。どういう意味がありますか。

【黒島こども未来課長】認定こども園の設置数につきましては、委員のご指摘のとおり目標値は177か所でございますので、187か所で既に目標を達成した状況でございます。

目標値177か所の根拠でございますが、利用者に多様な選択を可能とするために、設定当初、 当時の中学校区に1つずつとして目標を設定したものでございます。

現在、187か所と、これを超えた状態ではございますけれども、市町において、教育・保育の利用の見込み、量の見込みと、その確保方策について、次期計画策定時にまた利用調査等を行いまして、調査結果に基づく確保方策を立てることになります。その中で、市町の計画との整合性を図りながら、利用者のニーズをつかんだうえで目標値を設定するか、修正するか否かを含めて検討してまいりたいと考えております。

【堀江委員】全体的な数としては、目標は既に 達成しているんだけれども、市町の状況がそれ ぞれありますので、そういう状況を踏まえて、 数そのものとしては今の段階でいくと、新たな 計画の段階で再度検討するということなんです ね。理解いたしました。 質問を終わります。

【千住委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】私も、補足説明資料 の7ページ、 妊娠・出産の支援の分で、不妊治療対策の充実 という項目で変更になっております。その資料 では、「不妊治療については、令和4年4月から 生殖補助医療が保険適用となり、医療費負担の 軽減が図られました」と、そこの保険適用が大きな要因として、この計画が見直されたと理解をしているわけですが、そもそも、今までやっていた不妊治療の補助の制度と、保険適用になったことで全てが解決したのかという問題点があるというふうに思うんですけれども、そのあたりの概要をまず教えてください。

【川村こども家庭課長】不妊治療制度につきましては、委員からお話がありましたとおり、令和4年度から、基本的な治療につきましては保険対象となりまして、保険適用にならない先進医療の部分につきまして、今回、5万円を上限として助成するということになっております。

ここにつきましては、利用者がどのくらいおられるのかまだわかっておりませんので、具体的に今の動向については把握をしていないところであります。

【深堀委員】体外受精など多くの標準的治療が 保険適用になって、一定、これまでの患者の負 担軽減は図られたわけですけれども、そもそも 県は、特定不妊治療費助成事業をやっていたわ けですよね。ここで、保険適用じゃなかったけ れども救われていたわけです。

そこでも救われなかった先進医療があった、 だから、保険適用になって、漏れていた先進医 療の分を支援するようにしたと理解していいで すか。

【川村こども家庭課長】 令和4年4月から、標準的な治療が保険適用ということになり、これまでは特定不妊治療ということで1回30万円までが助成対象になっていたんですけど、先進医療というところが保険対象から漏れておりますので、今回、そこについて救うということで助成対象とする事業をつくっているところであります。ですから、先進医療につきまして、これ

までの旧制度でも対象にはなっていたということになります。

【深堀委員】今の説明であれば、これまでの制度の中で先進医療も対象になっていたわけですから、そうであればですよ。今回、数値目標をなくしていますよね。これ、先進医療の分の新たな、令和5年度から取り組んでいる助成事業についてだって、これまでの実績があるわけであってね。そうしたら、これはちゃんとしっかり目標を立ててやるべきじゃないですか、どうですか。

【川村こども家庭課長】確かに特定不妊治療ということでこれまで実施をしている分につきましては、実績に基づきまして目標を600人としておりましたけど、先進医療の部分を今回、制度化しておりまして、そこを適用される方の数字をつかみづらいということもございますので、今後、実際に利用する方の状況等を踏まえたうえで、次期の行動計画でまた検討して、掲載等については検討していきたいと思っております。【深堀委員】わかりました。今は立てられないけれども、今後、そういった目標値の設定については考えていくということですね。

先進医療の助成事業自体も、これまで何回か 議会の中でもちょっと議論があったわけですが、 対象年齢、このあたりはどうなりますか。

【川村こども家庭課長】助成対象は、具体的には治療開始時に43歳未満であることと年齢制限をつけております。40歳未満の回数上限が通算6回まで、40歳以上43歳未満の方は通算で3回までと設定しております。

【深堀委員】これは今までも質疑があっている 中身ですけれども、年齢設定の理由というか、 基本的な考え方を教えてください。

【川村こども家庭課長】 国が43歳未満と年齢

制限を設けておりますので、これにならった形で、県としても43歳未満という制限をかけております。

国におきましては、出産自体は晩婚・晩産化に伴いまして不妊治療を受ける方の年齢も確かに上昇しておりますけど、一方で、高年齢での妊娠出産は、妊婦や生まれてくる子どもの健康影響リスクが高まる、妊産婦死亡率、流産率の上昇など、出産に係る確率が低くなることが医学的に明らかになっております。そういったことを国が示しておりますので、県といたしましても、国にならって43歳未満と設定しております。

【深堀委員】 今、細かく国の基準等々について の話がありました。それは当然理解します。

その一方で、実際に対象となる方々の気持ちというのはあるわけですよね。そういったところのいろんな意見、要望を把握していますか。 国が示している基準だからという決めつけではなくて、実際に対象となる人たちのお気持ちを把握したことがあるのか、ないのか、そのあたりを教えてください。

【川村こども家庭課長】何かの機会で把握をしているということはないんですけど、そういった声があることは確かに聞いております。

国の制度で43歳未満という制限もございますので、金銭的な負担は行えないんですけど、 県といたしましても、不妊治療をされる方は精神的な負担も大きいということはもちろん認識 しておりますので、保健所にある相談窓口とか、 LINEを活用した相談とか、そういった支援体 制の充実を図りまして、43歳以上で不妊治療を 望まれる方についてはサポートしていきたいと いうふうに考えております。

【深堀委員】 そういった取組を続けながら、今

後どうあるべきかというのは、やっぱり検討していくべきではないか、社会環境は変わっていますから。もちろん年齢制限をなくすことによって別のリスクもあると思います。何といいますか、安全ということ以外のリスクもあるとは思うので、そのあたりはお願いしたいと思います。

最後に、この支援事業を県がやっていますけれども、これは前にも話をしたことが何回かあるんですが、長崎県内の21市町で、それぞれの自治体が独自に特色を持った不妊治療の支援をやっている。特色があるから、それはいいんだけれども、同じ長崎県内に住んでいて、片一方ではこういった支援がある、片一方ではないということがどうなのかという観点で、今、制度が変わっていますけれども、それでも市町独自の助成事業として、松浦、壱岐、五島、南島原、佐々の5つの市町が、県の先進医療の補助に上乗せするような形でやっています。

これはいいことではあるんですけれども、本来、長崎県のどこに住んでいても同じように手厚く、こういった支援があるのが一番望ましいと私は思います。子どもの医療費の助成制度、高校生までしたというのは、私はそういう意味だと思うんです。

そこから考えた時に、今回の行動計画の中で、 そういう意図といいますか、意思は全く含まれ ていません。その点について、お考えをお聞か せください。

【川村こども家庭課長】今回、県で行う事業に つきましては、県内にお住いの方で条件に該当 する方は全て対象とする制度をつくっておりま す。

一方で、委員がおっしゃいましたとおり、市 町によりましては、それぞれの市町の状況とか、 子育ての施策とか、そういったことで独自に制度づくりをしているところもあります。そこにつきましては、各市町が事業に取り組む中で、ほかの市町にもご紹介するなど、そういった情報提供は県でしっかりやっていきたいと思いますけど、市町が独自にやっている部分についてさらに広げるということは、今の時点では困難かというふうに考えております。

【深堀委員】今すぐ市町全部というのは難しい のはわかっていますよ、わかっている。

だけど、こういう今の状況は正常なのかという考え方を持っておってほしい、長崎県なんですから。長崎県内21市町の、妊娠で困っている、悩んでいる人たちの支援制度が、ばらばらという言い方は不適切ですけど、長崎県が持っている制度よりも上増ししてやっている自治体が幾つかあって、本来、県がそこまで枠を広げられればいい。

子どもたちの医療費助成と一緒じゃないですか。中学生までやっているところもあったし高校生までもあった。だけど、長崎県内に住む子どもたちは皆、高校生までということで拡大したわけですよね。それと同じ発想でそういうことができないかと、ずっと問題意識を持っていてほしい。今すぐしてくださいとは言えませんけど、問題意識を持っていてほしいということで言っているんです。局長、どうですか。

【浦こども政策局長】ただいま深堀委員からご 指摘がありましたように、県内どこに住んでい ても安心して医療、あるいは福祉等を受けられ る環境づくりは大事、非常に重要な視点だと思 っております。

一方で、今、課長も答弁しましたとおり、財源の活用については様々、例えば過疎地域であれば過疎債という有利な財源があって、地域に

よって使える財源に差があるのも事実であります。

そうした中で私ども県としては、広域的な観点から、それぞれの市町が独自にやっている制度についてもつぶさに把握しながら、どういった水準までを県民の皆さんが求めているかという視点は、常にそこは考えながら、課長も答弁しましたように、必要なものについては横展開を図るような、市町の背中を押すような、情報共有であったり、あるいは必要な県からの取組の支援、そういったものにも力を入れていく必要があるというふうに考えております。

また、これを本当に県下全体にやるということになれば、それこそ国に対しての要望ということも併せて考えていく必要があると考えておりますので、そういったことを考えながら、今後、様々な医療面については、なるべく私ども県としては、どこに住んでいても安心して医療を受けられる、そういう体制に努めてまいりたいと考えております。

【千住委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【浦こども政策局長】先ほど、堀江委員からご 質問がありました、東京圏からの移住者に対す る子育て加算についてのご質問の中で、委員か ら全額国費というお話があったかと思います。

私、2~3年ほど前の記憶をたどっていて今の 答弁になるんですけれども、国のこの制度につ きましては、地方創生推進交付金を活用した制 度になっておりまして、国費は2分の1充当され ておりまして、残り2分の1は県あるいは市町の 負担ということで、一定そこは地方自治体の主 体性の判断にゆだねられる部分も財源的にはあ ろうかと思っています。

ただ一方で、そういう財源スキームではある んですが、ほとんどの都道府県が、おっしゃる ようにやっている状況ではございます。

【堀江委員】そうしますと、私の認識違いだったことはお詫びしますけれども、令和5年度から100万円になりましたね。それまでは30万円だった。

そうしたら、私は全部国が30万円、100万円 出したと思っているんだけど、長崎県としては 幾ら出しているんですか。この機会に教えてく ださい。その1点だけ。

【浦こども政策局長】 2~3年前の記憶をたど りながらで申し訳ありませんけれども、基本的 には国費2分の1、県が4分の1、市町が4分の1 というスキームになっているものと承知してお ります。

【千住委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質疑がないようですので、 これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第74号議案「長崎県子育て条例 行動計画の変更について」、反対いたします。

子ども医療費助成制度については、令和5年度の重点テーマです。高校生世代を償還払い方式で対応するという長崎県独自の制度が始まりました。

市町からも様々な意見、要望があります。「市町と十分協議をする」、当然ですし、そうしてほしいと思います。であるならば、計画は乳幼児及び高校生世代に限定せず、小・中学生世代も検討対象とすべきです。小・中学生世代を協議の対象とすると読み取れない計画になっておりますので、同意できません。

【千住委員長】 ほかに討論はありませんか。

【吉村委員】 なかなか辛いんですけどね、読み

取りづらいところはあると思います。しかしながら、私は、この第74号議案について賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと存じます。

本議案は、現行の計画策定から3年を経過しており、法に基づく国が定める基本指針に従い、市町が子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと等に合わせて計画の変更を行おうとするものであります。 その中身といたしましては、県内各市町の教育・保育の量の見込みの改定や、県における新たな主要事業など、現状に合わせた事業内容や指標等を修正するものであり、これらの改正は必要であり適当であると考えております。

一方で、子どもの医療費助成制度については、高校生世代を拡大したことから文言修正がなされておりますが、本改正案には小・中学生の拡大について、おっしゃるとおり触れられておりません。子どもの医療費助成制度のあり方については、今後とも市町等と協議をしながら進めることが必要ではないかと考えております。付帯決議を付して、第74号議案をとりあえず通してはいかがかということで、賛成の立場からの討論とさせていただきます。 以上です。

【千住委員長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに討論がないようですので、 これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしました ので、採決を行います。

第74号議案について、採決いたします。

第74号議案は、原案のとおり可決することに 賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

【千住委員長】 起立多数。

よって、第74号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ただいま可決されました第74号議案に対し、 先ほど提案がありました付帯決議につきまして、 浅田委員から付帯決議案の提出がありましたの で、配付させていただきます。

(付帯決議案配付)

【千住委員長】 それでは、浅田委員から、付帯 決議案について説明をお願いいたします。

【浅田委員】ただいま賛成をいただきましたけれども、私たちとしても、さらなるということで進展していただきますようという思いを込めて、付帯決議案を今からご紹介させていただきます。

お手元に配らせていただいておりますが、「長 崎県子育て条例行動計画の変更について」に関 する付帯決議案でございます。

知事、そのほかの執行機関は、「長崎県子育 て条例行動計画の変更について」に基づく事業 のうち、医療費助成については、市町とも一体 となってよりよい制度を目指していく観点から、 事業の執行に当たっては、次の点に十分留意し、 その運営に遺憾なきを期すべきである。

一、高校生世代までの医療費助成のあり方に ついて、市町とも十分に協議をしながら検討を 行うこと。

一、本来、医療費助成制度は、国の責任において整備すべきものであり、本県の取組状況なども示しながら、引き続き、国に対して強く要望していくこと。 以上、決議する。

【千住委員長】ただいま説明がありました付帯 決議案につきまして、ご質問はありませんか。

【堀江委員】 ちょっと確認させてください。この「高校生世代までの」ということは、乳幼児から高校生世代ということで、小学生・中学生

世代を入れているという認識でいいのか、しつこいようですけど、確認させてください。

【浅田委員】 今おっしゃいましたとおり、小・ 中学生も含めてという意味でございます。

【千住委員長】 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【千住委員長】ほかにご意見等もないようです ので、付帯決議案について採決をいたします。

第74号議案に対し、案のとおり付帯決議を付 すことにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【千住委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第74号議案について、案のとおり付 帯決議を付すことに決定されました。

なお、体裁の修正等につきましては、いかが しましょうか。

〔「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、委員長、副委員長に ご一任をお願いします。

次に、提出がありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【安藝福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料について、令和5年6月から令和5年8月分の実績をご説明いたします。

福祉保健部、政策等決議資料の2ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所 づけを行って実施する個別事業に関し、市町並 びに直接、間接の補助事業者に対し内示を行っ た補助金について、直接補助金は資料2ページ から118ページに記載のとおりであり、計554 件でございます。なお、関節補助金はございません。

次に、119ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件につきまして、資料 119ページに記載のとおりで、計2件であります。 次に、120ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、 県議会議長宛てにも同様の要望が行われたもの は、佐世保市等からの計6件であり、それに対 する県の対応は、資料120ページから144ページ に記載のとおりでございます。

続きまして、145ページをお開きください。

附属機関等会議結果につきまして、長崎県福祉保健審議会など計27件となっており、その内容につきましては資料147ページから173ページに記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

【黒島こども未来課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係資料について、ご説明をいたします。

資料の2ページをお開きください。

補助金内示一覧表ですが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、内示を行った補助金について記載をしております。本年6月から8月分の実績ですが、直接補助金が2件、関節補助金が1件でございます。

次に、4ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件について、記載のとおり1件でございます。

続きまして5ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、 本年6月から8月までに県議会議長宛てにも同 様の要望が行われたものについての県の対応状 況を記載しております。大村市、長崎県町村会等、要望書は5件となっております。それに対する県の対応状況は、5ページから18ページまでに記載のとおりでございます。

続きまして19ページをご覧ください。

附属機関等会議結果について、本年6月から8 月までの実績は2件ございまして、その内容に つきましては20ページから21ページに記載の とおりでございます。

以上で報告を終わります。

【千住委員長】 次に、障害福祉課長より補足説明を求めます。

【佐藤障害福祉課長】障害福祉課より、長崎県 手話言語条例(素案)についての補足説明をさ せていただきます。

長崎県手話言語条例の素案につきまして、お 手元にお配りした資料に基づいてご説明いたし ます。

はじめに「1.手話言語について」でございますが、手話は、音声言語と異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動きや表情などにより視覚的に表現される独自の言語であり、平成18年に国際連合総会で採決された「障害者の権利に関する条約」において、手話は言語であると定義されており、また、平成23年に改正された「障害者基本法」においても、手話が言語であることが明記をされております。

また、長崎県ろうあ協会は、本県の聴覚障害者7,688人の約1割に当たる800人程度が、手話を主なコミュニケーション手段として使用していると推計をしております。

続きまして、「2.条例制定の背景及び必要性」でございますが、手話は、ろう者にとって唯一の意思疎通及び情報獲得手段でございますが、手話に対する理解がいまだ十分に深まって

いるとは言いがたく、日常生活や社会生活を送る上で誤解や偏見を招きやすい状況となっております。

また、令和4年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定され、 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る 施策を総合的に推進することが求められており ます。

さらに、令和7年には長崎県で全国障害者芸術・文化際の開催を控え、障害者の社会進出及び理解促進に向けた関心を高めていく必要があることから、この機会を捉え、より一層の障害者の理解促進に向けた機運醸成を図ってまいります。

こうした背景等を踏まえ、ろう者とろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現を目指し、長崎県手話言語条例を制定することといたしました。

「3.条例制定に向けた取組及びスケジュール」でございますが、これまで条例の制定に向け関係団体と意見交換を重ねてきたほか、本年5月には「長崎県手話言語施策推進協議会」を設立し、素案の検討を行ってまいりました。

今定例会において素案をお示しし、県議会の ご意見を踏まえるとともに、今後、パブリック コメントや関係団体からの意見聴取を行い、2 月定例会で最終案をご提案したいと考えており ます。

素案の概要については、次のページをご覧く ださい。

素案につきましては、前文、目的、基本理念、 県の責務、市町との連携、県民・障害者関係団 体・事業者の責務、手話の普及に関する取組で 構成しております。

前文では、手話の位置づけ、背景などを踏ま

え、条例を制定する旨、記載をしております。

また、第1条では、ろう者とろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現目的として記載し、第3条において、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識のもと、手話の普及を図ることを基本理念として記載しております。

第4条には、県の責務として手話の普及に関する施策の推進、第5条には市町と連携した県民の理解促進、第6条から第8条には、県民・障害者関係団体・事業者の責務として、手話の普及に関する協力や、ろう者が利用しやすいサービスの提供に努めることなどを記載しております。

第9条から第17条にかけては、手話の普及に関する取組等を記載しております。具体的な取組につきましては、長崎県手話言語施策推進協議会にて意見を聴取しながら、長崎県障害者基本計画等に定め、他の施策と総合的かつ計画的に推進することとしております。

素案の詳しい内容については、添付の資料を ご覧いただければと思います。

以上で補足説明を終わります。

【千住委員長】 ありがとうございました。

次に、陳情審査を行います。事前に配付いた しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の 送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書につきまして、何かご質問はありませんか。 審査対象の陳情番号は、27、28、31、32、33、34です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、質問がないようです ので、陳情書につきましては承っておくことと いたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行

います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。 【吉村委員】 政策等決定過程ということで1点 だけ、佐世保地域の医師等医療人材の確保。

佐世保県北医療圏、ここはなかなか頭が痛い。 ぱっと見た目は、平均でいくと佐世保・県北は 10万人当たりの医師数は260.3で、そう低くも ないんじゃないのと見られるんだけど、佐世保 市以外の県北は131.7となっておって非常に低 い。だから、そこら辺を全部、佐世保で診らん といかんような部分もあるわけね。これが長年 の悩みなんだけど、なかなか改善されない。医 師の確保についても頑張ってもらっておるんや けど、特に産科医とか小児科医がいないという ことで、平戸、松浦、そこら辺からもね、二次 救急。

松浦は、県が一緒になって取り組んでくれたおかげで、伊万里にあったJCHO(ジエイコ)が建替えでどうするかと言いよる時に松浦に呼べたのよね。おかげで松浦地区の人たちは非常に助かって、佐世保市も助かる。二次救急医療をここで一旦止めることができる。それがそのまま、100%ポンと佐世保の三次救急に来られるとパンクしてしまう。

そういうことを考えると、県も積極的にまだまだ関わってもらって、「さらなる偏在是正に向けて検討していく」ぐらいじゃなく、抜本的に考えていくような言葉が欲しいなと思うんじゃけど、そこら辺についてご意見をお伺いしたいと思います。

【峰松医療人材対策室長】委員ご指摘のとおり、 医師確保につきましては、県全体で見ますと全 国的にも多い状況にございますが、地域別、医 療県別に見ていきますと、本土地区と離島地区 で、やはり本土地区の方が多いという偏在がございます。

本土の中でも、おっしゃるように佐世保・県 北医療圏につきましては、佐世保市と、平戸市 や松浦市を比較すると人口当たりの医師数に差 がある状況です。

そこで、現行の県の医師確保計画におきまして、医療圏内の中で局所的に医師が少ない地域につきましては、医師少数スポットと指定して、県として医師の確保を図っていくということを明記しております。

現在、現計画の見直しを行う作業もしておりますが、並行して平戸・松浦地区の医師が少ない状況について、市町から情報をいろいろお伺いしながら、特に平戸市と、医師確保策について検討をしているところでございます。

見直しの中では、県北も含めまして本土地区の中でかなり少ない地区がまだほかにもございますので、そういったところにも県として医師を派遣できるように、今後、市町と一緒に協議をしながら、医療体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

【吉村委員】そういうことでいいんだけど、令和6年度からの医師確保計画を今ご答弁いただいたんですが、その中で関係各市町との連携をもっと密にして、現場でどういうことに困っているのかというのを肌で感じていただいて、そして、佐々も入れると市町だけど、市町だけでは無理なこと、JCHOを呼んだ時のように、県も先頭に立ってお願いしますと言うていくことによって実現する可能性が出てくる。

昔、佐世保市の保健所長から話をいただいて、 まだ資料は持っとるんやけど、例えば福大医学 部の分院みたいなのを佐世保市に呼び込むこと ができんだろうかと、そうすると医療環境がが らっと変わると。そういうのをお願いするに当たっては、やっぱり県も一緒になってやってもらうと助かるんだけどと、可能性がないわけではないかもしれんけんね。

そういうことも含めながら、関係自治体と、 今後、令和6年度からの計画に向けて取り組ん でいただきたいと思います。よろしくお願いし ます。

【千住委員長】 ほかに質問はございませんか。 【宮本委員】私からも質問をさせていただきま す。先ほど吉村委員からありましたが、同じく 120ページの佐世保市からの医師等医療人材の 確保についてです。

医療人材については、先ほど吉村委員からもありまして、2の本市独自の医療人材確保事業に対する支援についてということで、県の対応が、縷々書いてあります。

2番につきましては看護師の確保対策でありまして、122ページには看護職員の就業状況が記載されています。令和2年と令和3年の実績でありまして、令和3年で県内就業515人のうち、佐世保市就業者は93人となっております。

確認できればと思うんですが、県内において 看護師の就業状況、もしくは新規就職状況で県 内でもばらつきがあるのではないかとちょっと 危惧するところです。

恐らく県北地域における医療人材、看護師も、特に佐世保については少ないんじゃないかと考えるんですが、長崎県内全体で見た時の偏在状況について、今わかっていることがあるならば教えていただきたいと思います。

【峰松医療人材対策室長】看護職員の就業状況 につきましては、隔年ごとに、2年に1度ずつ調 査がされており、現在就業していらっしゃる人 数を調査するものです。 新規でいきますと、求人に基づく就業状況になりますので、求人が少なければ、それだけその年の新規就業人数は少ないということになりますが、それについての資料や統計は持ち合わせていない状況です。

先ほど申し上げました調査結果でいきますと、 県全体といたしましては、全国に比べて長崎県 は多い状況になりますが、これは、病院数や病 床数に応じて看護師の配置数は決まってまいり ますので、やはり離島が少なく本土が多く、病 院が多い県南、長崎、県央は多い状況にござい ますが、実際、佐世保・県北は少ない状況にご ざいます。

【宮本委員】医師と同様に看護師も含む医療人材については、佐世保・県北医療圏はどうしても脆弱なところがありますので、それについては、県としても引き続き対応していただきたいことを要望させていただきます。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【冨岡委員】 1,000万円以上の契約状況一覧表の随意契約の部分でございます。タミフルカプセルの備蓄用の購入、そして物価高騰緊急支援に関わる支援金支払い審査等業務委託について随意契約となっております。この2つについてそれぞれ、必要性と許容性の観点から、随意契約となった理由について、お聞かせいただけたらと思います。

【斉宮薬務行政室長】薬務行政室におきましては、令和5年度のタミフルカプセル75の100カプセル単位の購入でございます。

この目的としましては、新たなインフルエンザが発生した際の対応という形で国が行動計画をつくっておりまして、その行動計画の中で、全国におきまして抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進めております。その中で人口案分さ

れた、長崎県では18万4,600人分の備蓄をして おります。これを備蓄している中で随時有効期 限が切れてまいりまして、その更新のために行 ったものであります。

随意契約の理由ですが、これは中外製薬が独占的に販売権を持って製造販売しておりますので、こちらで契約をさせていただいております。 【中村長寿社会課長】お尋ねの案件につきましては、6月定例会におきまして先議でご審議いただいた緊急支援でございまして、その際、受付開始予定日として8月というお話をして、もう少し前倒しできないかというご意見がございました。

その時は入札という形で考えていたのですが、できるだけ早く物価高騰の支援金を届けるということで、随意契約という形で緊急随契をさせていただいたところでございます。

実際の見積りは、そういった業務を緊急に対応できるような業者を3者選びまして、3者から見積りをいただいて一番安いところを選ばせていただいたということでございます。

実態として、6月9日に先議いただいた事業に ついて、7月18日から受付を開始することがで きましたので、随契の効果はあったものと考え ております。

【千住委員長】ほかにご質問はございませんか。 【浅田委員】 129ページの陳情・要望、長崎県 町村会からの要望について、確認をさせていた だきたいと思います。

これまでも介護職員の状況について様々な形でご質問させていただきましたが、これは後ほどで構いませんので、現段階の介護ロボット導入に対する補助金の現状を資料でいただければと思います。介護ロボットの中でも、多分一番使われているのが入浴介助とか見守りとか、い

ろいろ分かれていますので、その最新の情報を いただきたい。

報酬についても、ここでは一人当たり9,000 円前後の処遇改善がなされたと書かれておりますが、以前、公明党の議員からも質問がありましたが、実態としては職員それぞれに9,000円上がっているのではなくて、介護施設には掃除をする人、調理をする人、様々な方たちがいて、実のところ一人一人にはそれほどではなかったというような実情、現状が答弁で浮き彫りになったところであります。

そう考えると、長崎県内で2,000人以上が不足 しているところを埋めるには、ここに書かれて いる状況だけではまだまだ厳しいのではないか と思います。

この要望に対して、国に対して拡充要望も含め、もっともっと声を上げていただく必要があるのではないかと思っていますが、いかがでしょうか。

【中村長寿社会課長】当然ながら介護報酬によって、その給与の大部分が措置されていますが、現在、次期介護報酬の改定の議論がされております。こういった社会情勢に見合った賃金水準の上昇の検討は必要と思っておりますので、我々は今回、知事会の代表として介護保険の分科会の委員をさせていただいておりますので、その中でもそういう要望はさせていただいているところでございます。

抜本的な人材確保につきまして、現在、生産年齢人口が急激に減っている中では、このままなかなか厳しい状況が続くと思っておりますので、我々としては、若者への訴求という形での施策は、高校生等に対する魅力の発信、あるいは小・中学生に対する魅力の発信に努めております。

大きな点は、やはり生産性の向上というところでございますので、ここにも記載のとおり介護ロボット、あるいはICTの導入というところの予算に関しましては、今後しっかり確保していきたいというふうに考えているところでございます。

【浅田委員】ご努力いただいているのはありがたい部分ではありますが、やはり現場では、介護ロボットではどうしてもフォローできない部分の方が大多数というか、ほとんどです。その状況を考えると、特に長崎は、他県よりも高齢化率が進んでいる現状がございます。そういったところをしっかり受け止めていただき、知事は、訪問介護を経験したことが知事になった経緯ということをいつもいつも述べていますので、そういう意味においても、特段なる施策というか、そういう部分を、国だけではなくて県の方でもしっかり考えていただければと思います。

後ほど、資料についてはお願いします。また 別途質問いたします。

【千住委員長】 それでは、 資料の提出をよろし くお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】本来でいけば、この後に議案外 所管事務一般についての質問に移るんですが、 午後から総務委員会で請願審査がございまして、 堀江委員が退出されますので、先に意見書の審 査を行いたいと思います。順番をちょっと入れ 替えまして、意見書の審査を行いたいと思いま す。

公明党会派より、「ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める意見書(案)」の提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付を

お願いいたします。

(意見書案配付)

【千住委員長】 それでは、宮本委員から、意見 書案の提出についての提案趣旨説明等をお願い いたします。

【宮本委員】 それでは私から、「ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める意見書(案)」について、ご説明をさせていただきます。

まず、ブラッドパッチ療法とは何ぞやという ことで、ブラッドパッチ療法についてご説明を させていただきます。

脳脊髄液露出症という疾患、脳脊髄液減少症とも言いますが、病気がありまして、脳脊髄液というものがありまして、この液体は脳及び脊髄を守る液体であります。その液体は硬膜という膜によっておおわれて、皆さんの体にも存在します。

この脳脊髄液が、交通事故やスポーツ、落下 事故、暴力などの外部からの物すごく強い刺激 によりまして硬膜が破れて、そこから脳脊髄液 が露出してくる、これが脳脊髄液漏出症という 疾患です。脳脊髄液が露出したことによって、 様々な症状があらわれてきます。ものすごい倦 怠感、頭痛、激しい痛み等々が出てきます。

それに対して有効であるものがブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)というものであります。要は、破れた硬膜を、自分の血液を採って針などによって覆う、パッチ、貼付することによって、脳脊髄液の露出を防ぐものがブラッドパッチ療法であります。これが、平成28年より保険適用となったわけであります。

長崎県議会におきましても、平成27年に意見 書を提出させていただきまして、皆様の声を反 映し、国としても保険適用となったわけであり ます。

その結果、それまでは自己診療であったわけですが、保険適用となったことによりまして多くの皆様方が助かったという状況ではあります。しかしながら、様々治療を受ける、そしてまた研究が進むことによって、いろいろな問題が生じ、医療現場では混乱が生じている状況であります。

まず1つ目が、保険適用の要件に「起立性頭痛を有する患者であること」という文言がありますが、実は、起立性の頭痛を伴わない患者がいる現状があり、ここは保険適用とならない現状が出てきております。

もう1点、脳脊髄液の露出部分が頚椎とか胸椎部でも頻繁に起こるため、ものすごく繊細な治療法であるために、エックス線透視下でなければできない状況が非常に多くあると。エックス線透視下では今、新療報酬が定められていない、要はボランティアでされている状況であり、これを国に対して、評価をしてくださいということを求める意見書であります。

まず1つ目が、先ほど言ったとおり起立性頭痛を伴わない方もいるので、これを認めてください。「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」ということを付け加えてくださいということが1点。

もう1点が、ブラッドパッチ療法の診療報酬において、エックス線透視を要件として、露出部分を確認しながら、確実にスポットにその療法を行うこと、エックス線透視下に対する診療上の評価を求めてくださいと、以上2点を国に対して求めるものであります。

議員各位のご賛同を賜りますように、よろし くお願い申し上げます。

【千住委員長】ただいま宮本委員から説明があ

りました「ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める意見書案」につきまして、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、意見書案の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書案を提出することに、 ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「ブラッドパッチ療法(硬膜外自家 血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を 求める意見書案」については、提出することに 決定されましてた。

なお、体裁の修正等についてはいかがしましょうか。

〔「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、正副委員長にご一任 願います。

それでは、午前中の審査をこれにてとどめ、 午後1時30分より委員会を再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時29分 再開

【千住委員長】 会議を再開します。

午前中に引き続き、こども政策局を含む福祉 保健部の審査を行います。

議案外所管事務一般についてのご質問はございませんか。

【堀江委員】時間内で終わらせるようにします。 被爆体験者精神影響等調査研究事業、いわゆる 被爆体験者事業について質問したいと思います。

今年度から一部変更になっておりますけれど

も、一部変更になった内容とは何か、まず、こ こからお示しください。

【林田原爆被爆者援護課長】ご質問がございました被爆体験者精神影響等調査研究事業は、被爆体験によります精神的要因に関連する疾病及びその合併症について、本人の自己負担分の医療費を助成する制度で、平成14年度から実施しているものでございます。

制度の開始以来、助成の対象となる合併症の 追加など、徐々に制度の充実が図られてまいり ましたけれども、令和5年度は、これまでにな い大幅な拡充がなされたところでございます。

変更された内容としましては、大きく5点ご ざいます。

まず1点目としまして、一部のがん、胃がんであるとか肝がん、大腸がんなどの7種のがんが、新たに医療費助成の対象とされたこと。

2点目が、助成の対象となる精神疾患と合併 症の範囲が拡大をされたこと。

3点目が、被爆体験者精神医療受給者証につきまして、これまで3年ごとの更新が必要となっておりましたけれども、これが不要となったこと。

4点目といたしまして、1年に1回、精神科への受診をお願いしているところでございますが、この受診が難しい場合には、かかりつけ医から状況等を報告する書類を提出していただくことで、これに代えることができるようになったということ。

5点目が、転居により県外に転出される方に つきましては、これまで制度の対象外となって おりましたけれども、過去に転出された方を含 めて対象とされたこと。この5点でございます。 【堀江委員】長崎県内に在住の方は医療受給者

証があるんですけれども、県外に転出する際に

は医療受給者証を返還しなくてはいけないということで、長崎県内に住んでいたら助成を受けられるのに、どうして県外に行ったらそれが受けられなくなるのか、おかしいじゃないかと、 県外でもその対象にしてほしいという長年の要望があって、今回変更になった一つとして、県外の方も対象にできますというふうに変わった。

今回、私のところに相談があった一つの事例として、県内の親戚の方がそのことを知って、 県外に住んでいる方に、今は使えるんだよと、 県外にいる人も対象になるんだよということが あって医療受給者証を取ったという事例があっ たものですから。

そこでお尋ねなんですけれども、担当課としては、今回の被爆体験者事業に関わって、県外の医療機関の皆様へということで、様々な相談に長崎県として対応しますよということで、16県ですか、対象にしますということで、長崎市と長崎県と分けて、いわゆる問い合わせを受けるというふうになっているんです。

この他県よりの問い合わせがあったのか、あったとすればどれぐらいの件数か、教えてください。

【林田原爆被爆者援護課長】県外の医療機関からの問い合わせにつきましては、全てを記録していませんで、正確な数字を申し上げることはできないんですが、記録として残っておりますのは4件ございます。

その主な内容といたしましては、例えば医療費の支払い方法に関するもの、これは償還払いの手続はどうすればいいのかというようなお問合せ、助成対象となる疾患に関するもの、具体的には緑内障とか白内障とかは対象になるのかというようなこと。

あとは、診断書の作成に関することとしまし

て、申請を考えている方から相談があったけれ ども、精神疾患の症状が見られないけどどうし たらいいかというふうなご相談があったと記録 として残っております。

【堀江委員】 わかりました。

それから、今まで長崎県内に居住されていて、 そして県外に転出された人たちは、その住んで いるところから医療受給者証を申請すると思う んですけれども、そういう対象がどれぐらいい るかがわかるのか、また、そういう方たちへの 周知は、これはもちろん厚生労働省が基本だと 思うんですけど、どのように周知をされている のか、その2点を教えてください。

【林田原爆被爆者援護課長】この事業が開始されました平成14年度以降で、県外への転出に伴って受給者証を返還された方が16名いらっしゃいます。このうち転居先が不明な方、死亡が判明した方が8名いらっしゃいまして、これらを除いた残り8名の方に対しまして個別にお知らせを送付しております。

現時点で、この8名のうちの2名からお問い合わせをいただいておりまして、うち1名につきましては、具体的に申請を検討したいというお話がございましたので、申請書類等を送付している状況でございます。

【堀江委員】もう一つ。私の認識が間違いなければ、県外に居住しておられる方が、この医療 受給者証で受診した場合に償還払いとなると認 識しております。県内の場合は現物給付なんで すけれども。

県外に居住しておられる方は、同じように現物給付とならないのか、厚生労働省の動き等を 把握しておられたら、答弁を求めます。

【林田原爆被爆者援護課長】県外にお住まいの 方で、この事業の対象となる方につきましては、 委員おっしゃったとおり償還払いをお願いして いるところでございます。

現物給付を行うためには、まず、県と医療を 提供する各医療機関との間で、個別に医療費の 支払い等に関する事項を定めた契約を締結する 必要があり、また、県と国保連とか社会保険診 療報酬支払基金といった審査支払機関との契約 も必要になってまいります。

医療機関との契約につきましては、県内におきましては、主として県医師会とか県歯科医師会とかとの団体を通じた集団契約を行うことで、双方における事務負担の軽減を図っている状況でありますけれども、仮に県外におきまして現物給付とするためには、県外の多数の医療機関と個別に契約を締結し、それを毎年度更新していく作業が出てまいりまして、事務的に負担が大きいというふうに考えております。

また、もう1点、県外で現物給付を行うには、 各都道府県の審査支払機関の協力が不可欠となります。個別に審査契約に関する契約の締結も 必要になります。今回の被爆体験者事業のよう に地域が限定された医療制度を扱うには、新た にそれぞれでシステム改修などをしていただか ないといけないということで、取り扱う件数に 対して費用負担が大きいという課題もあると認 識をしております。

このような状況を踏まえますと、県外在住者への現物給付は困難かなと思っているところでございます。県外在住の方には、一時的な窓口の負担であるとか払い戻しの手続等、一定負担をおかけしますけれども、ご理解をいただきたいと思っているところでございます。

【堀江委員】被爆体験者事業について最後にしますけれども、広島の「黒い雨」の問題で、長崎も同じように対応してほしいということを随

分、長崎県と議会も挙げて国に要望しているんですが、長崎の「黒い雨」に遭われた方々への 救済について、現状はどのようになっているか ということをお聞きします。

【林田原爆被爆者援護課長】 長崎で「黒い雨」 に遭った方々の救済に向けましては、被爆地域 外で降雨があったことを示す可能性が考えられ る資料としまして、国立長崎原爆死没者追悼平 和祈念館が所蔵する被爆体験記、それと現在の 放射線影響研究所の前身でありますABCC、原 爆傷害調査委員会が当時実施した残留放射線と 降下物の研究成果、この2点について調査・分 析を行うよう、本年2月に国に要望したところ でございます。

このうち平和祈念館の被爆体験記につきましては、去る7月18日から調査が開始されており、現在は、8月9日に被爆地域外にいた人ということで抽出された3,744件の被爆体験記を祈念館の職員が1件ずつ読み込みまして、雨などの天候に関する記述とか、灰などの飛散物に関する記述を探してデータ化する作業が進められているというふうに伺っているところでございます。

もう一つのABCCの調査につきましては、厚 生労働省におきまして、アメリカに保管されて いる文書の捜索を行うことが決められまして、 現在、その捜索を委託する事業者の選定手続が 進められていると承知をしているところでござ います。

県としましては、これらの調査結果を足がかかりとしまして、事態の進展につながるものと期待をしており、早急に進めていただくよう国にお願いをしている状況でございます。

【堀江委員】今、説明がありました追悼平和祈 念館の被爆体験記の調査は、完了めどは出され ていますか。 【林田原爆被爆者援護課長】厚生労働省としましては、体験記の調査・分析について、1年程度が必要というふうな見解を示されております。 【堀江委員】いずれにしても、長崎で「黒い雨」に遭われた方々にも、広島と同じような対応をしてほしいというのは多くの強い願いでありますので、鋭意努力されていると思いますが、重ねて要望したいと思います。

2点目に、医療費の助成の問題で厚生労働省が、小学生から18歳未満への医療費助成を独自に行う自治体へのペナルティ、罰則としてこれまで強いてきました国民健康保険への国庫負担金の減額措置を廃止する、この方向を社会保障審議会の部会に示したという報道があるんです。要するに、子どもの医療費の問題で現物給付をやれば、国保への国庫負担金を減らす、私たちはこれをペナルティと呼んでいる。この部分については、就学前の子どもたちについては廃止をされているんですが、小学生、高校生の世代は、現物給付をすると国保への国庫負担金が減額されると。

この問題で国の動きがあったというふうな報道ですけれども、担当課として把握されている 状況があればお示しください。

【川内野国保・健康増進課長】 国民健康保険の 減額措置についてのご質問でございます。

これは、令和5年6月13日に閣議決定をされましたこども未来戦略方針におきまして、子ども医療費助成について、国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止するというふうにされております。

こども未来戦略方針には、廃止年齢とか時期 について明示をされておりませんけれども、去 る9月7日に開催されました社会保障審議会医 療保険部会におきまして、厚生労働省が、自己 負担や所得制限の有無など市町村による助成内容を問わず、高校生世代までを対象に減額措置を廃止すると表明されています。

それ以上の情報は持ち得ないんですけれども、 実施時期など、今後、国の予算編成過程におい て財政当局と調整されるというふうに認識をし ております。状況を注視していきたいと考えて おります。

【堀江委員】 財源、予算がかかることなので、 いつからというのはもちろんなかなか言えない だろうし、まだはっきりしていないと思うんで すが、いずれにしても国保のペナルティについ て廃止の方向というのは、ぜひ実現していただ きたいという思いで、ちょっと状況の確認をさ せていただきました。

最後に、こども政策局に尋ねたいと思うんですが、今、国もそうですけど、長崎県もそうですが、幸せのお手伝いという形で官製婚活を進めています。しかし、このことが多様な家族観の排除になるのではないかという意見もあります。私は、これも一理あるなと思って、今日は質問というか、どういうふうに考えておられるかという見解を尋ねたくて、ちょっと引用したいと思います。

例えば、結婚をテーマにしたテレビ番組の制作、電車内の動画広告など幅広い媒体で結婚の機運醸成が行われている。それにより「結婚、いいね」、「子ども持つのがすばらしい」という考えを社会のあらゆるところで目にしたら、子どもを持つ可能性がない人や、持ちたいと思っても持てない人や、性的少数者で異性との結婚という法制度に入りたくても入れない人にとって生き地獄ではないか、そういう政策はとるべきではない。

産む、産まないという決定はもちろん個人の

権利なんですが、それが軽視をされ、官製婚活という形で今、行政が、結婚をめぐることについて施策を進めているのはいかがなものかと。

実際に行うべきことは、結婚どころじゃないという非正規労働の人たちの生活の質を底上げして、誰でも無理なく子育てと仕事の両立ができる環境を整えることが必要ではなかろうかというご意見です。

長崎県も、県庁内にそうした施設というか部署を設けて、いわゆる婚活を進める対応ですが、そのことが、先ほど私が述べました多様な家族観というものの中でどうなのかという意見もあるんです。

いきなり「どうですか」と聞かれて「こうです」という答弁はないと思うんですけれども、こうした視点、ご意見、角度からの、こういう婚活に対する見方をご存じだとは思いますけれども、そのことについて見解が述べられるようでしたら、答弁を求めます。

【黒島こども未来課長】 委員ご指摘のように、 結婚する・しない、あるいは子どもを持つ・持 たない、そうした結婚、出産に関する選択とい うのは非常に個人的なものでございます。まさ に自由選択ということで、誰にも強制されるべ きではないものだということは大前提として認 識をしております。

そのうえでのことですけれども、例えば出生動向基本調査を見まして、男女ともに現在未婚の方の8割以上は「いずれは結婚するつもり」との回答をされている、あるいは未婚者の方に独身でいる理由をお尋ねすると、25歳から34歳の男女ともに「理想の相手にめぐり会わない」といった理由を挙げておられて、結婚したいが出会いがないといったような独身者の状況があるというふうに考えております。そのため、行

政がそこに出会いの機会を提供するとか、結婚 の希望が叶うような環境づくりをする必要性が あるとの認識に立っております。

ただし、繰り返しますけれども、結婚を希望するといったところは個人の自由でございますので、あくまでも結婚を希望する独身者を支援するものということで、自由選択に踏み込むところは考えておりません。

併せまして、先ほど、誰でも無理なく子育てと仕事の両立ができる環境を整える方が大切ではなかろうかというご指摘もあったかと思うんですが、確かに現在、国の方でも、こども未来戦略方針が6月に示されましたけれども、まずは若い世代の所得を増やす、あるいは社会全体の構造や意識を変えていくということが、全ての子ども子育て世帯をライフステージに応じて支援することと並べて必要な項目として立てられております。

県としましても、こういった国の施策と整合性を図りながら、必要な施策を検討していきたいと思います。希望どおりの結婚、妊娠、あるいは出産、子育てといったものを選択していただけるような環境づくりをしたいという思いで取り組んでおります。

【堀江委員】課長の答弁は、平たく言えば、「いやいや、私たちがやっていることは、あくまで結婚したい人の希望を叶えるためだけの施策なんです」と言っているんだと思うんだけど、問題は、そうした結婚を支援することが、子どもを産めない人とか結婚しない人をはじくことにならないか、そこをこういう意見は指摘しているのではないかというふうに思っているので、「どうですか」と言ったら、当然「結婚したい人を対象にしているんです」という答弁になる

かと思うので、今日は私も一つの提案として申

し上げて、論議というふうにはなりませんので、 私の持ち時間ももう1分を切りましたので、こ の内容につきましては、いずれかの時期に十分 な論議というか、意見交換をしたいというふう に思っています。以上で終わります。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。 【堤委員】手話言語条例について、お尋ねをし ます。

5月に、長崎県手話言語施策推進協議会を立ち上げて、8月にも会議をされているということですけれども、協議会にはどういったメンバーが含まれているのか、まずお尋ねします。

【千住委員長】 暫時休憩します。

午後 1時49分 休憩

午後 1時50分 再開

【千住委員長】 委員会を再開します。

【佐藤障害福祉課長】手話言語施策推進協議会は8名の委員で、身体障害者福祉協会連合会の会長、ろうあ協会、全国手話通訳問題研究会の長崎支部、日本手話通訳士協会、ろう学校と特別支援教育課と商工会議所連合会と県のこども家庭課がメンバーとなっております。

【堤委員】身体障害者福祉協議会、ろうあ協会 の方、手話の、すみません、後半の部分がよく わからなかったんですけど。

【佐藤障害福祉課長】日本手話通訳士協会、ろう学校、教育庁の特別支援教育課、商工会議所の連合会と県のこども家庭課です。

【堤委員】 ありがとうございました。

手話言語条例は大事なものと思うんです。「長崎県手話言語条例(素案)について」という資料がありまして、その後に素案の概要版が示されています。第1条から第17条で、附則がついています。

それぞれの条文を見ますと、大事だなと思っているのが第9条で、基本的な計画において手話の普及等に関し必要な施策について定めて計画的に推進するとか、手話言語施策推進協議会の意見を聞かなければいけないということ。

そして第10条で、手話を取得する機会の確保 等ということで、「聴覚障害のある人が乳幼児 期からその家族等と共に手話に関する情報提供 を受け、手話を獲得し、又は習得することがで きる機会の確保に努めるものとする」、第11条 では、県民が「手話を学ぶ機会の確保等」と、 そういったところは大変大事ではないかと思っ ています。

午前中に、予算審議の中で聴覚障害児支援中 核機能モデル事業がありました。その中で、乳 児から保育、教育までの切れ目のない適切なる 支援が必要であると、情報提供や支援体制の構 築が大事ということ、それから離島部などの療 育支援や家族支援が必要と、そういうことがモ デル事業の中に含まれていました。

お聞きすると、聞こえる親御さんのもとに聞こえない聴覚障害の子どもが誕生するケースが非常に多いと。そうすると生まれた時からの適切な支援が大事ではないかと思っていますので、この第10条、乳幼児期から家族らとともに手話に関すると書いてあるところは非常に大事かなと思っています。

条文のところはそんなふうに思うんですけれども、一つ引っかかるのが前文です。前文が、既に手話言語条例ができている他県の前文とほぼほぼ一緒で、それを長崎県に置き換えただけの表現になっているのではないかと思います。ここのところはどういうことでしょうか、お尋ねします。

【佐藤障害福祉課長】長崎県の手話言語条例で

すが、実は、全国ではもう36県で条例が制定されております。九州でも長崎以外は手話言語条例が制定されておりまして、長崎は九州の中では最後になっております。当然、ほかの県の条例も参考にさせていただきながら、協議会の中で、この前文について作成をしているところでございます。

【堤委員】ある方にお聞きしたら、最初は前文はありませんでしたというお話でした。後からこれが付け加えられたと聞いているんですが、参考にしてというようなレベルのものではない。丸っきり、丸ごと持ってきて、それを「長崎県では」とか、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」と条例の名前を長崎県版に変えただけというようなことで、ほかの部分はほぼほぼ、一言一句一緒というのは、ちょっと納得がいかないという思いがあります。

それから、参考にしたと言われる県の前文も、 私はちょっと引っかかるところがあったもので すからね。ここのところは、本当にあまりにも 安易過ぎないかなと。書きぶりというか、何と 言いますか、前文で理念とか今までのことなど を触れると、同じような表現、内容になるかと 思いますけれども、文章としてつくった時にほ とんど一緒というのはちょっとあり得ない。安 易に転用したような、そんな気がするんですけ れども、いかがでしょうか。

【佐藤障害福祉課長】先ほども答弁しましたが、 参考にというところでございますけれども、長 崎県手話言語施策推進協議会を今後も開催する 予定にしておりますので、その中で、先ほどの 委員の話も含めて協議をさせていただければと 思っております。

【堤委員】 ぜひ、もう一度、最初のところから 見直しをしていただきたいと思います。 今まで手話は軽んじられてきた歴史があり、 その後、大切に扱われ尊重されるようになって きた経緯もありますし、そういったところをし っかり踏まえながらですね。

条文がきちんとあれば、そこが一番大事なところだとは思うんですけれども、この前文のところで、どうしてこの条例をつくるかというようなこと、理念とかをうたうことも大事だと思いますので、おろそかにしないでいただきたいと思います。

手話について、私がすぐ思い出すのは、20年 ぐらい前になりますか、去年亡くなったろうあ 被爆者の山崎栄子さんが、平和祈念式典の「平 和への誓い」を手話で、被爆者の思いを手話で 伝えられたのをテレビで見た時に、手話という 表現方法がいかに豊かで、本当に大切な言語の 一つであるという認識を実感させられたという か、そういうことを非常に強く感じました。

原爆が投下された時に、それが何であるかという情報がなかなかわからなくて、後になってからそういうことを知らされたとかですね。そういう中でろうあ者の皆さんが、被爆者の苦しみと合わせて、そういったところの悲しみ、苦しみというものもしっかり伝えていただいた、あの平和祈念式典での被爆者代表としての言葉は、すごく重みがあったと思っています。

それから、佐世保市が2018年、平成30年に手話言語条例を制定しました。割と県内では早かったと思うんですが、条例ができて、どう変わったか、佐世保市内で手話についての普及啓発が進んだかというと、残念ながら、あまり私は感じていません。手話通訳者の養成講座などは今もされていると思うんですけれども、以前あった一般市民への手話を学ぶ講座などが今は開設されていない状況です。

そういうことで、条例を作った後にどう取り 組むかということが非常に大事だなと思うんで す。そもそものところからしっかりと検討して 進めていただきたいと思っていますので、前文 のところは、ぜひ再考をお願いしたいと要望し て終わります。

【千住委員長】ほかにご質問はございませんか。 【宮本委員】 それでは、議案外の質問をさせて いただきます。

まず福祉保健部からです。1点目が、薬剤師 確保対策についてお尋ねいたします。

午前中に看護師の偏在について、ちょっと質問させていただきました。同じように医療人材の一員の薬剤師についても地域偏在は出ていると承知しております。前回、福祉保健部所管計画の策定スケジュールの中で薬剤師確保計画が出てくるようになったとお聞きしました。やっときたな、という思いですが。

そもそも薬剤師確保計画は、薬剤師確保計画ガイドラインが本年6月に厚生労働省で策定されてから進んでいったものと理解をしておりまして、そもそも国でも令和3年から、薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会取りまとめというものの調査が進められて、その公表の中で薬剤師についても、勤務先の業態の偏在とか地域偏在が問題となっていて、それらの取りまとめがなされた結果、薬剤師確保計画ガイドラインというものが出てきたというふうに考えております。

長崎県内でもやっぱり薬剤師が不足していて、 地域によっては非常に厳しいところ、充足して いるところ、様々あろうかと思います。初とな る薬剤師確保計画を策定していくとお聞きして おりますが、薬剤師確保対策の強化、地域偏在 問題に対して、県としてどのような対策を講じ ていくのかをお聞きいたします。

【斉宮薬務行政室長】本年度策定予定であります長崎県薬剤師確保計画につきましては、委員よりご説明がありました、国発出の薬剤師確保計画ガイドラインに沿った内容で、現在、策定作業を進めております。

このガイドラインは、各地域の薬剤師の勤務 状況について、全国都道府県別、また医療圏別、 薬局薬剤師、病院薬剤師の業態別に、偏在指標 を用いて評価がなされています。

県の状況です。医療圏別に見ますと、長崎県 医療圏では比較的多くの薬剤師が存在していま すので高い数値となっておりますけれども、他 の医療圏では、離島を中心に低い値が出ている ところもあります。また、業態別では、薬局薬 剤師よりも病院薬剤師の数値が低い、足りない 状況にあるという結果も出ております。

計画の策定に当たりましては、まずは県内の薬剤師の状況をしっかりと把握したうえで、これらの問題や課題解決を図るために、県内における薬剤師の確保や、委員がおっしゃいました地域偏在の解消を目的とした対策について、県薬剤師会や県病院薬剤師会、また県内の薬学部を持つ大学の関係者の方々、有識者の方々を含めて意見を伺い、協議を重ねながら、この契約の策定と対策事業の構築に向けて作業を進めていきたいというふうに考えております。

【宮本委員】中心部では多くて、離島とか半島、 そして県北地域ではちょっと少ないと、そして 病院薬剤師が少ない現状があることを確認させ ていただきました。

今回の長崎県薬剤師確保計画をつくるに当たって、今から具体的な案等が出てくるかと思いますので、また次回の委員会でも様々議論をさせていただければと思います。薬剤師不足は顕

著で、私も、回れば回るほど、「どなたか知りませんか」というお声を聞くことがあるので、それに沿って、充足するような計画であることを願いつつ、また次回、お聞きをさせていただきます。

次に、第8次長崎県医療計画についてお尋ね をいたします。これは前回の委員会でもちょっ とお聞きしました。今のうちにと思って、ちょ っと議論させていただきます。

次の医療計画から、5疾病5事業が5疾病6事業になると、その中に新興感染症が追加されるとお聞きしております。まさに新型コロナウイルス感染症を経験して、今後、国全体として、そして県としても、新興感染症、新しく出てくる感染症に対しても対策を講じていく必要があるからかと考えております。

次期長崎県医療計画でも、具体的に新興感染 症対策について強化といいますか、概要を踏ま えて強化する対策を盛り込むべきと考えますが、 これについて見解をお聞きいたします。

【長谷川感染症対策室長】次期医療計画につきましては、県としましても新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえまして、新興感染症発生・蔓延時における医療について盛り込むこととしております。

また、昨年、感染症法が改正されまして、県が平時から新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行いまして、その役割や機能に応じた感染症対応に係る協定を締結することや、県が感染症予防計画を改定して、入院、外来医療、自宅療養者等への医療の提供、後方支援及び医療人材派遣に関する体制の充実を図ることが求められております。

そのため県では、医療関係者や保健所設置市などの関係機関で構成します連絡協議会を立ち

上げまして、感染症予防計画の改正に向けて、 現在、協議を進めているところです。

次期医療計画に盛り込む新興感染症への対応 につきましては、予防計画との整合性を図るこ ととされておりまして、予防計画と併せて検討 を進めまして、新たな感染症が発生した場合で も円滑に対応できるように準備を進めていると ころです。

【宮本委員】現在検討中ということです。この 項目についても、次の委員会でも様々議論させ ていただければと思います。

今回のパンデミックを経験して、日本とか長崎のみならず全世界が非常に苦慮したことでもあるので、前回の委員会では新興感染症が蔓延した時の医薬品の流通体制についてお聞きをさせていただきましたが、県内において長崎大学は感染症としては最先端の研究をされているので、しっかりと計画を練っていただきたいと要望させていただきます。

それと、ちょっと細かい疾患対策になるんですが、医療計画、そして健康ながさき21の計画についてです。個別の疾患になりますが、CKDとCOPD、慢性腎臓病と慢性閉塞性肺疾患の対策の強化についてお尋ねをしたいんです。

CKD、慢性腎臓病については、県医療計画でも詳細にわたって盛り込まれていて、長崎県は全国に比べると物すごく進んでいる地域であることは確認させていただいたところです。やり取りの中でCOPD、慢性閉塞性肺疾患も県医療計画に盛り込むことができませんかとお尋ねしたところ、早急にはできませんというお話をお聞きしたところです。

しかしながら、どちらの疾患も、県民への周 知対策は次期医療計画、そして健康ながさき21 でも盛り込むべきと考えておりますが、まずは 県民への周知対策についてお聞きをいたします。 【加藤医療政策課長】 まずはCKDについての 周知の関係でお答えをさせていただきます。

医療計画には、県と市町一体となって周知活動、啓発活動をするとうたっています。

県の取組といたしましては、CKD糖尿病対策 検討委員会というものを立ち上げていまして、 専門家の皆様から意見をお聞きしながら対策を 推進しております。

主に3つ取り組んでいまして、1点目がCKDシールの普及、2点目が健診からかかりつけ医、かかりつけ医から専門医へのつなぎのための紹介基準、3点目がどこで受けられるのかというリスト作成でございます。

1点目のCKDシールというのは、シールをお薬手帳に貼って、みんなで共有していこうという取組です。これにつきましても、県は、民間企業と連携しながら研修会とか講習会の活動をやっていまして、市町も、市町の広報誌などで普及啓発をしていただいている状況でございます。

2点目の適切な医療にかかっていただく取組ですが、昨年度、病診連携基準を改定いたしまして、検診の結果、こういう検査の値だったらかかりつけ医を紹介してくださいと。かかりつけ医は、またさらに悪化してこういう検査の状態になったら専門医に紹介してくださいというチラシをつくりました。そのチラシを各市町、医療機関に配布をして周知徹底を図っている状況です。

あと、どこにかかればいいのかというのがわからなければいけませんので、昨年度調査をいたしまして、腎臓専門医がいる医療機関はここですと、腎臓の検査ができる医療機関はここですというリストを作成いたしまして公表してい

ると。

こういった3つの取組で進めているところでございまして、新たな医療計画でも当然推進していくように考えております。CKDについては以上でございます。

【鶴田国保・健康増進課企画監】慢性閉塞性肺疾患、COPD対策につきましては、現行の長崎県健康増進計画、健康ながさき21におきましても、認知度向上に向けCOPDに関する情報提供を行うことを明記しており、保健所や市町、学校等を通じて啓発資材の配布などを行っているところでございます。

なお、今年度策定いたします次期計画におきましても、引き続きCOPDに関する認知度向上を図るとともに、COPDは主として長期の喫煙によってもたらされることがわかっておりますので、禁煙支援や早期発見、早期治療につなぐための医療機関受診の周知啓発に取り組んでいくこととしております。

【宮本委員】 詳細にありがとうございました。 COPDについてもう1点ですが、健康ながさき 21の中間取りまとめを見ると、認知度の割合で 40%であると、最終目標は80%で今は半分程度 であることを確認したんです。死亡率は70歳以 上でかなり上がってきて、もっと普及啓発が必 要であると考えております。

提案なんですけど、認知度の割合についての目標も大事かと思いますが、COPDによる死亡率の減少を目標として設定して、より見える化に取り組む方向性で次期健康ながさき21に盛り込むことはいかがかと考えますが、それについてはいかがでしょうか。

【鶴田国保・健康増進課企画監】委員のご指摘のとおり、COPDの死亡率を減少させることは 大変大事だと思っておりますので、国の運動づ くりプランであります健康日本21第三次にも、 そのように目標を立てることが明記されていま すことから、県の計画におきましても目標とし て設定してはどうかと検討しているところでご ざいます。

【宮本委員】ありがとうございました。ぜひ新たな目標設定にCOPDによる死亡率の減少と明確にして、県でも非常に苦しんでいる患者さんがたくさんいらっしゃいますので、より深く対策を講じていただきたいと改めて要望させていただきます。

もう1点、健康長寿延伸プロジェクトについて、ちょっとお尋ねしたいんです。実はこれは学事振興課でもお聞きした事項なんですけど、詳細は割愛させていただきますが、再度お尋ねいたします。

五島市で行われた健康寿命延伸プロジェクトについて、学事では、協定がありますということで、そこの了解をいただいて各市町に展開できるかどうかというような答弁だったと記憶しているんです。これは、やはりそれがないとできないのか、そもそも、今回のプロジェクトを通して各市町で展開する必要性があるのではないかと、改めてお聞きをさせてください。

【鶴田国保・健康増進課企画監】こちらの包括 連携協定におきましては、このたびの調査分析 結果に基づきまして、県立大学と森永乳業様に おいて、栄養改善や運動を組み入れた市民参加 型プログラムなど、健康づくりの実践モデルが 構築されることになっておりまして、それが公 表された場合には、実践モデルの効果を見なが ら、県の役割として県内市町に横展開できれば というふうに考えております。

【宮本委員】公表できるかできないかという判断は、どこがするのかを教えてください。

【鶴田国保・健康増進課企画監】こちらの調査研究につきましては、県立大学と森永乳業様の2者で調査分析を行うことと、その結果についての取り扱いにつきましても、その2者で行うこととなっておりますので、そこの判断を待って、こちらでは市町への横展開を考えるものと認識しております。

【宮本委員】やはりそうなるんですね。言いたいことは、森永乳業と県立大学だけの研究になっていないのかなということなんです。

ちなみに県費は、学事でちょっと聞いて不明 だったんですが、このプロジェクト自体に県費 は幾ら入っているのか、わかりますか。

【鶴田国保・健康増進課企画監】 福祉保健部に おきましては、特に予算化はしていないところ でございます。

【宮本委員】 わかりました。 県立大学にはいってるんでしょうね、 と思うんですが。

学事にも言ったんですけど、そのデータは大きいかと思うんです。そのデータが2者だけに 共有される取組であっていいものなのかなというのが疑問点であります。長崎県も5者の中に は入っておりますから、横展開ができるものと 考えていたので、どう言ったらいいんですかね、 ぜひ横展開をしていただきたいと思いますし、 研究のためだけのプロジェクトになっていると、 何のためかなと思うんです。

そこについて県としては、協定をしたうえで 開始したので、もう仕方ないんでしょうけど、 取りかかりについて何か疑問点とかありません でしたか。

【鶴田国保・健康増進課企画監】連携協定を締結する前のやり取りにつきましては確認をしているところでございますが、その当時の話では、 県は、協定を締結するに当たって、2者で行わ れた調査結果分析に基づくプログラムが展開された時の側面的支援を行うというところで合意したというふうに伺っておりまして、当初のスキームとして私どもは、2者の調査結果を待ってから支援していくと認識をしているところでございます。

【宮本委員】 わかりました。というか、承知せざるを得ぬ状態でしょうけど、わかりました。 そういったことで開始されたと認識をいたしますが、また次の機会でも追及させていただければと思います。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【湊委員】今回の一般質問の答弁でもあったんですけど、長崎健康づくりアプリ「歩こーで!」について、ちょっとお尋ねいたします。

ダウンロード者数が3万7,000人を超えて、とても順調だと伺っております。そこで、このアプリについて、もう一度改めて詳しく教えていただきたいと思います。機能についてですね、よろしくお願いします。

【鶴田国保・健康増進課企画監】 ながさき健康 づくりアプリ「歩こーで!」の機能についての お尋ねでございます。

こちらは、1日の歩数や消費カロリー、総距離などが表示されるほか、楽しみながら健康づくりを行っていただけるように、歩数のランキングも表示しております。また、日々の体重、血圧や健診の受診日、野菜摂取や減塩など、生活習慣改善の取組チェックの記録ができまして、県や市町で開催する健康に関するイベントをお知らせしながら、参加者にはポイントを付与することとしております。

また、たまったポイントにつきましては地域 の協力店で利用ができるほか、ポイントの利用 で、2か月に1回開催いたしております県産品プ レゼントに応募することが可能となっておりま す。

【湊委員】歩きながらポイントがたまって、そのポイントを県産品の抽選とか県のサービスに使える、とても魅力的なアプリだと思っているんですけれども、私の身近な人に聞くと、このアプリの存在を知らなかった人たちが多くてですね。

広報活動はどのようにやっているのか、具体 的に教えください。

【鶴田国保・健康増進課企画監】アプリに関する広報につきましては、新聞広告やテレビCM、動画配信サービスでのCM、SNSなどに加えまして、庁内他部局と連携いたしまして、新幹線1周年イベント、教会群の世界遺産登録5周年関連イベントなどの県のイベントとか、あとは民間企業のウォーキングイベント、野菜摂取イベントといった健康関連イベントで行っておりますほか、市町にもご協力いただきまして、健康関連イベントでの周知をしていただいているところでございます。

【湊委員】 いろんなやり方で、いろんな方法で 広報活動をされていることは承知いたしました。

元サッカー日本代表の大久保嘉人さん、すばらしい輝ける笑顔でですね、スペシャルサポーターにしてくれています。

そういうところで私がちょっと疑問に思ったのが、3万7,000件ダウンロードを超えていて、私はアイフォンを使っているんですけど、アップストアで口コミが16件しか、今日の昼にはなかったんです。そういうところで口コミを増やす努力をしていただきたいと思っているんですが、そちらについてはいかがでしょうか。

【鶴田国保・健康増進課企画監】 現在、マスメディアの広報が中心になっておりますが、確か

に委員のご指摘のとおり、口コミにつきましては、広がり出すと県で働きかけを行わなくても 人から人へと自動的に魅力が伝わっていきます ので、有効な手法だと考えております。

口コミではございませんけれども、アプリから友達紹介ができる機能がございまして、LINEなどのSNSでお友達にアプリをご紹介いただきますと、1日1回、50ポイントを付与しておりますので、この機能をまずは広く周知していきたいと考えております。

広報に当たりましては、長崎PR戦略課と連携 しながら、効果的な情報発信に努めていきたい と考えております。

【湊委員】私自身もこのアプリを使って、ランキングは2万位ぐらい、まだまだ下の方なんですけど、健康増進のため頑張ってまいります。

長崎県は、健康寿命日本一を目指しているということです。このアプリの普及も、それにつながる大事な役割があると、私自身は個人的には思っておりますので、広報活動の強化を強く要望いたします。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【白川委員】県立こども医療福祉センター内に あります発達障害者支援センター「しおさい」 について、お伺いをいたします。

こちらは、発達障害を有する本人や家族、また、関係機関の支援を行う県内唯一の専門機関であるとお伺いをしております。まず、その設置の目的と役割、また業務内容をお伺いしたいと思います。

【川村こども家庭課長】県下の発達障害者支援 の拠点施設として位置づけられているため、体 制整備に向けた関係機関への役割を求められて おります。

法改正を受けまして、身近な地域で相談を受

けられるような体制を構築することが求められておりますので、平成28年に開催しました長崎県発達障害児者総合支援推進会議における委員の意見を受けまして、他県の実態を視察しまして、本県の発達障害者支援センターが十分に機能できる体制として職員の配置とかをいたしまして、今、運営しているところでございます。 【白川委員】県内の発達障害をお持ちの方たちの相談支援とか、あとは市町に展開するように、各市町に相談員が設置できるよう県のマネージメント機能を有するというふうに認識をしております。

その現場からご相談があり、訪問をさせていただきました。今年の4月に地域支援員が2名、また7月、8月で相談支援員が2名、計4名の職員が時期を近くして退職をされたとのことです。現在は相談支援班の2名の方で、電話、来所の直接相談業務と、研修やセミナーなどの間接相談業務、また、月2回の県北への出張も行っていると伺いました。

相談件数も今は非常に増えてきていると、お子様やご家族からの相談だけではなく、大人の方から、自分は発達障害かもしれないというような相談が増えているということです。なかなか対応が難しいため、相談が増えているといっても、件数がどれぐらい増えているのかは、留守電にしていて全部が取れていないのでわからないにしても、そういった相談を受けきれていない現実があるということです。また、各市町に相談員を設置できるようなマネジメント機能がなかなか担えていなくて、先に業務が進んでいないというような状況をお伺いしました。

明らかに人が足りていない。まとまって4人 も辞められたので、もちろんそうなんですけれ ども、明らかに人が足りていないこの現状につ いて、どのような認識でおられますか、お伺い します。

【川村こども家庭課長】まず、「しおさい」の体制は、所長、副所長が兼任で、専任といたしまして正規職員が2名、会計年度任用職員が、相談支援で2名、地域支援マネージャー2名の8名体制で運営しております。うち、専任は6名で運営しております。

今年度当初は、委員からもお話がありました 地域支援マネージャー2名の募集をかけていた んですけど、応募がなかったことで欠員になっ ておりました。これに加えまして相談支援2名 も、ご自身のご都合等で途中退職となりまして、 会計年度職員4名が欠員の状態となっていると ころです。

会計年度任用職員につきましては採用に向けて取り組んでいるところでありますが、応募がなかったもので、現在は事務補助2名を雇用しておりまして、業務分担等を、事務分掌等を見直して今は対応しているところであります。

【白川委員】募集をしているけど、なかなか集まらない現状があるということです。専門的な資格等も必要な業務と思いますので、資格を持った方が会計年度任用職員で勤めていただけるのか、非常に難しいところかと思います。

地域支援マネージャー2名の募集を、来ないがために途中取り下げたと聞いております。その経緯について教えてください。

【川村こども家庭課長】現在の体制で正規職員2名が出張した際などに事務所が不在となってしまうことから、まず相談支援を優先して募集することとしておりまして、高い専門性が求められる地域支援マネージャーにつきましては、臨床心理士会とか療法士会といった団体へ直接相談に行くことを検討していることもありまし

て、一旦募集を取り下げておりました。

今、委員からもご指摘がありましたとおり、 ハローワークの方は取り下げずに引き続き募集 をかけてもいいのかなと思っておりますので、 そこについては「しおさい」とも話をしまして 対応を検討したいと思っております。

【白川委員】現場は大変厳しい状況というふうに聞いております。特に、県内唯一の発達障害者支援センターということで相談が集中することと、また間接相談支援、市町に対するセミナー、研修とか、企業に対する研修セミナーは非常に好評だと聞いておりますので、人が足りないがゆえにこういう業務ができなくなると、その先に進まないことになりますので、もともと設置の目的であるマネジメント業務がしっかりできるような体制をとっていただきたい。

まずは相談員をということでありましたけれども、やはり地域支援マネージャーも、あらゆる手立てを使って、ハローワークももちろんですし、士業のところにも声をかけたいと、検討中ということでありますが、検討ではなく即座に行っていただきたいと思っております。そういった人手不足が県民の皆さんへのサービス低下につながることがあってはならないと思いますので、ぜひとも募集に関しては力を入れていただきたいと思います。

もう一つ、欲を言えばという話ではあるんですけれども、会計年度任用職員は雇用期間の定めがありますので、相談者と信頼関係ができた時に、例えばその方が辞めなければならないとか、別のいい仕事があるからそっちに行きたいというふうなことで担当が代わると、相談者の方に非常にご迷惑になるのではないかという現場の声がございまして、こちらをぜひとも正規職員で1人1人というような、会計年度任用職員

で2人の地域支援マネージャー、相談員も2名という会計年度任用職員が2名ずつの体制ではなくて、すべて正規職員の体制が望ましいという現場の希望をお伺いしたんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

【川村こども家庭課長】体制については、今現在は会計年度任用職員が2名ずつということですが、職場の声等につきましては、最終的にはセンター全体の人事の話にもなってくると思いますので、所管課と人事当局にお話をお伝えしたいと思っております。

【白川委員】なかなか部局内では答えが難しい ことかと思いますけれども、横断的にぜひとも 掛け合って、この人員を埋めていただきますよ う最善の努力をお願いしたいと思います。終わ ります。

【千住委員長】 ほかにございませんか。

【浅田委員】資料の提出、ありがとうございます。介護ロボットとICTの導入補助実績ということで、数値を皆様のお手元にもお配りいただいております。

私の認識が間違ってなければ、障害者施設と一緒であれば、補助額の金額って、前は全額国と県との補助だったのが、令和4年からは施設で4分の1負担となっているということでよろしいですか。まず確認からお願いします。

【中村長寿社会課長】先ほどお配りした資料の補助事業につきましては、基本的に4分の3が補助でございます。4分の1が事業者持ち出しということでございます。

【浅田委員】 これは令和元年から同じ状況で、別のもので全額から4分の1負担というのがあったものですから、確認をさせていただきました。

実態として事業者数と区分で重複している分

があると、ここに書かれておりますが、398というのを県としてはどのように捉えていて、今後の介護者の方々の負担を減らす意味においては、もっと積極的にこれを活用してほしいということで動いていただいているものなのか。

事業者によっては、4分の1負担も重しになるところもあるでしょうし、県全体のあり方、考え方として、この数字的な部分を今現在どういうふうに捉えて、今後どうしようとしているのか、お聞かせいただけますか。

【中村長寿社会課長】午前中の質疑においても少しお答えしていますが、我々は、生産年齢人口が減少する中では、介護現場のICT化は率先して進めないといけないという強い認識でございますので、現状での398という補助事業所数は、まだまだ足りていないという認識でございます。

我々のアンケート調査によると、4割程度の 事業者はもう活用いただいている形ですが、まずはそれを有効に生産性の向上につなげられる ようなICTの人材というところも含めて育成す る必要があるのかなと思っており、事業の目標 としては全体の8割ぐらいとさせていただいて おりますが、基本的には全ての事業所でICT化 が進むような形で活用いただきたいという思い でございます。

【浅田委員】 現在は4割ぐらいが活用していると。

記録の部分とか、そういったところでは進んできているかなと、いろんなところでお聞きして思うんですけれども、長く介護者が続いていくには、やっぱり身体的負担等々もすごくあるものですから、そういう意味での見守りの部分だったりとか、入浴介助の部分だったりとか、いろいろ進め方ってあると思うんです。

今は4割程度が活用していると。だけれども、 長崎では2,000人の介護職員がまだまだ不足を している状況で、若者とかにどんどんアプロー チをしてくださっているのはわかるんですけど、 継続性が難しい部分があったり、地域的な偏在 があるのが実情かと思います。

そういう意味で、もっともっととおっしゃっていただいているんですが、では、どのようなアプローチを事業者にはなさっているんでしょうか。今、県ではこういう補助金がありますよというお知らせだけでとどまっているものなのか。

九州でたしか2か所ぐらい、いろいろ体験できるところがあって、私も鹿児島に行った時に、例えば装置をつけてみたりとか、移乗ロボットに乗ってみたりとか、いろいろさせていただいたんです。

たしか去年もフェアをやって、そういう経験をしてもらったりとか、いろいろしているとは聞いておりますが、そのアプローチの仕方とか、目標としてもっともっと増やすあり方を年度内にどういうふうにしていこうとか、明確なものがあるのかどうか教えてください。

【中村長寿社会課長】確かに意識改革について、 我々も事業者と話をするということがまず一つ ですけれども、今、国で生産性の向上センター を各県につくっていく取組が進んでおりまして、 我々も、介護の専門の外部の業者にお願いして、 生産性向上に関するいろんな相談を受けていた だいている状況でございます。これらの取組を もう少し強化する必要があるのかなと思ってお りまして、具体的にはこちらからアウトリーチ していって、どんどんやってくださいというの が一つ。

あと、県内にそういった理想的な環境を持つ

事業者を幾つか率先してつくって、そういう環境を皆さんに見ていただくのが非常に効果的かなというふうに感じておりますので、予算の関係もありまして具体的な取組は来年度からになるのかなと思っていますけど、今年度内にもできることから少し、そういったアプローチにつきましては、現在委託している生産性向上に資する事業者と話をしていきたいというふうに思っております。

【浅田委員】 ぜひ、そのあたりをしっかりとやっていただければ。

事業所の経営者の方と現場で働いている人の 声の差があると感じることが多々あるので、現 場の声も踏まえながらそういうところを取り組 んで、皆さんが長く働きながら、高齢化が進ん でいる長崎で先進県となるような形でやってい ただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。私は、今回の一般質問の中で「フェムテックの導入がどのようになっていますか」とお尋ねをさせていただきました。これは、2年ほど前の一般質問でさせていただいた際に、扱いがどうしても福祉保健部ではなくて県民生活環境部になって、県民生活環境部の当時の部長答弁では、もっともっとこれを推進させていって、長崎県の中でも女性が働きやすく、そして県庁の中でもそういう取組をどんどんしていきたい、柔軟な発想をもってやっていきたいということで、部長と知事答弁をいただきました。

その質問をきっかけに初めて、いろんなセミナーとかで、県庁の中においても、民間の方、企業の方にお勧めするに当たっても、女性特有の健康問題という観点でそれを発信したり、県庁の中でのセミナーなどに使っているということです。

女性特有の健康問題という観点から言うと、これはやっぱり福祉保健部も大きな関わりを持つと思っているんですけれども、そのあたりはこちらの部署では、実態としてどのような状況なのかを教えていただいていいでしょうか。

【鶴田国保・健康増進課企画監】 現在、女性の 社会進出が著しい中で、女性の健康に関する悩 みを解決していく取組は非常に重要だと思って おります。

福祉保健部におきましては、健康イベントなどを活用いたしまして、ライフステージ別に女性の健康のことをわかりやすく解説した、国が作成したパンフレットがございまして、こちらを配布するように努めておりますが、現状といたしまして、まだまだそこの周知、取組が足りていないというふうに認識をしております。

女性は、ライフステージごとに女性ホルモンが劇的に変わるという特性がございますので、それを踏まえた健康課題の解決を図るために、今年度策定いたします長崎県の健康増進計画となります第3次健康ながさき21の中に、新たに「女性の健康」という項目を立てることにいたしまして、施策を掲げるという方向で今、検討を行っているところでございます。

【浅田委員】新しい計画の中にもしっかり言葉として、取組として入れていただくことは、質問をして非常によかったなということであります。そこから、県庁の中でのセミナー、管理職を育成する状況においても、そういったところを取り入れているというふうに伺いました。

なぜ特段ここで聞きたかったかというと、こうやってこちらから拝見して、多分、どこの部署より女性がすごく多いんです、女性の管理職。健康寿命を延ばすにしても、働く環境を整える意味においても非常に重要なところで、こうい

う部署がしっかりと県庁の中でも引っ張っていっていただくこと、当然福祉保健ですから、その観点と女性が多いということから、そういったところを取り組んでいく必要性があるのではないかと思っています。この間、知事にもご答弁いただきましたが、それは男性の管理職にも理解をしていただかないと。

これだけ多くの女性、この場にいらっしゃらない、たくさんの女性が県庁内で働いていくこと、そしてそれを民間にもどんどん、長崎県は女性特有のことに取り組むことによって女性たちの活躍の場が広がっていると、リーダー的な形として目に見えるようになるのではないかというふうに思っておりますので、県民生活の部分だけではなくて、福祉保健部のあり方として、ぜひ取り組んでいただきたいと思っているんですが、医師の観点からも部長、いかがでしょうか。

【新田福祉保健部長】女性の方々が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を自立して過ごしていく、こういったことが非常に重要であるというふうに考えておりますし、生活の場、家庭とか地域、職場、学校、そういったところを通じて、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援していくことが非常に重要であるというふうに考えているところでございます。

長崎県といたしましても、こういった取組を 推進して、全ての方々がよりよく暮らしていけ るところを目指していければというふうに思い ますので、引き続きよろしくお願いいたします。 【浅田委員】この部署は本当に女性が多いので、 ここの中において働きやすさを追求していただ きたいし、さらにそれを縦軸だけでなくて横軸 に広げていただく、新たな目に見える政策とし て、ぜひ打ち出していただきたいということを 要望いたしまして、質問を終わらせていただき ます。

【千住委員長】 ここで一旦、休憩をとりたいと 思います。午後3時から再開いたします。

暫時休憩します。

午後 2時48分 休憩

午後 2時59分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。 質問はございませんか。

【冨岡委員】 私からは、1つ目、長崎県手話言語条例についてです。資料を表示させていただきます。

こちらの条例の目的として、ろう者とろう者 以外の者が共生することのできる地域社会を実 現するということで、そのうえで、特に手話の 普及について第2章で様々書かれています。

私としましては、とても素晴らしい条例で、 こちらを進めていっていただけたらと思うんで すけれども、その一方で、懸念というか、ちょ っと私の問題意識みたいな部分で。

不正確で不適当な分類をしてしまいますけれども、大きく健常者の方々と、そして耳の不自由な方々の中にも補聴器をつけることによって聞こえるようになる方々、そして補聴器をつけても聞こえなくて、その次のステップとして例えば人工内耳などを入れると聞こえるようになる方々、そして、人工内耳を入れても聞こえづらい方もいらっしゃるでしょうし、人工内耳を入れても全く聞こえない方、不正確ですけれども、そういうふうな分類ができるかと思います。

そうした中で、手話の普及はとても大切で、 ろう者とろう者以外の方々が共生する社会をつ くっていく中ではとても重要なことだとは思う んですけれども、それを強調するあまりというか、手話が大原則なんだみたいになってしまうと、先ほど申し上げた人工内耳を入れれば聞こえるようになって健常者と同じような生活ができたはずの方々が見落とされてしまう、そういった実態があるのではないかという問題意識を持っております。

耳が聞こえる方がいいのかどうかというようなところは、先ほど堀江委員がおっしゃっていた、結婚した方がいいのか、子どもを持った方がいいのかと、そういうところとも重なる議論で、そういった一定の価値観を国や県が押しつけていいのかという部分もあるかもしれませんけれども、民主主義のもと、多様な価値観をお持ちの方々の中で、政策というのは一定の価値観を持っていかないといけない。

そういう中で、耳は一定程度聞こえた方が、 健常者と同じような暮らしができた方が暮らし やすい部分もあるのではないかと思いますので、 こうした人工内耳等を入れることによって耳が 聞こえる方々が増えれば、特にお子さんたちの 段階で入れることによって聞こえる方々が増え ればという認識のもと、この条例はとてもすば らしいものではあるんですけれども、例えば第 10条、手話を獲得する機会の確保等の中で云々 かんぬん、最後のところで「手話に関する情報 提供を受け、手話を獲得し、または習得するこ とができる機会確保に努めるものとする」とい う条文がありますけれども、先ほど申し上げた、 人工内耳などに関するものに関しても情報提供 を受けて、そういった選択肢を増やすと、選択 肢をちゃんと小さい段階で子どもの頃に持てる ような施策も、今後、今回はこの条例ですけれ ども、現状はもしかしたら耳鼻科の先生方にお 任せしている部分があるかもしれませんけど、

条例にするのか、何らかのそういった方針をお 出しいただければと思います。

ちょっと意見みたいになってしまいましたけど、現状、そのあたりはいかがでしょうか。各お医者さんたちに何らかの方針であるとか、何かあるのでしょうか。そのあたりをお伺いできたらと思います。

【佐藤障害福祉課長】冨岡委員のご質問でございますが、今回は手話言語条例ということで、 手話を使ったところを新たに設定させていただいております。

今回、補正で上げさせていただいています中 核モデル、こちらが例えば人工内耳とか補聴器 というところの方に対しての対応ということで 考えているところでございます。

そこで新たな条例とか法律制定というところ のご意見が医療機関からあってるということは、 今のところは聞いておりません。

【冨岡委員】わかりました。お時間もあります ので、もう1点質問させてください。

局長説明にありました、子どもの貧困対策についてでございます。こちらの一段落目で「支援が必要な子どもを早期に発見し、支援につなぐ仕組みを構築するため、こども食堂をはじめとする子どもの居場所づくりの拡大は喫緊の課題であります」ということで様々述べられていますけれども、支援が必要な子どもを早期に発見して支援につなぐ仕組みというのは、ここに掲げられたこども食堂をはじめとする居場所づくり以外には、どういったものがあるのでしょうか。かなり幅広い分野になってしまうのかもしれませんけれども、教えていただけたらと思います。

【川村こども家庭課長】委員のお尋ねの、支援 が必要な子どもを早期に発見し支援につなぐ仕 組みということですけど、基本的にはこういった子どもの居場所とかで、実際に子どもの様子とか、例えばこども食堂であれば学習の支援とか、食事が食べられない子どもが食事の提供を受けるとか、そういったことで支援が必要な子どもということをきちんと酌みとって、そこからしかるべきところに支援につなぐということですので、代表的なものはこども食堂になると思うんですけど、ほかにも第三の居場所とか、いろんな子どもの居場所がございますので、そういったところを幅広にということで今回、記載しているところでございます。

【冨岡委員】そういったものであるとか、多分学校とか、その辺がメインになってくるので学校の先生であるとか、あるいは警察なども、極端な話、虐待の疑いみたいな部分もそうなってくるんでしょうね。そういった中でも、早期に発見して支援につなぐ仕組みとして、こども食堂というものを大きく取り上げていらっしゃるんじゃないかと思います。

そのうえで、3段落目と4段落目のところでは、さらなる充実、拡充に向けて、事業開始を希望する民間化団体に対しては、専門のコーディネーター派遣であるとか、あるいは、地域偏在があるから、市町単位でコーディネーターによる研修会を開催して、居場所づくりに関心がある多くの団体に参加してもらっているというところで、この居場所づくりの部分を大分強調されているんです。

そうした中でも、特にこども食堂を中核としたものは、この中でも中心となるというようなご認識でしょうか。

【川村こども家庭課長】こども食堂も子どもの 居場所となる手段の一つとは認識しております けど、こども食堂がメインかといいますと、必 ずしもそうじゃないというふうに思っておりま す。

こども食堂は、基本的に週に1回とか、頻度 的になかなか、毎日開催はできないのかなとい う課題があります。それで、こども食堂以外に も、先ほど申しました学習支援とか、第三の居 場所とか、いろんなことがありますので、そう いったいろんな資源を活用しながら、子どもの 居場所を幅広に作ってまいりたい、取り組んで まいりたいというふうに考えております。

【 冨岡委員 】 先ほどのご答弁ですと、こども食堂がメインではなくて、ほかのところでも学習支援であるとか、第三の居場所というものについてもと。

第三の居場所というものを少し教えていただけたらと思います。

【川村こども家庭課長】こども家庭課の所管ではないので、はっきりとは申し上げられないんですけど、休憩をお願いします。

【千住委員長】 暫時休憩します。

午後 3時 7分 休憩

午後 3時10分 再開

【千住委員長】 委員会を再開します。

【川村こども家庭課長】第三の居場所は、家庭と学校以外の居場所ということで広くくくった部分で定義づけされています。

【冨岡委員】こちらの質問をさせていただいた 趣旨が、前回のこども子育て・若者支援対策特 別委員会でも述べさせていただきましたけど、 私もこども食堂、その時は、いろんな食べ物を 配るというものだったんですけれども、参加さ せていただき、また、こども食堂の報道など幾 つかしか見たことがないんですけれども、その 実態の部分を見た時に、こども食堂とか居場所 といっても様々な形態があり、それをされている方々と一人ひとりのお子さんであるとか、お母さん、お父さん、そういった方々とのつながりもいろいろ多岐にわたっていて、一くくりにこんなものだとは言えないようなものかと思います。

その一方で、こちらの文章を読ませていただきますと、支援が必要な子どもを早期に発見し支援につなぐ仕組みとして、こども食堂であるとか学習支援の場所、あるいは第三の居場所、そういったものがメインであるというふうなとらえ方でございます。

その一方で、私は前回の一般質問でデータと エビデンスに基づいてという話をさせていただ きましたけど、そういったところから一つ一つ 情報が上がってくるのか。例えば、「この間、 お子さんが一人で来て、ちょっとみすぼらしい 格好をしていて、本当におなかが大分すいてい たようだ」と、そういう情報が県なり市町なり に上がってくるようになっているのかどうか、 そもそものデータを取れるようになっているの かという問題意識から、このようなご質問をさ せていただいております。

本当にこども食堂なり、そういった団体などを、支援が必要な子どもを早期に発見して対策を打つ、支援につなげるというものの中核に位置づけるならば、そういったところから個々に情報を取っていかないといけない。

その一方で、実態を見てみると、お子さんたちも本当にいろいろいらっしゃって、本当におなかがすいているお子さんもいらっしゃるでしょうし、あるいは少し恥ずかしいからということで友達と何人かでわーっと来る子たちもいれば、お父さん、お母さんと来る子どもたちもいればと、いろんな方々がいる中で、果たしてそ

の機能、しっかりとデータを取って上げるようなことができるのかというところ、いろいろ考えると、なかなか難しい部分があるんじゃないかと思っています。

ただ、結論としては、本当にこれを早期に発見して支援につなぐ仕組みの中核として位置づけるのであれば、そういった聞き取りなり何なりをしっかりとできるような体制をつくっていかないといけないんじゃないかと思っております。以上です。

【千住委員長】 ほかに質問はございませんか。 【深堀委員】 私から、総合計画の進捗状況につ いて、ちょっとだけお尋ねをします。

8ページの避難行動要支援者の個別支援計画 策定済み率についてです。これは委員会ごとに いろいろお尋ねしているんですが、令和4年の 実績として目標値が58%に対して36.2%で、達 成率は62%となっています。

昨今の自然災害が激甚化、頻発化している中で、こういった避難行動要支援者への個別計画 は早急に取り組まなければいけない状況において、今このような状況になっていることに対する評価をお聞きしたいと思います。

【安藝福祉保健課長】全部作成済み自治体の数は、昨年度の数字で全国平均7.8%という形でありまして、本県は34位となっております。決して本県は、全国に比べて進んでいるというふうには思っておりません。

作成は市町の努力義務となっておりますが、本県で、内閣府のモデル事業等を活用した市町への作成支援、あるいは市町を訪問して作成の働きかけなどの取組をやっているところでありまして、市町の災害の担当者会議を開催して、個別避難計画の作成が進んでいる自治体の取組事例の紹介等も行っていまして、今後とも、個

別避難計画の作成促進に努力をしてまいりたいというふうに考えております。

【深堀委員】本県が他県より進んでいるという 趣旨の課長の答弁、(発言する者あり)進んで いないという答弁だったんですか。説明では、 全国は7%という話ではなかったですか、今。 違ったのか。(発言する者あり)もう一回教え て。

【安藝福祉保健課長】 令和4年1月1日現在の内閣府の調べで、全部作成済み自治体数の割合は、全国平均で7.8%、本県では4.8%で34位となっておりまして、決して本県で全国に比べて進んでいるというふうな評価はしておりません。

【深堀委員】ここは要望だけにしておきますけれども、実際に総合計画の中で一定の目標値を設定して取り組んでいるわけです。この中身は、何回も言うけれども、地域の高齢者であったり、体の不自由な方であったり、そういった人たちをいかにしてちゃんと避難させるかという計画なわけで、これはちゃんと目標に沿ってやっていかないといけない。

もちろん難しいと思います。個別計画の中身は、それぞれ個体の状況を把握して、それに対応する人が誰なのかという地域の協力があってこそできるわけだから、難しいことは分かっているんだけど、ちゃんとこうやって立てているわけだから、そこはしっかりやってねということで要望しておきます。

次に、同じ資料の次のページに地域包括ケアシステムの構築の充実という内容があって、令和4年度は策定中となっているんですが、前年の令和3年度は98%ということで、達成の状況は非常に高いと見ています。

これは2025年が目標だったと思いますけれ ども、今、正直どんな状況なのか、直近の状況 をお知らせください。

【山口長寿社会課企画監】地域包括ケアシステムの構築状況の割合ですが、本県では、2023年度、令和5年度までに全県で地域包括ケアシステムを構築するという目標を立てております。

現状は、先ほど算定中というお話があったんですけれども、令和4年度の構築状況につきましては、今年の夏、8月までに全市町の現地ヒアリングを行いまして、市町の評価結果を取りまとめ中で、令和3年度の98%が最新の状況となっております。

【深堀委員】明確な数字はないけれども、評価は「順調」になっているわけですから、順調にいっていると理解をします。

そこで、地域包括ケアシステムは医療や介護としっかり連携して初めて達成できるもので、ここでちょっと気になる問題が、介護分野における人材不足の現状です。特に、地域包括ケアシステムということになれば、住み慣れたご自宅で生活をするのが大前提であって、そうなれば、介護でも施設型ではなくて、いろいろ種別はありますけれども通所や訪問や、こういった介護の供給力がないと達成できない。地域包括ケアシステムができたといっても、実際にはそういったサービスが受けられない人が出てくる可能性があるわけであって。

そこで、先般のある報道で非常に気になったのが、介護事業の人材不足の中でも、訪問介護の需要は伸びる、サービスをしてほしい人は増えている。これは10年間で約2割増えたと、通所の方はほぼ横ばい。その中で、訪問介護に従事する人たちは減少している。総数が減少して、なおかつ高齢化。65歳以上が26.3%で、訪問介護の従事者の平均年齢が54.7歳、他の介護職の平均が47.3歳ですから、突出して訪問介護の従

事者の平均年齢が高いという全国の傾向なんです。

何回も言うようですが、需要は伸びる、でも、 サービスを提供する側の人は全然増えていない、 なおかつ高齢化が進んでいる、これは全国の状 況です。

じゃあ、長崎県はどうなのか。地域包括ケアシステムがほぼ順調にでき上がっている一方で、サービスを提供する側がこういう状況に陥っていないのかというところを確認したいと思います。

【中村長寿社会課長】 現在、今年度まで第8期の介護保険事業支援計画の期間中で、その中では市町が介護サービスの需給見込みを立てております。それから単純に推計すると、先ほど来、数字が出ておりますが、約2,000人程度足らない状況で、足元の介護人材全体の数も、本県においては横ばいか減少傾向、現状で2万9,000人程度でありまして、さらに訪問系に従事する方もトレンドとしては減少傾向という状況で、実態におきましては、人材に関する困窮状況は全国と変わらないところでございます。

ただ、おっしゃった介護需要に関しましては、 東京、大阪、あるいは福岡といった、今後若い 人たちが高齢化していくところとは少しトレン ドは違っておりまして、高齢者は、本県は2025 年をビークに減少に向かうという違いがござい ます。ですので、介護需要を単純に計算すると 減少傾向になる推計もできます。

ただ、介護が一番必要となる85歳以上が伸び ていきますので、基本的には医療や介護を必要 とする方は、都会ほどではないにしろ一定数高 止まりするという考えでおります。

【深堀委員】 分かりました。今、課長から、令和3年度、本県の介護職の人数が2万9,000人と

いう話がありました。これを入所系、通所系、 訪問系と分類をした時に、一番減っているのが 訪問系なんですよね。需要は伸びていっている のに、ですよ。

これは一応、調べてもらったんですけれども、 職種別の有効求人倍率を直近の令和4年で見る と、施設介護員の有効求人倍率は2.36、訪問介 護員は10.85というふうに明らかに違うわけで す。これは対策を打っていかないと、地域包括 ケアシステムができ上がるのに、サービスを受 けられない人が出てくるおそれがある。そこは やっぱり打破していかないといかんですよね、 矛盾しますからね。そこの対策をどう考えてい るのかということを聞かせてください。

【中村長寿社会課長】訪問介護員につきましては、例えば施設、通所とかにいらっしゃる介護職員と比べて、一人でご家庭に行かれるというところと、ご家庭の環境に応じて介護しないといけないというところで、かなりスキル的には高いものを求められるところで、身体的な負担も含めて、なかなか確保が難しい要因の一つはそこにあるかと思っています。

実は、施設の職員は無資格でもできるんですが、訪問介護の場合は初任者研修を受けないとできない、また、外国人は現状では参入できない状況です。訪問介護事業所の経営主体を見ますと、実は医療法人だとか社会福祉法人の大きなところとか、株式会社がやっていらっしゃるところが、目視で数えたら4分の3程度あって、そういったところでは通所系のサービスとか施設系のサービスも一緒にされているところもかなりある状況です。

トータルの介護職員の中から、訪問介護のスキルを持った方、あるいはマインドを持った方 を確保していただくことが必要かなというとこ ろで、我々としては、介護職員全体を確保する 現在の施策を、まず介護の魅力をアップしてい くところを重視してやっていきたいというふう に考えている状況でございます。

【深堀委員】言わんとすることはわかるんだけれども、介護全体の人材を確保としていくのはわかるんだけれども、介護全体の中の区分にばらつきがあって、今から地域包括ケアシステムが完成してサービスの需要が増えていきつつある中で、供給力が足りないところに特化して何かしら対策を打っていかなければいけないのじゃないか、これは私の考え方ですけど、そう思います。

国もやっぱりこの状況は把握していて、今の介護のあり方で、通所、訪問の責任区分がありますけれども、そこを一緒にマッチングできるような形で、訪問の人1人、通所の人1人が、それぞれご自宅の入り口付近での責任分担を一緒にできるよう見直しができないかと検討をされているとは聞いています。それは国の話ですから、長崎県として何かしら対策を研究していかなきゃいかんのではないかという観点で質問をしていますので、ぜひ今後、そういった長期的に見て必要な施策を検討していっていただければということでお願いします。

【中村長寿社会課長】午前からの介護人材の質問に関しましては共通しておりますので、委員の皆様方がおっしゃっていることは重々、我々としても問題だというふうに考えております。

訪問介護事業所の方にお聞きしますと、さき ほど申し上げたとおり、ハードルが高いところ に関しての支援とか、そういったところをやっ ていただきたいというお声も聞いておりますの で、抜本的なところは国がしっかりと給与水準 を上げるための介護報酬の措置をしていただき たいということ、これは常々要望しているところでございます。その他の細かい要望に対しては、関係者のご意見をお聞きしながら、しっかり対応してまいりたいと考えております。

【深堀委員】 しっかり対応をお願いします。

次に移ります。児童虐待の件です。昨年度、 児童虐待相談件数が過去最高の1,084件と聞い ています。そこで、一時対応する児童相談所の 実情について確認をしたいんです。

虐待相談を受けた児童相談所が一時保護をするケースがありますが、その件数が昨年度で299件ということです。どんどん児童虐待が増加してきている中で、一時保護したのは299件。

そして、一時保護した後にどこにつなぐかという話で、児童福祉法では一時保護は原則2か月以内となっていますが、これが例えば東京とかでは2か月を超えるケースがものすごく増えてきているという話があります。

長崎県内の状況を教えてください。

【川村こども家庭課長】本県における一時保護ですが、東京は、委員おっしゃったように2か月を超えるケースがかなり多いということですけど、本県におきましては、平均の在所日数が令和4年で14.4日、大体2週間ぐらいとなっております。令和3年度が15.3日、令和2年度が15.8ですので、短縮している傾向にある状況であります。

【深堀委員】 今の答弁で、非常に厳しい状況ではないとわかりました。

一時保護した後にどこに行かくというと、児童養護施設であったり、里親であったり、いろんなところに行くわけですけれども、平均14.4日ということであれば、長崎県下における児童養護施設の入所状況は、定員に対してマックスにはなっていないと理解をしていいですか。

【川村こども家庭課長】児童養護施設等に入所している入所率は、令和5年4月1日現在で65.9%でございます。長崎県は、他県に比べまして児童養護施設の数が、かなり恵まれているというか多い状況にございますので、比較的空きがありまして65.9%ということで、まだ3割強は余裕があるような形になっております。

そういったことがあって、東京等に比べると 短い時間で、一時保護から施設入所等へ措置変 えができる状況もあるのかなと思っております。 【深堀委員】児童養護施設としてはキャパが潤 沢にあって、そこは大丈夫だと。

ただ、行き先としては児童養護施設とは限らないわけですよね。里親であったり、今はファミリーホーム、グループホームという言い方もしますけれども、小規模の施設も増えてきていると思います。この状況はどうですか。

【川村こども家庭課長】児童養護施設以外の里親、ファミリーホームにつきましても、本来であれば社会的養育推進計画の中で家庭的養護をさらに向上させるという目標になっておりますので、里親委託率とファミリーホームについては、社会的養育推進計画の中では令和11年度に43.2%まで向上させるという目標の中でやっております。

昨年度の時点におきまして、里親委託率は、ファミリーホームまで含めて22.1%という状況になっております。

【深堀委員】分かりました。ファミリーホーム、 そして里親についても、令和11年度に向けた目 標値に対して順調にいっているというふうに理 解をします。

こういうふうに施設とか受入れ先が、長崎県 下では一定程度措置されているのはわかるんで すけれども、その一方で、受入れ側があったと しても、児童、子どもたちの家庭の状況や本人の資質とかもいろいろあって、そこに行けない、ケアニーズの高い子どもたちも出てくるわけですよね。施設が幾らあっても、そこに行かせられない。

例えば東京都では、そこを受け入れる場合の 加算といいますか、そういった仕組みを作って います。

長崎県下では、そういう整備はできているけれども、個体の事情によって難しい子どもたちに対する支援のあり方、ここはどうなっていますか。

【川村こども家庭課長】 東京につきましては、ケアニーズの高い子どもは基本的に児童養護施設に入っていただくことになるんですけど、施設が足りないということで、児童養護施設にそういった加算を加えまして職員を配置して、さらに受け入れているのかなというふうに理解しております。

本県につきましては、児童養護施設については現在まだ余裕がございます。それに加えて、さらにケアニーズの高い子どもにつきましては、本県といたしましては、非行等の児童につきましては県立の施設の児童自立支援施設の開成学園がございまして、こちらで措置ができます。それと、児童心理治療施設が大村にございまして、心理的に問題を抱えている児童等につきましてはこちらで支援できまして、ここは平成15年から開所しており、今のところまだ余裕はありまして、県外からも受け入れて運営している状況にあります。

【深堀委員】 状況は分かりました。ただ、年度 年度で状況は変わってくると思うので、今、準 備体制は十分だとは思うんですけれども、いろ んな可能な対策を今後も検討していただければ と思います。終わります。

【山本委員】私も、少し今の深堀委員とかぶるんですが、社会的養育推進計画の中で、22.1%、令和4年度達成というお話があったんですけど、これまでずっと、目標が高くて達成できない状況にあったんですけれども、具体的に22.1%の内訳をお聞きしたいんです。里親の委託数、ファミリーホームの委託数、それから代替養育が必要な子どもの数、分母というんですかね、それらの直近についてお知らせいただけますか。【川村こども家庭課長】委員のお尋ねの22.1%の内訳ですが、これは令和4年度末での数字で

ではいっても家庭課長 子 安員のの等待の222.1% の内訳ですが、これは令和4年度末での数字です。まず、里親委託児童数が63名、ファミリーホーム委託児童が28名、これを足すと91名となっております。

先ほど、深堀委員の時にお話ししましたけど、 児童養護施設とか乳児院に入所されている児童 が320名でありまして、合計すると411名が母数 になりまして、このうちファミリーホーム、里 親委託の91名は22.1%という数字になります。 【山本委員】過去の数字を見ているんですけれ ども、長崎県社会的養育推進計画を令和2年に 作成した時の年度別を見た時に、代替養育が必 要な子ども520名ぐらいを分母にして、それに 対して里親、ファミリーホームの委託率をずっ と上げていきましょうというふうな施策でやっ てきた。

今回、数字的には達成しているんですけれど も、内訳を見ると、里親の数が2018年と比べる と減っている。ファミリーホームに委託してい る子どもの数もほとんど横ばいという状態で分 子は増えていないですね。分母が減っているの で達成したようになっている。

つまり、代替養育が必要な子どもが想定より も100人ぐらい減っているというふうに見える んですけれども、この実態はどうなっているんでしょうか。

【川村こども家庭課長】委員からご指摘ありましたとおり、確かに令和2年に想定した数字は525ぐらいをベースに考えておりまして、この数字が当面続くと見込んでおりました。

実際のところ、少子化の影響もあろうかと思いますけど、養育する児童は減っておりまして、 その結果、母数が下がってきている状況にあり ます。

そういった中で家庭的養護の推進ということを進めていく必要がございまして、ファミリーホーム、里親への委託を進めておりますので、割合で行くと徐々に高まっていっております。 今後も、里親、ファミリーホーム委託、家庭的養護の推進に向けて、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

【山本委員】社会的養育推進計画の中で、国の制度が変わった関係で目標が跳ね上がったということで、これに追いつくのはなかなか大変かなとずっと思っていたんですが、何とかして里親であったりファミリーホームで委託をしようという中で、委託ができない理由として、保護者が同意をしないという問題であったり、なかなか適当なファミリーホームがなかったというふうな形で、それに対する対応策がずっとこちらに書かれているんです。

その中でフォスタリング業務の実施ということで、フォスタリング機関によって研修をしたり、里親・ファミリーホームの方の資質を向上させたり、保護者に理解をしてもらうための説明をしていくという取組をされているんですけど、この効果が近年出ているのかどうか、概略ですけれども、お聞きします。

【川村こども家庭課長】基本的にフォスタリン

グ機能の大きな部分につきましては、里親育成センター「すくすく」が大村にございまして、そちらに担っていただいております。中身としましては、里親の広報とかリクルート、里親の事前登録、委託後における里親に対するケア、そういったことを担っていただいているところであります。

そういったことをきちんとやることと、里親 支援専門相談員が各地域におりますので、そう いった方も活用しながら、里親制度の浸透、里 親委託率の向上に努めているところでありまし て、一定効果はあらわれてきているものと考え ております。

【山本委員】時間がないので、要望だけしておきます。今、ファミリーホームに入っていらっしゃる方が28名という話がありました。今、多分、ファミリーホームは7軒だと思います。平均すると4名ぐらいという形で、ファミリーホーム自体が基本的には5人から6人、6人のところが多いのかなと理解をしているんですが、採算という言い方はおかしいんですけれども、なかなか。

里親の場合は親みたいな形で、ファミリーホームももちろんそうなんですけど、小規模だから、家庭的ではあるんだけれども、どうしてもそこに投資であったり、人であったり必要になってくると、極端に手出しというのは好ましくないと考えております。

ここは計画的に大体5人ぐらいを想定しているんだろうと思いますので、専門性の向上とか、今言われたフォスタリング、支援相談員等も含めてレベルアップをしていただいて、何とか里親・ファミリーホームの実数を上げていけるような取組をお願いしたいと思います。これは要望にかえさせていただきます。

もう1点、これも深堀委員から話がありましたけど、地域包括ケアシステムについてです。 2023年度までに構築をしようと取り組んでこられて、去年98%ということですから、あと2 圏域だけだったと思います。今、集計中という話であったんですけれども。

これまでは、2023年度までに地域包括ケアシステムを構築しようといった時に、どうしても供給サイドの話になっていた。体制ができるかどうかとやっていたものを、去年、一昨年ぐらいから、今度は質の向上を目指していきましょうということで、従来の評価項目に加えて、サービスを受ける側、住民の方の実感という視点で評価を進めていくという話があったんです。

こちらの進捗状況といいますか、それから、これを2025年までにどういうふうにもっていこうとしているのか、現状についてお伺いをします。

【山口長寿社会課企画監】地域包括ケアシステムの構築状況についてお答えいたします。先ほどお話がありましたように、残りの未構築の2圏域につきましては、いずれも人口が100人程度の小規模離島となっております。医療・介護資源が乏しいため、非常に厳しい環境にあります。ただ、資源の不足を補うための介護予防の推進とか、住民主体の生活支援体制の整備とか、そういった独自の取組が行われておりまして、現在、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けて取組が行われているところです。目標としている令和5年度までの県内全域のシステム構築に向けて、現在、県としましては、2圏域を所管する保健所とともに集中的に支援を行っているところです。

また、新しいシステムの評価基準につきましては、県内ほとんどの圏域で概ねシステムが構

築と評価されていることから、今後は、システムの構築から充実に向けたステップアップを図る必要があるということで、昨年度、新たに評価基準を策定しました。

新たな評価基準につきましては、今年度は試行的に運用しており、現在、12市町が、新たな基準に基づき令和4年度の状況について評価を行っているところです。新たな評価基準につきましては、地域住民の実感など、アウトカムを重視した視点の項目を追加しているため、旧評価基準に比べますと、評価結果としては厳しい、今までの評価と比べてやや低い結果になっている傾向が見られております。

県としましては、今回策定した新しい評価基準を活用することによって、引き続き、地域包括ケアシステムの充実に向けた市町の取組に対して支援を行っていきたいと考えております。 【山本委員】今回の評価が間もなく出るんだろうと思いますので、その結果を見てから、また後日やり取りをさせていただければと思います。

それから、ちょっと急ぎますが、今回の新しい長崎県づくりのビジョンの健康分野の中で、地域包括ケアシステムのデジタル化の推進という言葉が出てきていて、あまり聞きなれないんです。ですから、先ほどロボットとかICTの話がありましたが、こういった話なのか。デジタル化の推進、まだ漠然としたイメージしか持っていないので、そのイメージがありましたら、ご説明をお願いします。

【中村長寿社会課長】イメージとしまして、確かに少し漠然としておりますけれども、今日いるいろ話がありましたとおり、我々としてはICT、介護保険分野のデジタル化を進めないといけない、そこは介護事業所のみならず、現場でモバイル端末を使ったり、医療と介護の連携

でオンラインを使ったり、地域包括ケア全体だというふうに思っております。今まで10年間を振り返ると、随分デジタル化が進んでおり、今後の10年間も、医療と介護のマイナンバーを通じたビッグデータの連携だとか国の方で用意されて、改革が進むと感じておりますので、我々は、ICTの支援を通じて、介護ロボットも含めた地域包括ケアシステム全体の支援の施策を強化して、それに備えていこうということで、介護事業者や県民の皆さんと一緒に取り組んでいきましょうという形で、今回のビジョンを利用して書かせていただいたところでございます。

【山本委員】まず事業者側、サービスの提供側も理解してもらわないといけないし、それが実際に利用するわけで、今度は受給者側、利用される側も結局デジタル化という話になってくるわけですから、そちらに対してもわかりやすい形で、先ほどビジョンと言われましたけど、そういった形でわかりやすくつくっていただいて進めていただければと思います。

最後に部長にお伺いしたいんですけど、部長は8月に来られたということで、私は、長崎県の地域包括ケアシステムは、いろんな計画をつくったり、ロードマップをつくったり、評価をしたりというふうな形で進んでいるという認識を持っていますけれども、今回、部長が来られて、よその県とかも見ていらっしゃると思うんですが、部長の感想と今後の抱負といいますか、そういったものを最後にお聞かせいただければと思います。

【新田福祉保健部長】地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づいて、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要であるというふうに認識しているところでございます。

長崎県においては、長崎県が市町とよくコミュニケーションを取りながら、全ての市町に対して長崎県がヒアリングを行って、時間をかけてアドバイスをしているというふうに認識しておりまして、こういった取組は非常に丁寧であると認識しておりますし、市町の底上げに非常に寄与するものであると考えております。

九州各県で比較してみると、平成26年の値を 基準といたしまして10年間の要介護認定の伸 び率を比較してみると、九州各県では長崎県が 最も抑えられているといった現状もございます。 こういったような現状は、恐らくはですけれど も、長崎県庁の非常に丁寧な、市町と連携した 取組が功を奏しているのではないかというふう に思いますので、引き続き、こうした地域包括 ケアシステムを充実させていくべく、我々とい たしましても努力してまいりたいと存じますの で、何とぞよろしくお願い申し上げます。

【山下副委員長】 手短かに2点だけ質問させていただきたいと思います。まず、保育施設の持続的な運営ということで質問します。

本県は急激な人口減が進んでいます。それに伴って園児数も少なくなっています。園児数の単価で収入が決まる保育園にとっては、大変厳しい経営状況が続いていると思います。

幾つか理由はあると思うんですけど、小規模な園が多いこと、離島・僻地の園が多いこと、 輪をかけて保育士不足、そしてコスト高、いろんな要素でこういうふうになっているんじゃないかと思います。最近、保育施設から大変な悲鳴が上がってきている状況であります。

国が、異次元の対策を打ちますということで、 12月には予算編成があります。その中身が出て くると思いますが、制度とルールとか、霞が関 が決めていることと現場で起こっていることの 乖離がひどいというふうに私は感じています。 特に離島・僻地を抱える本県なので、それが顕 著に進んでいるんじゃないかと思います。

このことについて、保育施設は持続的に運営 していただかなきゃいけない、なくすわけにい かないと思いますが、県の見解を求めます。

【黒島こども未来課長】 委員ご指摘のとおり、 多くの離島を抱える本県におきましては、人口 減少が急速に進んでおります。少子化による園 児数の減少によって、特に離島や過疎地域を中 心に、保育施設の維持・運営に深刻な影響を与 えていることは承知をしております。

かねてから小規模な保育所への給付費について、政府施策要望において国に対して、人口減少地域の実情を踏まえて配置基準や公定価格等を見直すように、重点項目として強く要望を行っているところでございます。この件については引き続き要望が必要と考えております。

また、小規模な保育所の維持・運営に関して も、単価設定あるいは主任保育士の専任加算等、 受給要件についても、事務的に九州各県とも連 携して国への見直し要望を続けていきたいと思 っております。

ただ、今般、国において、委員ご指摘のようにこども未来戦略方針が示されまして、その中で保育士の配置改善等が検討されることとされております。今後、予算の内容等明らかになる中で具体の中身が示されてくると思いますが、その内容が十分なものであるかどうかは慎重に検討させていただいて、そこを踏まえまして、離島、僻地、過疎地を多く抱えた本県において、県としてどのようなことが必要なのかは様々な観点から、実施主体となります市町と、さらなる議論を進めていきたいと考えております。

【山下副委員長】今のご答弁のとおりなんです

けど、国の中身をよく見ていただいて、その後、 国の制度が十分行きわたるのかなと私はちょっ と心配しているんです。長崎県はこういう離島、 僻地を抱えていますので、国の支援で届かない ところ、行き届かないところにぜひ、長崎方式 でいいと思うんですよね。もちろん財源がかか ることですけど、そういう長崎方式の支援をす る時期が来たんじゃないかなと思うんです。

例えば、離島・僻地に保育園は要るんですか、 要らないんですかと。要りますよね、存続して もらわなきゃいけないですよね。そのためには、 国の支援で足らざるところは、長崎県独自の長 崎方式でやるしかないんじゃないかなと、私は もうそのように思っています。

だから、現時点のルールの加算について、もう実際に合わない。合わないルールでやられているので、離島・僻地は加算が取れないとか、そういうことがどんどん出てきています。だから、このことはぜひ、長崎県は人口減少対策、少子化対策をやると、やらなきゃいけないんです。保育園を存続させることが人口減少対策、少子化対策になるんじゃないかなと、絶対に私は思いますので、ぜひ、今答弁がありましたとおり、21市町とも真剣に議論していただいて、どうやったら保育所が残せるのかということで真剣に考えていただく時期が来たんじゃないかなというふうに思っていますので。

離島・僻地に保育所が要るんですか、要らないんですか、局長、お答えください。よろしくお願いします。

【浦こども政策局長】県内どこでも子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを目指しつつ、様々な地域に住む住民の方に選択肢を用意することが行政の務めだと思っております。たとえ離島、僻地、あるいは過疎地域、半

島地域に住んでいても、共働きをする中で預ける場所は、これから先、非常に重要になってこようかと思っております。

人口減少が進みますと、そもそも各産業の担い手が不足する。そこで共働きを余儀なくされる状況も増えてこようかと思います。そういった意味でも、今後、保育需要はしっかり見ていく必要があると思っておりますので、引き続き、国への要望も含めてしっかり考えてまいりまたいというふうに考えております。

【山下副委員長】 最後に1点だけです。どなた も触れられなかったので、こども医療福祉セン ターの虐待の疑いということで部長説明にあり ました。

ちょっと一つだけ気になることが、当該看護職員の配置変えはしていただいたということですけど、その建物内にいらっしゃるという話を聞いたんです。

我々民間の感覚からいくと、虐待が疑われればすぐ通報、その当該者がわかればすぐ離す、もう当たり前の話なんです。もちろん調査中と書いていますので、はっきりしていない部分はあるかもしれませんけど、対策がまだまだぬるいんじゃないかなと。被害者の方、もしくは保護者の方がいらっしゃって、どんな気持ちかなと思って、ちょっとまだまだぬるいんじゃないかなと思っているんです。

もちろん今からどんどん調査を進めて、はっ きりしたらというところもあるかもしれません けど、そのあたりの見解を教えてください。

【佐藤障害福祉課長】こども医療福祉センターの虐待疑いの職員は、まず緊急的な措置として、建物の中にはなりますけれども、施設を利用する方の処遇に直接関わらないようなところに配置転換となったところでございます。

先ほど副委員長からありましたとおり調査中ということで、今現在、センター職員とか利用者、保護者への聞き取り、アンケート調査による事実確認を慎重に進めているところでございまして、特に利用者・保護者様については、体調等も考慮しながら、話しやすい環境での聴取に努めているところでございます。

ただ、早期に安心してセンターをご利用いただきたいというところもあるものですから、できる限り早急に調査結果等については取りまとめをしたいと考えております。

【山下副委員長】できるだけ速やかに対処して いただくように、よろしくお願いします。以上 です。

【宮本委員】 2巡目です。こども政策局に、端 的に質問させていただきます。

まずは保育についてお聞きいたします。公明 党は、昨年11月に子育て応援トータルプランと いうものを発表して、結婚、妊娠、出産、子育 て、社会に巣立つまで、一貫したライフステー ジに応じた取組をつくりまして、それを政府に 提出をして、本年6月に政府は、こども未来戦 略方針というものを閣議決定して、その中にい ろいろ反映していただいたんです。

その一つ、誰でも通園制度というものがあります。先般の新聞報道で、「誰でも通園、創設で初会合、こども家庭庁」と、21日に初会合を開いたという記事がありました。来年度から試行的に運営するということでありました。

まず、このこども誰でも通園制度(仮称)について、本県はどのような形で取り組むのか、 もしくは今計画しているのかをお尋ねいたします。

【黒島こども未来課長】 仮称でございますが、 こども誰でも通園制度は、現在、こども家庭庁 において検討されています。こちらは、0~2歳 児の約6割を占める未就園児を含めて、子育て 家庭の多くが、孤立した育児の中で不安や悩み を抱えていらっしゃるといったところで、就労 要件を問わずに全ての子どもの育ちを応援する、 全ての子育て家庭に対する支援を強化するとい うことで創設されるということでございます。

現在検討されていますのは次年度のモデル事業と伺っており、利用の要件とか、そういったところは今後示されるところかと思います。

本県の状況は、既に今年度から、先駆けてモデル事業として東彼杵の1施設で実施をしているところでございます。取組状況について、施設への聞き取り結果では、現在、数名程度希望者がいて預かっていらっしゃるところです。

来年度においては、制度の趣旨を考えますと 非常に重要な取組と考えております。ただ、今 後、国から示されます事業の内容、それから県 内のニーズ等一定あるとは考えますけれども、 国の動向を確認しながら、市町とも情報を共有 して、必要な予算の確保等を検討してまいりた いと考えております。

【宮本委員】就労要件を問わずというところが 非常に大事なポイントかと思いますし、本県は 東彼杵で既に実施している状況も確認させてい ただきました。

(仮称)だれでも通園制度は、保育園にとっては非常に足かせになる部分が出てくるかもしれません。「今でもきついのに、また預けるのか」みたいな意見も出てくるかもしれませんので、そこは各市町と連携を取っていただいて、 来年度に向けて計画を立てていただきたいと要望させていただきます。

もう1点、保育に関してです。これも報道が 出ておりましたが、地域限定保育士についてで す。これを全国展開すると、来年にも法改正が あるという状況で、人材不足に対応するという ことで国も動いているようです。

本県では保育士が足りていないという話をよく聞きます。どれだけ足りていないのか、明確ではないものですから、本県における保育士の充足について、そして、改めて地域限定保育士制度に本県も手を挙げていくのかどうか、2点お尋ねをいたします。

【黒島こども未来課長】 まず1つ目、本県の保育士の充足状況ということかと思います。今年、令和5年1月に、県内の私立保育所、認定こども園に調査を行った結果、令和3年10月から令和4年9月1日まで1年間で、人員を募集した園が実際に採用できなかった数が、合わせて88名と伺っております。

現場の声としては、実際、配置基準については満たしているけれども、例えば職員の急な休みに対応するためのシフト編成が難しいといった困り感があるということで、基準以上に配置をされている現状がございますので、そういったところに不足感がまだある状態かと認識をしております。

もう一つのお尋ねで地域限定保育士制度、今は神奈川県とか大阪府などの一部の地域で、特区制度を用いて実施されている取組と認識しております。報道の情報ですが、国としては、保育士不足の緩和を狙いとして、これを全国に展開したいと考えているということでございました。

今現在、地域限定の取組なので、本県ではまだ実施しておりません。代わりにといいますか、県としては、保育士確保として新卒者の確保対策、潜在保育士に現場に戻っていただくための対策、現在働いている方の離職防止、そういっ

た3つの施策を展開しているところでございます。

地域限定保育士、全国展開という流れがございましたら、現在実施されている地域の実施状況や、どうやって全国展開されるのかという具体の流れがまだ不明でございますので、そういった国の動向なども注視して、本県の実施については検討してまいりたいと考えております。

【宮本委員】よく聞くのが、保育士が他県に行くんですよねと、長崎県内では不足感があるということなので、やはり足りていない現状なのだろうと思います。

3つの柱はよくわかります。しかし、これを 講じてもどうしても足りない状況は否めないの かなと思いますので、こういった地域限定保育 士制度についても検討いただければと改めてお 伝えをさせていただきます。

最後にもう1点、児童虐待防止対策について お尋ねをいたします。

局長説明資料の2ページに、総合的な児童虐待防止対策の推進についてということでありまして、この中で市町との役割を明確にしたガイドラインをつくって取組をしている状況を確認させていただきました。これについて、もう少し詳しく教えていただければと思います。

【川村こども家庭課長】市町とのガイドライン についてのお尋ねです。

まず、大きな動きといたしましては、平成28年までさかのぼりますが、児童虐待法の改正によって、県と市町の役割が明文化されました。市町においては、児童の身近な場所で児童や保護者を継続的に支援、県としては、市町への助言、援助を行うことと、専門的な知識、技術、それと広域的な対応が必要な業務を行うということで明確になりました。

そういったことで役割を分担したうえで業務 を進めてきたところですけど、実際にはまだそ こが有効に機能していなかったという課題もあ りましたことから、市町等とも協議を進めたう えでガイドラインを策定した経緯がございます。

令和2年11月から、ガイドラインについて試行的に運用を開始しまして、その中でまた市町と検証、協議を経まして、昨年度から本格的に運用を開始したところでございます。

【宮本委員】 市町と連携を取っていただいて、 増加傾向にある児童虐待について、県としても 指揮官をしっかりと出していただきたいという ことをお伝えいたします。

児童相談所に市町支援担当職員を配置すると書いてあります。児童相談所については、職員の皆様方は24時間365日、様々対応されている現状も確認させていただいておりますが、資質向上について、虐待を起こさせないという意識づくりは非常に大事であろうと考えております。資質向上についての取組は、どういったものが今なされているのか、そしてまた今後検討していることがあれば、お尋ねいたします。

【川村こども家庭課長】職員の資質向上に向けた取組というお尋ねですが、児童相談所におきましては、まずは経験年数、組織内における立場、そういったところに応じて研修を各種実施しまして、技術の向上を図っているところであります。

具体的に申し上げますと、まず新人職員等につきましては、年度初めに新任職員の研修、児童福祉業務を行う職員に対しましては、知識をさらに深めるために児童福祉士の任用前の講習会、それと任用後の研修、また、職員のさらなる専門性の向上を目的といたしました警察との合同訓練とか、そのほかに医療や法律に関する

専門研修など、そういったことを実施しており ます。

加えまして、毎週、児童相談所においては定例会議を開催して、弁護士とか医師といった専門家からの助言等も受けて、日々の研鑽ということも図っている状況であります。

【宮本委員】 児童相談所の方々におかれては、 勤務等、相談対応で忙しい中と思いますが、子 どもを守るということを大前提として、引き続 き質の高い研修をしていただくように要望させ ていただきます。以上です。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【千住委員長】 それでは、本日の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時 9分 休憩

午後 4時 9分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉 保健部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。理事者退 席のため、しばらく休憩いたします。

午後 4時10分 休憩

午後 4時11分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

これより、予算決算委員会 文教厚生分科会 の決算審査の日程について、協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたし ます。

協議につきましては、本委員会を協議会に 切り替えて行うこととしたいと存じますが、 ご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に 切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 4時12分 休憩

午後 4時14分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見は ありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、正副委員長にご一任 願いたいと存じます。

以上をもちまして、文教厚生委員会及び予算 決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時15分 閉会

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和5年9月28日

文教厚生委員会委員長 千住 良治

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番	号	件	名	審査結果
第 74 号	議案	長崎県子育て条例行動計画の変更について		原案可決

計 1件 (原案可決 1件)

委員長 千住良治

副 委 員 長 山下 博史

署 名 委 員 山本 由夫

署名委員 堤 典子

書 記 平古場 俊一

書 記 武次 潤

速 記 (有)長崎速記センター